

令和6年12月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 11月29日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	4
開会	6
事務報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
市長の提案理由説明	7
決算審査特別委員長報告	11
（質疑・討論・採決）	17
散会	20

◎会議録第2号 12月3日	
議事日程	23
出席欠席者名	23
開議	25
質疑・一般質問	25
5番 佐美三 洋議員	25
1 海苔養殖業（生産者）の実態について（漁協別）	25
2 住吉漁協域の海苔共同乾燥施設について	27
3 網田漁協域における海苔共同乾燥施設の整備について	29
4 本市の基幹産業である海苔養殖業を永続的に発展させるために	32
7番 今中真之助議員	37
1 備蓄米について	37
2 情報発信について	39
3 職員の勤務体制について	46
10番 宮原雄一議員	51
1 南部農免道路について	51
12番 檜崎政治議員	57
1 インクルーシブ教育と小中学校施設におけるバリアフリー化につ	

いて……………	57
2 職場におけるハラスメント対策について……………	62
3 交通事故から市民を守る安全対策について……………	67
散会……………	71

◎会議録第3号 12月4日

議事日程……………	75
出席欠席者名……………	75
開議……………	77
質疑・一般質問……………	77
14番 中口俊宏議員……………	77
1 宇土地区の活性化対策及び本市の観光戦略について……………	77
2 青少年のスポーツ・文化活動対策について……………	81
15番 藤井慶峰議員……………	86
1 2, 4, 5-T除草剤撤去とその後について……………	86
18番 福田慧一議員……………	90
1 特別障害者手当について……………	90
2 子育て世代への支援について……………	92
3 地球温暖化対策について……………	94
4 食料、農業問題について……………	98
1番 土黒功司議員……………	104
1 「こどもまんなか応援サポーター宣言」について……………	104
2 GIGAスクール構想の実現に向けての現在の宇土市の状況と今後について……………	107
散会……………	120

◎会議録第4号 12月5日

議事日程……………	123
出席欠席者名……………	124
開議……………	125
質疑・一般質問……………	125
一般質問……………	125
2番 杉本 寛議員……………	125

1	新規採用方針及び現状について	125
2	採用枠の拡大について	128
3	防犯について	131
4	交通渋滞について	132
3 番	中野洋一議員	133
1	G I G Aスクール構想端末の更新について	134
2	人の流れを生む「二地域居住」の促進について	136
3	防犯対策について	138
4	増加する単身者の住まい確保について	141
5	児童虐待防止の取組について	142
4 番	浦本晴美議員	146
1	男女共同参画の推進について	146
2	文化財の保存と活用について	152
3	図書館を核とした多目的施設について	155
4	子どもの学習環境の平等について	156
	質疑	158
7 番	今中真之助議員	158
1	議案第 9 4 号 指定管理者の選定について	158
2	議案第 9 6 号 令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 4 号）に ついて	158
	常任委員会に付託（議案第 8 6 号から議案第 1 0 0 号まで）	161
	常任委員会に付託（請願・陳情）	161
	散会	161

◎会議録第 5 号 1 2 月 1 6 日

	議事日程	167
	出席欠席者名	168
	開議	169
	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	169
	（質疑・討論）	171
	各常任委員長報告	171
1	総務市民常任委員長報告	171
2	経済建設常任委員長報告	174

3 文教厚生常任委員長報告	176
(質疑・討論・採決)	178
請願・陳情について	182
(質疑・討論・採決)	182
委員会の閉会中の継続審査及び調査について (採決)	183
(追加日程)	
発議第5号 宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につ いて	183
発議第6号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書	184
発議第7号 教員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書	186
議会改革特別委員会の設置及び付託について	187
閉会	188
署名	190

第 1 号

1 1 月 2 9 日 (金)

令和6年12月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第118号

令和6年12月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年10月31日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和6年11月29日

2. 場 所 宇土市議会議場

1. 会期日程

(会期18日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
11月29日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明 決算審査特別委員長報告 質疑・討論・採決
11月30日	土		休 会	(市の休日)
12月1日	日		休 会	(市の休日)
12月2日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
12月3日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月4日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月5日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
12月6日	金	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
12月7日	土		休 会	(市の休日)
12月8日	日		休 会	(市の休日)
12月9日	月	10:00	委員会	総務市民常任委員会
12月10日	火	10:00	委員会	経済建設常任委員会
12月11日	水		休 会	議事整理
12月12日	木		休 会	議事整理
12月13日	金		休 会	議事整理
12月14日	土		休 会	(市の休日)
12月15日	日		休 会	(市の休日)
12月16日	月	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和6年11月29日（第1号） 午前10時02分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 86号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 4 議案第 87号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 88号 宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 89号 宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 90号 宇土市大太鼓收藏館条例等の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 91号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第10 議案第 93号 指定管理者の指定について

日程第11 議案第 94号 指定管理者の指定について

日程第12 議案第 95号 宇土市道路線の認定について

日程第13 議案第 96号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について

日程第14 議案第 97号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第 98号 令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第16 議案第 99号 令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第100号 令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について

報告第 15号 専決処分の報告について

専決第11号 損害賠償額の決定について

日程第18 決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

1 番 土 黒 功 司 君
 3 番 中 野 洋 一 君
 5 番 佐美三 洋 君
 7 番 今 中 真之助 君
 9 番 園 田 茂 君
 1 1 番 柴 田 正 樹 君
 1 3 番 野 口 修 一 君
 1 5 番 藤 井 慶 峰 君
 1 7 番 村 田 宣 雄 君

2 番 杉 本 寛 君
 4 番 浦 本 晴 美 さん
 6 番 小 崎 憲 一 君
 8 番 西 田 和 徳 君
 1 0 番 宮 原 雄 一 君
 1 2 番 檜 崎 政 治 君
 1 4 番 中 口 俊 宏 君
 1 6 番 山 村 保 夫 君
 1 8 番 福 田 慧 一 君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	前 田 一 孝 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬一郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
会 計 管 理 者	木 村 る み さん	秘書政策課長	渡 邊 聡 君
総 務 課 長	上 木 淳 司 君	危機管理課長	内 田 雅 之 君
企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん	まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん
財 政 課 長	北 谷 太 示 君		

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前１０時０２分開会

-----○-----

○議長（野口修一君） ただいまから、令和６年１２月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 事務報告をいたします。

令和６年９月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（野口修一君） 日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、議長において、６番、小崎憲一君、１１番、柴田正樹君を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（野口修一君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から１２月１６日までの１８日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から１２月１６日までの１８日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 ３ 議案第 ８６号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 ４ 議案第 ８７号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について

日程第 ５ 議案第 ８８号 宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について

日程第 ６ 議案第 ８９号 宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について

日程第 ７ 議案第 ９０号 宇土市大太鼓收藏館条例等の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 91号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第10 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 95号 宇土市道路線の認定について
- 日程第13 議案第 96号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第 97号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第 98号 令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第 99号 令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第100号 令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について

報告第 15号 専決処分の報告について

専決第11号 損害賠償額の決定について

○議長（野口修一君） 日程第3、市長提出議案第86号から、日程第17、議案第100号までの15件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに、令和6年12月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私御多用の中に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本市出身者の世界での活躍について御紹介をさせていただきます。

住吉中学校出身で、本市親善大使の植田明依さんが、今年12日に東京都内で開催されました第62回ミス・インターナショナル世界大会2024に、日本代表として出場をされました。

大会当日は、市役所市民交流スペースにおいて応援イベントを実施し、多くの方が植田さんの応援に駆け付けていただきました。

大会には、各国・地域の代表71人が出場され、植田さんは「ミス アジアパシフィック」を受賞、TOP20にも選出されるという輝かしい成績を残しておられます。

また、同じく住吉中学校出身で、植田さんの2学年後輩に当たる前田優さんが、ハンドボール日本代表おりひめジャパンに選出をされました。

おりひめジャパンは、明日11月30日からインドで開催されるアジア選手権に出場いたします。前田さんの活躍を是非皆様で応援していただきたいと思います。

このように、本市出身の方々の世界での活躍を聞き、大変うれしく感じているところでございます。

宇土市の子どもたちにとって、彼女たちが世界で輝いている姿は希望であり、これからの目標になると思っています。植田さん、前田さんの更なる飛躍を期待するとともに、今後の活躍を市民の皆様と一緒に応援してまいりたいと思うところでございます。

次に、今月17日に開催いたしました、「こども“ど”まんなかの日」について御報告いたします。

子どもたちのために何が最も良いことかを考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するため、こどもまんなか応援サポーター宣言を行いました。そのイベントの開催に際しましては、市内で運営されている子ども食堂や市内各種団体の皆様、そして、宇土高校の御賛同と御協力をいただいたところでございます。

宣言セレモニーは、宇土高校生の司会進行で行われ、市議会はじめ各種団体の皆様、また子育て中の皆様など、多くの方々に御参加をいただきました。

また、市庁舎内の市民交流スペースやうと小路におきまして、各種団体の展示や子ども食堂の御協力による食事の提供もあり、多くの親子連れでにぎわい、大変うれしく感じているところでございます。

御協力いただきました皆様の熱い思いや行動力に対し、この場をお借りしまして、感謝と御礼を申し上げます。

今後は、今回行った宣言をもとに、「こども“ど”まんなか社会」の実現に向けて、市を挙げてアクションを起こしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にも、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、衆議院議員選挙も終わり、現在、政党間において、いわゆる103万円の壁について、見直しの議論が行われているところでございます。人手不足が社会的課題となる中、働き控えの解消など、働き方改革に向けて様々な政策の議論を行うことについては、十分理解するところでございます。

しかしながら、地方自治体の基幹税である個人住民税において、大幅な減収が見込まれるなど、地方財政への甚大な影響が懸念されるところでございます。

個人住民税は、社会福祉、子ども子育て、学校教育、公共施設運営、ごみ処理など、住民に身近な行政サービスの基盤となっており、急激な減収は、これらの提供に重大な支障を来すものになると考えます。

このため、地方財源に影響を及ぼすことのないように、全国市長会を通じて国に対して慎

重な議論を行うよう、先般、強く申入れを行ったところでございます。

今後とも、審議の推移に関心を持って見守ってまいりたいと思います。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、予算関係 5 件、条例関係 6 件、その他 4 件の計 15 件及び報告 1 件であります。

議案第 86 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 87 号、宇土市部設置条例の一部を改正する条例について。これは、市組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 88 号、宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について。これは、条例の適用条件を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第 89 号、宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について。これは、道路敷等占用料の額等を見直す必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 90 号、宇土市大太鼓收藏館条例等の一部を改正する条例について。これは、文化財公開施設の入館料を見直し、入館料収入及び入館者数の増加を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 91 号、宇土市公民館条例の一部を改正する条例について。これは、公民館の使用料を見直し、公民館利用者の利便性向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 92 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。これは、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 93 号及び議案第 94 号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 95 号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 96 号、令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 4 号）について。補正額は 2 億 2 11 万 1 千円を増額するもので、補正後の総額は 2 億 4 244 万 9 千円です。

補正予算の主なものについて御説明を申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、職員給の増額を行っております。

総務費では、防災広場整備事業の計上等を行っております。

民生費では、社会福祉総務一般経費の増額等を行っております。

衛生費では、出産・子育て応援事業の増額等を行っております。

農林水産業費では、水産物供給機能保全事業の増額等を行っております。

商工費では、マリーナ施設管理経費の増額を行っております。

土木費では、公営住宅維持管理経費の増額等を行っております。

消防費では、常備消防費の減額を行っております。

教育費では、学校施設管理経費（施設・小学校）の増額等を行っております。

そのほか、繰越明許費については、網田レトロ館整備事業ほか19件の追加及び住吉地区埋立整備事業ほか1件の変更を行っております。

債務負担行為については、地域おこし協力隊に要する経費ほか9件の追加を行っております。

地方債については、防災広場整備事業ほか1件の追加及び水産物供給機能保全事業ほか3件の限度額の変更を行っております。

議案第97号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。これは、債務負担行為について、特定健康診査等業務委託に要する経費ほか1件の追加を行っております。

議案第98号、令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は328万8千円を増額するもので、補正後の総額は39億6,875万6千円です。これは、国県支出金過年度返還金の増額及び宇城広域連合負担金の減額を行っております。

議案第99号、令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における補正額は850万円を増額するもので、補正後の総額は7億10万4千円です。これは、水道施設修繕費の増額を行っております。

議案第100号、令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における補正額は390万円を増額するもので、補正後の総額は10億6,804万3千円です。これは、終末処理場施設修繕費の増額を行っております。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第15号、専決第11号、損害賠償額の決定について。これは、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

以上が、提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野口修一君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

-----○-----

日程第 18 決算審査特別委員長報告

○議長（野口修一君） 日程第 18、去る 9 月の本会議において付託し、閉会中の継続審査となっておりました、令和 6 年議案第 50 号から議案第 56 号までの令和 5 年度歳入歳出決算の認定 7 件について、決算審査特別委員長から審査の経過と結果について報告があつておりますので、これを議題といたします。特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、土黒功司君

○決算審査特別委員長（土黒功司君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、9 月定例会において決算審査特別委員会に付託されました、令和 5 年度宇土市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る議案第 50 号から議案第 56 号までの 7 件について、審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

経過についてですが、まず執行部に対し、主要な施策の成果に関する説明書や各種資料の提出及びあらかじめ本委員会から抽出しておりました事項について、説明を求め、また監査委員の意見書なども参考にしながら、7 回の委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

なお、審査を行う際には、予算の執行に当たって、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、その結果、見込んだとおりの行政効果を達成することができたかという点を重視し、更には、今後の行財政運営においてどのような工夫改善がなされるべきかという視点をもって審査を行いました。

まず、決算の概要について申し上げます。

初めに、一般会計について、歳入総額は 23 億 2,203 万円に対し、歳出総額は 2 億 2,266 万円で、差引き 11 億 4,977 万円の黒字となっております。また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、6 億 4,466 万円の黒字となっております。

財政指標については、経常収支比率が 94.9% で前年度より 1.1 ポイント悪化し、依然として硬直化した財政状況となっております。また、実質公債費比率は、前年度より 0.5 ポイント悪化し 11.6%、財政力指数は 0.50 で昨年度より 0.02 ポイント悪化しております。起債現在高は 21 億 9,020 万円で前年度末より 7 億 7,309 万円の減額、各種基金の年度末現在高は 73 億 8,738 万円で、前年度末より 1 億 3,104 万円の増額となっております。

次に、特別会計について、特別会計は全部で六つありますが、その合計で申し上げます。

歳入総額は 8 億 4,123 万円に対し、歳出総額は 8 億 4,950 万円で差引き 1 億 9,173 万円の黒字となっておりますが、一般会計から四つの特別会計に 11 億 2,440 万円が繰り出されており、漁業集落排水施設整備事業特別会計では基準外繰入れが行われるなど、厳しい状況となっております。また、各種基金の年度末現在高は 8 億 5,521 万円で、前年度末より 7,305 万円の増額となっております。

以上が、決算の概要であります。

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

一般会計の歳入総額は、前年度に比べ0.55%、1億2,973万円の減額となっております。また、不納欠損額は一般会計と特別会計を合わせて4,282万円となっております、前年度と比較すると1,452万円増加しています。

予算執行については、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応や国際情勢の影響による物価の高騰など新たな課題への対応など、極めて厳しい財政状況の中で、議決の趣旨に沿って適正な運用が行われており、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

次に、審査の過程における議論の中から、各委員からの様々な意見や質疑について主なものを申し上げます。

まず、行政主導の土地開発について、委員から「住宅地の開発候補地として、都市計画道路路北段原線沿線に190戸を想定されているとのことだが、新しい開発なので一気に子どもが増えることも考えられる。宇土小学校の受入態勢は大丈夫なのか。」との質疑があり、執行部から「まだ、そこまでの把握はしていない。早めに教育委員会と情報共有を図りたい。」との答弁がありました。それに対して、委員から「宇土東小校区でも子どもが増えるよう、この計画の中で考えてほしい。」との意見がありました。

次に、市役所のDX推進について、委員から「予算をかけただけの効果が得られていると思うが、令和7年度以降の取組はどのように考えているのか。」との質疑があり、執行部から「令和5年度は、初期投資をしているため決算額が大きくなっている。令和6年度では、令和5年度に導入したものを展開・利用推進を行うこととしており、令和7年度も継続していく考えである。」との答弁がありました。それに対して、委員から「是非とも横展開して、更なるステップアップに力を注いでもらいたい。」との意見がありました。

次に、地方バス路線維持対策事業について、委員から「桜町バスターミナル・松橋産交の路線では、令和3年度と比べ、乗車人数が約7,700人増えているのに補助額は変わっていないのはなぜか。」との質疑があり、執行部から「運転手不足による賃上げや燃料費の高騰などの費用の増加が要因として考えられる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「国の賃上げの動きや労働者不足により人件費などの経費は上がっていくわけで、乗車人数が変わらなくても補助額は上がる傾向にあるということになる。一方で、宇土駅・三角産交の路線は、令和5年度の乗車人数が令和元年度に比べ約6,000人減の1万6,860人で、乗車一人当たりの補助額が1,713円と高額になっている。この路線については、10年ほど前から議論が続いており、廃止すべき乗車人数を決める段階に来ていると思う。」との意見がありました。また、これに関連して、別の委員から「この路線は、再三にわたり論議されている。宇城市が関係することでもあり、宇城市ともっと踏み込んだ意見交換をし

ていくべきである。」との意見もありました。

次に、まちづくり活動支援事業について、委員から「まちおこし団体は活動資金を持たないため、2分の1の助成率では低すぎる。まちおこし団体が何かやってみようと思えるよう、複数ある助成メニューを絞り、助成率を引き上げるべきではないか。」との質疑があり、執行部から「事業を活用して1回で終わってしまっては趣旨に反するため、継続的に自立して取り組んでもらうことも考慮しながら検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、基金の運用について、委員から「毎年、債券購入による運用を行っていくのか。」との質疑があり、執行部から「令和5年度までに14億円の債券を購入しており、令和6年度は14億円の目標に対して11億円の債券を購入している。また、令和6年度からは基金の一括運用を始めており、今後、各基金の所管課に状況を調査し、運用に充てることのできる残額があれば、それを活用して今後も運用を続けていきたい。」との答弁がありました。また、別の委員から「額が大きい上、専門性が高く職員の負担も大きいと思うが、資産運用の専門家を入れることはできないのか。」との質疑があり、執行部から「公金運用は、元本保証がある債券の満期保有が原則なため、県内各市で専門家を入れているところはない。」との答弁がありました。

次に、市税の納税方法について、委員から「口座振替とコンビニ納付の1納付当たり、市が負担する手数料は幾らか。」との質疑があり、執行部から「市が負担する手数料は、口座振替が10円、コンビニ納付が60円程度である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「コストが50円も違うのなら、口座振替強化年として特典を設けるなど、口座振替の推進により一層力を入れてもらいたい。」との意見がありました。また、別の委員から「市税の納付では、キャッシュレス決済が可能なのか。また、そのとき市が負担する手数料は幾らか。」との質疑があり、執行部から「キャッシュレス決済は可能で、手数料はコンビニ納付と同じ額である。」との答弁がありました。

次に、宇土市の旬を届ける実行協議会事業について、委員から「令和5年度の活動内容が、それ以前と異なる理由は。」との質疑があり、執行部から「以前は、協議会主導で市の食材を用いた商品開発や販売会等を行っていたが、費用対効果を考え、令和5年度から地域活性化起業人と連携し、市内農水産物とそれを使用した加工品の販路拡大や市外バイヤーとのマッチングなど、市内生産者を支援する形へと方針を転換したためである。」との答弁がありました。これに関連して、別の委員から「年間の事業費は600万円程度であるが、協議会で開発した商品の販売額は幾らか。」との質疑があり、執行部から「令和4年度は年間75万円程度、令和5年度は年間100万円程度である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「成果が上がらない事業は継続しても意味がないと思う。継続するのであれば、商品の質の改善やPR方法の工夫など、成果が上がるように精力的に取り組んでもらいた

い。」との意見がありました。

次に、令和5年1月に発生した強風被害に関する被災資材運搬処分業務委託料及び漁業者資材購入費支援事業について、委員から「被災資材運搬処分費の不用額が大きくなった理由は何か。」との質疑があり、執行部から「当初、漁場に設置されている海苔網や支柱を漁業者が目視して被害量を算出し、それをもとに予算化したが、実際の処分量と差が生じたためである。」との答弁がありました。それに対して、委員から「それに加え、漁業者が被災資材を全て処分するのではなく、鳥獣対策などに再利用したことも処分費が減少した要因であると思う。今回、すぐに市が対応したことで、生産者は安心して事業を継続することができた。今後、農業や漁業で同様の被害が発生した場合にも迅速な対応をお願いする。」との意見がありました。

次に、観光PRアドバイザーについて、委員から「これまでに複数のアドバイザーが歴任されているが、それぞれに取り組まれた実績はその後も生かされているのか。」との質疑があり、執行部から「歴任アドバイザーはそれぞれに得意分野があり、それぞれの特性を生かした業務に当たっていただいている。例えば、前アドバイザーが主体となって作成した『うとびより』など、形として残るものや業務として引き継ぐことができるものについては、ノウハウを蓄積し生かすことができている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「アドバイザーによって方向性が変わることがないように、ぶれない軸のある取組を行ってほしい。」との意見がありました。

次に、空き家対策セミナーについて、委員から「セミナーは今後も継続して実施するか。」との質疑があり、執行部から「令和6年度は回数を減らしての実施を予定している。また、現時点では令和7年度以降に実施する予定はない。」との答弁がありました。それに対して、委員から「参加者がある程度集まるのであれば、事業を継続してほしい。」との意見がありました。また、ほかの委員から「地元の方が多く集まる区の総会などで周知を行うことで、更なる効果が期待できると思う。」との意見がありました。

次に、地域のボランティア活動を行う行政区に対して謝金を交付する市道等清掃ボランティア支援事業について、委員から「事業実施に当たり、事前に申請する必要があるが、当日にならないと参加人数や規模が確定しないことがあるため、報告のみで対応できないか。」との質疑があり、執行部から「公費を支出する以上、条件に合っているか等を確認する必要がある。」との答弁がありました。それに対して、委員から「事業要件としては2人以上となっているが、1人で地区の市道等の清掃を行っている方もいる。そのあたりも含めて、さらに使いやすい事業にしてほしい。」との意見がありました。

次に、あじさいの湯について、委員から「入館者が増加しているとのことだが、指定管理料は数年前と比べて上昇しているため、受益者負担という面からみれば入館料を上げる時期

に来ているのではないか。」との質疑があり、執行部から「令和５年度に過去最高の入館者数となったが、昨今の物価高などもあり、指定管理者自体はいまだ赤字が続いている状態である。今年度行った施設の劣化診断の結果に基づき、改修工事が必要ならば、その改修時期に合わせた価格見直しを検討している。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「改修したので料金を上げるという理由よりも、物価高でいろいろなものやサービスの価格が上がっているためという理由のほうが上げやすいのではないか。指定管理者とよく相談してほしい。」との意見がありました。

次に、成年後見制度利用支援助成金について、委員から「予算と支出の乖離が大きい。どういった理由なのか。」との質疑があり、執行部から「本市の成年後見制度の利用者は８０人となっているが、この制度による助成対象者は、生活保護受給者等生活困窮者に限られる。令和４年度から対象者の枠が広がったことで、予算を増額していたが、制度変更からの実施期間が短いこともあり、予測できない面があった。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「成年後見制度は、必要な方にとって非常に大事な制度である。助成の前提条件である経済的困窮者の把握は難しいが、やり取りをする中で対象者数を詳細に見積もることで、予算に反映させることはもとより、制度自体の周知にも努めてほしい。」との意見がありました。

次に、学校の図書購入費について、委員から「文部科学省の基準である蔵書標準冊数をもとに学級数に応じて図書を整備されているが、そうすると大規模な学校と小規模な学校で蔵書数に差が生じるので、一人の子どもが選べる冊数に違いがあるということである。また、特別支援学級の増加など、様々な子どもたちが通学している。これらの点で学校の司書等から要望などはないか。」との質疑があり、執行部から「各学校からは、古い図書があるため、その分新しい図書をもっと入れたいという要望は多い。」との答弁がありました。また、別の委員から「学校図書に電子図書は入っているのか。」との質疑があり、執行部から「電子図書は入っていない。」との答弁がありました。それに対して、委員から「児童生徒数の違いで学校間の図書冊数が異なるのであれば、将来的にＩＣＴ化が進む中、市立図書館と連携して、市立図書館の電子図書を共有する仕組みを構築できれば、各学校の格差がなくなってくるのではないか。」との意見がありました。

次に、学校で使用するタブレット端末について、委員から「タブレット端末を購入したのはいつか。」との質疑があり、執行部から「令和２年度であり、来年度が更新になる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「現在のタブレット端末は、４年で老朽化しているため、かなり安価なものだったと記憶している。次回タブレット端末購入の際は、価格だけにとらわれず、品質や耐久性を考慮したものを選定すべきではないか。」との質疑があり、執行部から「今まで使用してきた機種の問題を踏まえ、次回購入の際に反映させた

い。」との答弁がありました。また、別の委員から「教職員が授業でＩＣＴ機器を活用したというのはどこまでか。」との質疑があり、執行部から「ほとんどの先生は電子黒板などＩＣＴ機器を使った授業をされている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「国における教職員のＩＣＴ活用状況調査結果の数値だけ見れば、おそらくそうなのかもしれないが、児童生徒側のＩＣＴ活用に関する別の数値を見ると県全体と比較しても低いので、この数値を上げていくような取組をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、旧高月邸について、委員から「余り規模が大きい武家屋敷のようなのだが、何年も費用をかけて調査しなければならないのか。」との質疑があり、執行部から「少しずつ調査しているが、調査自体はそこまで費用はかからない。一般公開に係る経費や突発的な補修で費用がかかっている。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「旧高月邸は、轟泉水道が通っており、後々の宇土市の財産になり得る史跡と考えるため、継続して調査してもらいたい。」との意見がありました。また、別の委員から「轟泉水道との掛け合わせにより、国・県の指定文化財になるようその価値を高めてほしい。」との意見もありました。

以上が審査の過程において、各委員から出された主な事項であります。これ以外にも、今回の審査において執行部への意見や指摘は数多く出ております。当該意見や指摘については、本委員会の設置目的に従い、執行部に対し改善に向けた取組の実行をお願いしております。

また、本市の財政状況は、大変厳しい環境下にあると言えます。執行部におかれましては、少子高齢化や人口減少で歳入の大幅な増額が見込めない中で、社会保障関連経費は今後も高水準で推移していくことが見込まれるため、これまで以上の厳しい財政状況が続くと思われませんが、限られた予算の中にも、社会経済情勢の変化に対応した効率的、効果的な予算の編成及び執行に心がけ、健全な行財政運営に努めていただきたいと思います。

以上のとおり、本委員会は慎重に審議を重ねた結果、議案第５０号から議案第５６号までの７件について、全会一致で原案のとおり認定することを決定いたしました。

最後に、決算と予算の審査の在り方について、本委員会の審査の中で各委員から問題が提起されましたので申し上げます。

本来、決算審査の結果は、後年度の予算編成や行政執行に生かされるべきものですが、本市議会では、決算は総合的に審査しているものの、予算については常任委員会所管の予算だけを所属委員で審査しているため、決算と予算が連動され難い状況となっています。そのようなことから、予算審査においても決算審査同様、総合的かつ一体的な審査を行う予算委員会が必要ではないかといった意見が出ており、今後の検討課題と考えております。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 決算審査特別委員長の報告に対して、4議案に反対をいたします。

議案第50号、令和5年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。市の業務は、介護保険制度や後期高齢者医療制度など新たに導入され、大規模災害も発生するなど、業務量は増えているのに正職員は削減され、正職員がしていた仕事を非常勤職員が行っております。そのため、非常勤職員は大幅に増えております。非常勤職員は、会計年度任用職員になり、手当も出るようになり賃金も上がっているが、正職員より大幅に安くなっております。会計年度任用職員の70%は女性で、安い賃金で市の業務を支えております。正職員を増やし、有給休暇を適切に取れるようにし、会計年度任用職員の賃金引上げと継続雇用を保障するなど、処遇改善をすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第51号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。国民健康保険の加入者は、年金生活者やパートなどで働く非正規の収入の少ない労働者の加入が増え、年間所得が200万円以下の世帯が80%を超えております。所得が少ないのに、中小企業の労働者が加入している協会けんぽに比べて、2倍程度の保険税の負担となっています。そのため、滞納額も1億1,094万1千円と多く、不納欠損額も1,658万2千円となっています。同じ公的医療保険で負担の格差は問題であり、改善が必要であります。また、全く収入がない子どもにも均等割が課税されていますが、これは廃止すべきであります。高い国保税に対して、全国知事会は国に対し1兆円程度の財政支援を行い、協会けんぽ並みの税額にすべきと提言しています。国の財政支援を増やし、加入者の負担軽減を図るべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第53号、令和5年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和5年度の介護保険特別会計の基金は7億5,022万4千円もあり、介護保険料収入を超えております。保険料の取り過ぎであります。高齢化が進み、介護を必要とする人は増えていますが、介護認定は厳しくなっており改善が必要であります。介護保険事業者の運営も厳しく、介護報酬の引上げと介護職員の待遇改善を行い、介護職員が安心して働けるようにすべきであり、介護を必要とする高齢者が、施設でも在宅でも安心して介護が受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

議案第55号、令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてで

あります。75歳になれば、これまで加入していた保険制度から強制的に切り離され、一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。高齢者を医療の面からも、保険料の面からも差別するような制度は廃止して、元の制度に戻し、国が財政支援を増やし、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきとの立場から反対をし、討論を終わります。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号、令和5年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第50号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第51号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第51号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第５２号、令和５年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第５２号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第５３号、令和５年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第５３号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第５４号、令和５年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第５４号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第５５号、令和５年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第55号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第56号、令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月2日月曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、12月3日火曜日に開き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

午前10時49分散会

第 2 号

1 2 月 3 日 (火)

令和6年12月宇土市議会定例会会議録 第2号

12月3日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 佐美三 洋議員

- 1 海苔養殖業（生産者）の実態について（漁協別）
- 2 住吉漁協域の海苔共同乾燥施設について
- 3 網田漁協域における海苔共同乾燥施設の整備について
- 4 本市の基幹産業である海苔養殖業を永続的に発展させるために

2. 今中真之助議員

- 1 備蓄米について
- 2 情報発信について
- 3 職員の勤務体制について

3. 宮原雄一議員

- 1 南部農免道路について

4. 檜崎政治議員

- 1 インクルーシブ教育と小中学校施設におけるバリアフリー化について
- 2 職場におけるハラスメント対策について
- 3 交通事故から市民を守る安全対策について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1 番 土 黒 功 司 君	2 番 杉 本 寛 君
3 番 中 野 洋 一 君	4 番 浦 本 晴 美 さん
5 番 佐美三 洋 君	6 番 小 崎 憲 一 君
7 番 今 中 真之助 君	8 番 西 田 和 徳 君
9 番 園 田 茂 君	10 番 宮 原 雄 一 君
11 番 柴 田 正 樹 君	12 番 檜 崎 政 治 君
13 番 野 口 修 一 君	14 番 中 口 俊 宏 君

15番 藤井慶峰君
17番 村田宣雄君

16番 山村保夫君
18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	前田一孝君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
総務課長	上木淳司君	危機管理課長	内田雅之君
企画課長	三浦仁美さん	まちづくり推進課長	中山好美さん
財政課長	北谷太示君	税務課長	池田忠陽君
環境交通課長	松下修也君	農林水産課長	東 顕君
商工観光課長	清塘啓史君	農業委員会事務局長	上村修二君
学校教育課長	本堀武史君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1　質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

5番、佐美三洋君

○5番（佐美三　洋君）　改めて、おはようございます。無所属の佐美三です。今定例会におきまして、質問の機会をいただきましてありがとうございます。今回は、本市の基幹産業である海苔養殖業をこれからも永続的に発展させるための施策について、執行部の考えをお尋ねいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　佐美三洋君

○5番（佐美三　洋君）　それでは、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

さて、今年も海苔のシーズンを迎えたところでございます。昨シーズン、令和5年度の熊本県産の乾海苔の累計販売実績について、本年4月、熊本県漁連からの発表によりますと、乾海苔の生産実績は、過去最高の174億円を超えたということであります。この好調さは、佐賀、福岡を中心に前季から不作が続いていた影響で、メーカーや商社の在庫が不足し、比較的堅調だった熊本産が高値で取引されたことにあると分析されております。1枚当たりの平均単価は、平年の2倍近くに伸び、1枚当たり22円5銭と最高値を記録したとのことあります。それを裏付けるように住吉・網田両漁協においても、生産者の明るい表情がうかがえたところであります。ただ、その一方で、地球温暖化が叫ばれる昨今、本年10月になっても海水温の高止まりが続き、種付けについては本市の住吉・網田両漁協をはじめ、県内15の漁協において、昨年よりも5日遅れての実施となっております。年々種付けの時期も遅くなっており、11月になってからの種付けは県内では初めてということあります。自然に左右される海苔養殖業については、昨年の好調さを手放しには喜べない、なかなか先が見通せない、そういう一面もあるのではないかというふうに思います。これから最盛期を迎える海苔の生産について、昨年に引き続き好調であってほしいと願うところであります。

そこで、今回の質問は、これからも永続的に海苔生産を発展させるための施策について、執行部の考えをお尋ねしたいと思います。では、第1点目の海苔養殖業生産者の実態について。現在の海苔養殖業に従事する生産者、経営体の数、そしてそのうち後継者のいない生産

者数とその平均年齢について、また、過去５年間の廃業者の推移について。それと併せまして、もぐり船の所有状況について、住吉漁協、網田漁協別にお尋ねをいたします。加藤経済部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

初めに、漁協別の現生産者数、後継者のいない生産者数、後継者のいない生産者の平均年齢について、１０月末現在の経営体数でお答えします。

網田漁協は、現生産者が３１戸。うち後継者のいない生産者が２２戸で、その平均年齢は５４歳となっております。

また、住吉漁協は、現生産者が２６戸。うち後継者のいない生産者が１６戸で、その平均年齢は６１歳となっております。

次に、漁協別の令和元年度から令和５年度までの過去５年間の廃業者の推移についてお答えします。

網田漁協では、令和元年度３戸、令和２年度４戸、令和３年度６戸、令和４年度４戸、令和５年度２戸となっており、５年間で１９戸廃業されております。

また、住吉漁協では、令和元年度１戸、令和２年度２戸、令和３年度は廃業者なし、令和４年度１戸、令和５年度１戸となっており、５年間で５戸廃業されております。

最後に、漁協別のもぐり船の所有者数、非所有者数及び所有率について、１０月末現在でお答えします。

網田漁協は、所有者２３戸、非所有者８戸で、所有率７４％となっております。また、住吉漁協では、所有者１８戸、非所有者８戸で、所有率６９％となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○５番（佐美三 洋君） ありがとうございました。網田漁協においては、現生産者数が３１軒、うち後継者のいない生産者が２２軒ということで、実に７割を超える生産者に後継者が存在しないということであります。また、住吉漁協は、現生産者数が２６軒で、うち後継者のいない生産者が１６軒と、こちらも６割を超えているということであります。また、過去５年間の廃業者の推移については、網田漁協では５年間で１９軒が廃業しており、平均しますと毎年３．８軒が廃業しているということになります。また、住吉漁協においては５年間で５軒ですから、毎年１軒が廃業している計算となります。次に、もぐり船についても答弁をしてもらいましたが、従来はここに写真が出ておりますように、このように２人１組となり箱船に乗りまして海苔を摘んでいたと。これが従来からといいますか、今もそういう形で海苔を取っておられるところもあるわけですが、海苔生産における技術革新に

よって、今画面にありますようにもぐり船という画期的な摘み取り方法が、現在は主流となっております。もぐり船で海苔を取るところも次の画面にあるかなと思うんですけど、こうやってもぐり船自体に海苔を摘み取っていくと、こういうふうなやり方をしている。これが一番画期的な摘み取りの方法に今はなっております。このような中、両漁協においてもぐり船を導入していない生産者は、網田漁協が生産者31軒中8軒、住吉漁協が26軒中8軒、合わせますと57軒中16軒。つまり両漁協全体で約3割近くがこのもぐり船を導入していないということであります。ただいま後継者の現状、廃業者の推移、そして近代的機械の導入状況の一端について経済部長から答弁をいただきましたが、これからの海苔養殖業を見通す中で、数値的にもなかなか厳しいものがあるというふうに感じたところであります。

では、次の質問に移ります。住吉漁協域の海苔共同乾燥施設について。まず、整備の目的、施設の概要、運営主体、利用状況及び補助金の交付内容について、経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

海苔共同乾燥施設整備の目的としましては、海苔の陸上加工の経費節減や品質及び生産量の向上、また、海上での養殖作業と陸上での乾燥作業の分業化による、海苔生産者及びその家族等の労働時間の軽減等、労働環境の大幅な改善があります。

次に、施設概要についてですが、まず令和4年度に整備された1棟目の共同乾燥施設については、乾燥工場面積が199平米、水槽54平米、休憩所20平米、機械設備として全自動海苔乾燥機械1台、タンク、攪拌水槽等が設置されております。

また、生産能力は1時間に8千枚から9千枚の乾海苔を製造することが可能となっております。

次に、運営主体・経営形態についてですが、株式会社伊藤海苔機械によります法人経営となっております。

次に、稼働2年目となる直近の令和5年度の利用状況としましては、乾燥業務を全て委託した常時利用が3戸、個人乾燥機との併用が6戸で、合計9戸の海苔生産者が利用されている状況です。また、令和5年度の総製造枚数は933万枚で、住吉漁協全体の約18%となっております。

また、本年10月に完成した2棟目の共同乾燥施設については、1棟目とほぼ同規模の施設・設備・生産能力となっており、運営主体・経営形態も株式会社伊藤海苔機械によります法人経営となっております。

なお、2棟目の利用に関しましても、1棟目と同程度数の新たな生産者の利用が見込まれております。

最後に、当該施設整備に係る補助内容としましては、まず、現在稼働している1棟目の施設は、国の新型コロナ対策である中小企業等事業再構築補助金4,000万円を活用し整備されております。

また、今年10月に完成しました2棟目は、今年度新たに制定しました宇土市農水産加工施設整備事業補助金3,000万円を活用し整備されております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございました。ではここで、当該海苔共同乾燥施設を利用している生産者の反響についてどのような声が上がっているのか、経済部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

当該施設を利用する生産者の反響について、住吉漁協に確認しました内容を御紹介いたします。

まず、労働・経済的負担軽減に関するものとしましては、「個人経営の頃は深夜遅くまで作業を行っていたが、共同乾燥施設を利用したことで、睡眠時間が確保でき、寝不足等による事故やけがの心配が少なくなった。」や「夕食の準備ができることから、食事面の摂取バランス等の心配がなくなった。」また「廃業を予定していたが、海上作業と陸上作業が分業化したことで、就労環境が改善されたため経営を継続できた。」などが上がっております。

さらに、海上作業に特化し乾燥業務を全て委託した常時利用者からは、「個人で乾燥施設を維持・整備する必要がなくなったことで、経済的負担の軽減につながっている。」との声も上がっております。

次に、経営状況の改善に関するものとしましては、「分業化により、陸上での海苔製造時間を海上での養殖に有効活用できるため、品質が向上し単価が向上した。」ことや「複数名での利用となるため、製品のロット数が確保できることで単価が向上した。」などが上がっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございました。住吉漁協域に整備されました海苔共同乾燥施設については、第1棟目が令和4年から稼働し、第2棟目は今シーズンからの稼働ということであります。先ほど当該乾燥施設の整備目的、概要等について、また、ただいま当該施設を利用する生産者の反響について答弁をしてもらいましたが、当該施設が生み出した大きなメリットは、陸上作業を委託することで乾燥・加工に要する施設を自前で整備する必要

がなくなったこと。また、海上作業のみに専念できることから、より良質な海苔を作る環境が確保できたこと。加えて、答弁のとおり、労働時間の軽減によっていろいろな効果が出ているようであります。しかし、中でも最も大きい効果は、経済的負担や労働的負担を軽減することができたことで、廃業の岐路に立つ生産者の現役寿命を延ばすことにつながったこと。このことが当該施設が生み出した最大のメリットではないかと私は思います。利用している生産者からは、経済面、経営面そして労働面からも大変好評を得ている、喜ばれていることがうかがえます。

そこで、次の質問に移ります。網田漁協域における海苔共同乾燥施設の整備についてお尋ねをいたします。網田漁協の生産者も住吉漁協域のこの共同乾燥施設の評判については、当然伝わっているわけでありますが、ここで、網田漁協域の生産者からの共同乾燥施設の整備に向けた要望等について、何か上がっているのでしょうか。経済部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

網田漁協域の海苔共同乾燥施設整備につきましては、網田漁業協同組合から要望があっております。

要望内容としましては、網田漁港区域内の市有地の利用や、国・市の補助事業を活用した整備に係る費用の支援について相談があっているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。網田漁協からも海苔共同乾燥施設の整備について要望が出ているとのこととあります。先ほど、住吉漁協域における共同乾燥施設を利用する生産者の声を紹介してもらいましたが、網田漁協域においても廃業の岐路に立つ生産者がたくさんいます。早急に整備に向けた検討をお願いしたいと思いますが、市としての整備に向けた考え方、整備する場合の経営形態、タイムスケジュール、課題等について、経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

網田漁協域の海苔共同乾燥施設整備につきましては、後継者がいない生産者が安心して可能な限り海苔養殖を続けていくため、また新たな就業者確保につなげていくために、海苔養殖業の振興には必要不可欠な施設であると認識しております。

海苔共同乾燥施設の経営形態につきましては、住吉漁協域同様、民間による整備・経営のほか、漁協が事業主体となり整備し経営していく方法が考えられます。なお、漁協が事業主体となる場合は、国の補助事業が活用できます。

整備のスケジュールにつきましては、事業主体や国の補助事業活用の有無等で変わってくることとなります。

住吉漁協域の２棟目の整備を例に挙げますと、１棟目の整備効果が大きかったことから、市としても民間による共同乾燥施設の整備を促すため、令和６年度の当初予算において当該施設整備に係る市補助金の予算措置を行いました。その後、本年４月に株式会社伊藤海苔機械から補助事業の申請があり、交付決定後の５月に着工、１０月中旬に完成し、今期から稼働が予定されております。

なお、網田漁協域の共同乾燥施設の整備に向けた課題につきましては、先に申しましたように、施設整備の事業主体や経営形態、施設整備場所等を今後検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○５番（佐美三 洋君） ありがとうございます。市としても網田漁協域の海苔共同乾燥施設については、必要不可欠な施設と捉えているとのことであります。ただし、クリアしなければならない整備に向けた事業主体や経営形態、施設の設置場所等の課題があるとのことですが、網田漁協所属の生産者については、生産者３１軒中２２軒において後継者がいない。つまり７割超えの生産者が、自分の代で廃業しなければならないという現実と直面しております。廃業の岐路に立つ待ったなしの生産者が、多数存在するわけであります。市としましても、このことを深刻に受け止めていただきまして、当該生産者を救済する意味でも早急な共乾施設の整備に向けた検討というか、アクションを起こしていただきたいというふうに、切にお願いするところでございます。宇土市の基幹産業である海苔養殖業については、従事者の高齢化、機械の買替え、後継者がいない等々の理由で、まだまだ気力、体力共に頑張れる、現役続行に意欲的な生産者がやむなく廃業、撤退しなければならない状況に追い込まれております。先ほどの繰り返しになりますが、網田漁協ではこの５年間で１９軒が廃業しております。平均すると、毎年３．８軒が廃業しております。このように廃業予備生産者が多数存在するわけであります。また、やむなく廃業する生産者が増加する一方で、新規参入者については、漁業権、生産ノウハウ、そして莫大な運転資金等が必要であるため、他の産業と比較しても新規参入は皆無に等しいと断言できるのではないのでしょうか。では、どうやって本市の基幹産業である海苔生産を守っていくのか。前述のとおり、まだ頑張れる、海苔生産に携わりたい、続けたいと考える意欲的な生産者を、少しでも長く現役続行できる環境を整えることが急務であると考えます。改めまして申し上げますが、このような中、住吉漁協域においては、共同乾燥施設が計２棟整備され、直面していた廃業からの一つの光明が見えた生産者もいるわけであります。

そこで、大きく3点について、元松市長の考えを聞かせていただきたいと思います。第一に、網田漁協域においても共同乾燥施設の整備が急務であり、必要不可欠と考えますが、スピード感ある共同乾燥施設の整備について、改めて市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど経済部長が答弁いたしましたので、重複する部分がございます。その点は御了承いただきたいと思います。

海苔共同乾燥施設は、現代の海苔養殖業の振興には必要不可欠な施設だと思っております。省力化や生産コストを削減することで、海苔養殖業に係る労働負担の軽減など就労環境の大幅な改善が図られることから、経営の継続や新たな担い手確保、これは簡単ではないというお話もありましたとおり、簡単ではございませんが可能性として高まるという意味で、新たな担い手確保につながるものと考えております。

本市では、令和4年10月に株式会社伊藤海苔機械が事業主体となりまして、1棟目の海苔共同乾燥施設を整備されました。この結果、老朽化した乾燥施設を新たに整備導入する必要がなくなったことで、経済的負担が大きく軽減されております。また、漁業者が海上作業に特化して仕事ができるようになったこと、乾燥業務を委託するという意味でございますが、そういう意味で労働負担の軽減にもつながっております。このような状況から1棟目の整備の後で、高齢化してもうそろそろどうかなと思っておられた方が、ちょうど海苔生産設備の更新の時期を迎えて、もう廃業しようと思っておられた方が、この伊藤海苔機械さんの共同に加わることで継続をされました。これが先ほどの説明にもありました廃業が少ないというところにもつながっていると思いますが、そういうことがありました。先ほど議員からも発言がありましてとおり、現役寿命を延ばすということ、これは非常に重要でございます。これは新規参入がなかなか難しい業態でございますので、まずは、とりあえず儲ける漁業を継続していただく、これが一番重要なことだと思っております。

また、製造された乾海苔の品質の向上等が図られているということもお聞きをしております。委託をすると1枚幾らという委託料がかかるわけですが、現実、生産した海苔の等級が上がっているの、その単価が上がっていると。そういうことで、例えば1枚4円、5円という単価がかかっても、売値のほうは2円、3円上がれば、その分コストが低くなるということでございますが、こういった相乗的な効果がございまして、今年完成した2棟目の整備につながったものと考えております。

県内では、本市以外でも漁協や民間企業が整備した海苔共同乾燥施設が、玉名市で3棟、長洲町で3棟整備されております。これも海苔どころでございます。

このように、県内各地でも整備が進められている状況の中、網田漁協域でも同施設整備の

相談がっております。本市としましては、住吉漁協域と同様に、事業支援に積極的に取り組んでまいります。これについては、市のほうからも漁協のほうに是非という話はさせていただいておりますし、これからも続けていこうと思います。

以上です。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。今回、生産者の意見を聞く中で、網田漁協域にも早く共同乾燥施設を整備してほしいという声をたくさん聞いております。岐路に立つ廃業予備生産者にとっては、現状所有する乾燥施設がいつまでもつのか、あるいは体力・気力がどこまで続くのか、新たに施設を新設する余裕も時間もないという生産者の切実な声を聞いております。どうか本市の基幹産業である海苔養殖業を守っていくためにも、早急に網田漁協域における共同乾燥施設の整備について、当該生産者の気持ちに寄り添ったスピード感ある整備をよろしくお願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。現状の海苔生産現場は、莫大な機械・施設等の設備資金を要することは、先ほど来、市長の答弁にもありましたとおりであります。個人差もありますが、従来からの漁業者ごとの陸・海フルセット整備で、今後も安定した経営が維持できるのか。機械や施設を整備することで収量・収入もアップしますが、その分、整備に要する莫大な借金返済に迫られることも現実としてあるわけでありまして。気候変動の影響で海水温の上昇、赤潮の発生等も顕著であります。更には、将来的に秋芽海苔そして冷凍網海苔といった、現在の二期作自体が将来的にも行えるのか心配する生産者もおります。このような不安定な要素を抱える中で、生産者間の個人差もありますので、これは一概に言えないかもしれませんが、生産者ごとに機械や施設の充実を従来どおり推し進めることが得策なのか、ギャンプルにも等しい、そういう捉え方をする生産者もおります。

そこで、これからの海苔養殖業を永続的に維持発展させていくためには、施設整備に係る経済的負担、労働的負担を払拭するための仕組みづくりも、考えていくときが来ているのではないかというふうに思います。例えば、新たな経営形態の一例として協業化、広く捉えれば、この住吉の共同乾燥施設もこれに属すると思います。その先には、法人化が考えられます。両漁協を合わせても、後継者のいない生産者が7割近くを占める現状を考えますと、どんな形であれ、新たな仕組みづくりがあってもいいし、これからの生産者の高齢化が進むにつれ、さらに直面する喫緊の課題ではないかと考えます。行政においてもリーダーシップを発揮し、検討すべき懸案事項ではないかと考えますが、元松市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

海苔生産現場の現状は、機械設備等に要する莫大な整備資金が必要となっております。一

例で申し上げますと、先ほどの御質問にもありましたもぐり船と呼ばれる海苔摘み取り船でございますが、中古艇でも4,000万円、新艇であれば8,000万円ほどします。また、個人が所有されている全自動乾海苔製造機は、新設で5,000万円ほどします。もうちょっと安いのもあれば、大きいところはもっと大きいものを付けておられるような状況であるとお聞きしております。

さらに、燃油や資材の価格高騰に伴い生産経費が増加するなど、海苔養殖業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると認識をしております。農業と比較して、やはり一番違うのはこの設備費の膨大さだと思います。それが、共同事業を非常に妨げている状況になっていると私は認識しております。

海苔生産においては、例えば、農業のたばこ農家に取り組んでおられるような、共同の乾燥は一緒ですけども共同の親床ですとかに取り組んでおられますし、現在は農業機械の共同利用ということで、市の補助も出して進めているわけですけども、共同利用の農機とかをみえますと数百万円なんですね。桁が一つ違うような話で、もう安いのは二、三百万円、高くても五、六百万円というような状況でございます。そのような共同体制が取れるのであれば、それは理想だと私たちも思っておりますが、この海苔生産現場においては、共同乾燥施設がやっとこれからという状況になっておりますので、決してハードルは低くない、ハードルは高いと思っています。もぐり船に関しては、これも共同でできれば一番いいのですが、海苔の場合は摘み取る日にち、時間帯が大体決まっております。もぐり船もフル稼働で動かしておられますので、今日はあっち、明日はこっちというような状況ではなくて、摘み取る時期はもう全生産者が同じ時期にされておりますので、これを共同利用するというのも相当簡単ではない。そんな話は私聞いたことはないのですが、現実的ではないというような話も聞いております。ただ、その他の部分で共同できる部分があるかもしれない、これは私たちも考えてはおりますが、是非ですね、こういった部分が共同できるからというようなお話を私たちもいただきたい。私たちが想像でやっても意味がございませんので、是非漁協なり、議員さんでもいろいろなお話を聞かれた情報をいただければ、そういった部分について共同化を図っていきけるのではないかなと思っています。

いずれにしても、安定経営につながる新たな取組など、先進事例について私たちも情報収集に努めてまいります。そして、各漁協と協力のもと、持続可能な海苔養殖業の仕組みづくりについて模索をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。海苔養殖業を営むには莫大な費用や労力が必要であります。ただいま市長からも紹介がありましてとおり、もぐり船については中古

艇でも約4,000万円、新艇になると約8,000万円するとのことでもあります。もぐり船以外にも、通常の動力船を2艘は最低でも必要としております。箱船や海苔網、コンパス、支柱ですね、などの資材を含めると、もうとてつもない費用が必要となります。更には陸上作業に目を向けますと、全自動の乾燥施設は新設で約5,000万円という紹介がありましたが、この新たな乾燥施設及び付帯施設を導入するために必要な海苔小屋を増築したり、場合によっては新築をしなければならないと、そういうようなことまで出てきます。更には、ユニック付きのトラック、ユニックなしのトラック、軽トラ、並べれば他にもたくさんあります。このような莫大な経費を必要とするわけであります。また、その以前において生産するためのノウハウがなければ、もうこれは海苔養殖に参入することはできません。漁業権の取得もあります。このようなことから海苔養殖業への新規参入は、他の産業と比べてもなかなか手が出せない、厳しいのが現状ではないかなというふうに思います。廃業者が増える中、このままでは先細りするのには必至ではないかと考えます。では、どうやって本市の基幹産業である海苔生産を守り発展させていくのか。これからの海苔養殖業の在り方、そして次世代を担う海苔生産者をどう育成していくのかということになりますけど、ただいま市長のほうからもありました、今そういうふうに新たな協業化的な、一緒にやるというようなやり方は難しいということは、私も一応、各生産者に話を聞いても、それはまだぴんと来ない、まだ次元が違うというような話で、それは分かっております。私もそれはそういう認識をしておりますけれども、市長と同じなんですけど、ただやはり今言いましたとおり、もう60歳ぐらいの生産者の7割近くが後継者がいないわけですよ。そうすると、やはりまたこれだけ莫大なお金がいるとなると、新規に参入するということもなかなか難しい。そうすると、今申しましたとおり先細りは必至だということになりますので、そういうことも考えると、これは生産者、それから漁協だけに任せるのではなくて、やはりここには行政の立場でそういう所管もありますので、そこを研究していくと、これは絶対大事だろうというふうに思います。後になって、ああ、やはりこうなったかというですね、今の状況では、私にはそういうような感じがいたします。そういうことで生産者そして漁協も頑張っていますが、行政においてももっと積極的に課題・問題に手を差し伸べることも必要ではないかなというふうに思います。そんな時期に来ているんじゃないかなと考えますが、元松市長の考えを再度お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

宇土市の物産で何がありますかと聞かれたときに、昔だったらメロンというのがあったと思います、ネーブルもあったと思います。今、いろんな方に聞いて、そして問合せもあるのは海苔なんです。宇土の名物は何ですか、海苔ですと言われるんです。この海苔は宇土の特

産でもありますし、非常に収益も上がっている業態でもありますので、何とか守っていきたいという思いを持っているということ、まず冒頭に申し上げます。

海苔養殖業は、自然相手に非常に難しい産業でもあります。一方で、去年が一番良かったのですが、令和5年度の1経営体当たりの生産額は平均で約5,000万円です。農業で5,000万円の農家って宇土市内に何軒あるかというぐらいの額なんですね。それが平均なんです。そういう意味で、高収益を上げられる魅力的な産業でもあると思っています。

しかしながら、新規参入には、先ほどから出ていますとおり、養殖に必要な漁船や海苔加工の機械類など高額な初期投資に加え、安定生産につなげるための高い養殖技術が必要であるなどハードルが非常に高い。それで、後継者は別としましても新規参入がほぼないのが現状でございます。

先ほど経済部長の答弁にもありましたとおり、海苔生産者の高齢化などにより、本市では過去5年間で、網田で19戸、住吉で5戸と合計24戸が廃業をされておられます。そういう状況で、まず一番欲しいのは何かと聞かれたら、間違いなく答えるのが網田の共同乾燥施設だと私は思っております。これは必須だと思っております。そうしないと、網田はもっともっと減ります。

そういうこともあって、施設整備に対しましては、本年度から助成制度をスタートしております、その第1号が住吉漁協域の伊藤海苔機械さんによります2棟目の共同乾燥施設の整備につながったと思っております。この制度は、施設整備に対する民間の参入を市として強力に促すための制度でございます。よそは余りないような制度でございます、もともとこの海苔の共同事業については、国の補助事業がございます。対象は原則として漁協が主体となってやる場合、あるいは漁業者の経営統合、ここには民間企業が漁業に参入するというのも入っておりますが、経営統合をすれば大きな補助が出る制度でございますが、これはずっと前からあるのですが、もう相当前からこの共同乾燥のことは話が出ていますが、実現に至っておりません。やはりハードルが高いんです。いろんな漁協としても資金の問題がございますし、経営を統合するというのはそんな簡単な話ではないんですね。それで、長洲辺りを除けば、ほぼ県内にもない状況でございます。そういう状況だからこそ、大事なのは民間にいかにして参入してもらうかということだと考えております。それがまだ今の制度でございます。これについては、住吉漁協さんにも強力にお願いをしているところでございまして、是非是非、いろいろ考えておられると思いますけれども、まずは一歩踏み出すことが私は重要だと思っておりますので、是非そういうふうをお願いをしたいということで話を進めているところでございます。

そのほかにも、県の事業でございます新規就業者と漁業種類・指導漁業者との漁業体験等の研修を支援するマッチング支援事業などもありますし、漁船及び漁具等のリースを支援す

る新規就業者定着事業、また、国の次世代人材投資事業や新規漁業就業者確保事業など、担い手確保や育成に関する取組についてもございますので、両漁協と情報を共有していきたいと思っております。

さらに、水産業の振興を市として推進するために、市役所の組織の見直しを検討しようということになっておりまして、水産専門部署の設置を今検討しているところでございます。

今後も引き続き、将来の水産業を支える担い手の確保に向け、漁業団体や県との連携強化を図りながら、漁業就業希望者や若手漁業者が将来に夢を持てる魅力ある水産業となるよう、その振興に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。今、答弁の中にありましたとおり、市独自で民間の参入を促すための新たなこの補助制度をつくっていただきまして、そうやってこの海苔養殖業というものを守っていくという、そういう宇土市の姿勢がうかがえました。大変ありがたいと思います。こういうような形で、いろんな形でそういうふうに施策を打っていったほしいというふうに思うわけでありまして。また水産振興のため、市役所組織の見直しも検討しているとの答弁がありましたが、どうかこの海苔養殖業については、本日問題提起したような待ったなしの大変大きな課題があります。どうか適切な対応、対策をお願いしておきます。

今回は、本市の基幹産業である海苔養殖業をこれからも永続的に発展させるための施策と題し、網田漁協域における海苔共同乾燥施設の整備をはじめ、これからの海苔養殖業の在り方や喫緊の課題について、質問と併せて問題提起をさせていただきました。特に直面するのは、何回も言いますが、まだまだ気力、体力的に頑張れる、海苔生産を続けたい、現役続行に意欲的な生産者が、やむなく廃業撤退しなければならない現状を救済することが、何よりも重要ではないかなというふうに思うわけでありまして。そして、このことが生産者の現役寿命を延ばすことにもつながりますし、ひいては、本市の海苔養殖業の発展に寄与するものと考えます。どうか今後とも生産者に寄り添う積極的な施策を講じていただきますよう、強く、強くお願いしておきます。今回の一般質問において対応いただきました執行部、担当職員の皆さんには、心からのねぎらいを申し上げまして、私の一般質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時から会議を開きます。

-----○-----

午前10時49分休憩

午前10時58分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） こんにちは。宇土市政研「志」の今中です。今回は、通告に従い、三つのことで質問をいたします。まずは備蓄米について、二つ目に情報発信について、そして三つ目に職員の勤務体制について、以上3点について質問席にて質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 早速質問に移ります。まず、備蓄米についてです。皆さんも記憶に新しいことと思いますけれども、今年の夏から秋にかけて、市場において米が不足し、値段の高騰もあって市民生活に多大な影響を及ぼしました。政府が保有する備蓄米に多くの国民は期待を寄せたわけですが、政府は最後まで備蓄米の放出はいたしませんでした。

そこで、政府が備蓄米として100万トン程度保有する理由は何か。また、今回市場に政府備蓄米を放出しなかった理由は何と考えられるか、市の認識をお尋ねします。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

初めに、政府が備蓄米を保有する理由についてですが、1993年に起きた記録的な冷夏による大凶作を機に、不作や災害等で米不足に陥っても市場に供給できるよう1995年から100万トン程度を目安に備蓄されることとなりました。

備蓄量の目安である100万トン程度とは、10年に1度の不作、若しくは2年連続で不作に見舞われても対応できる量として設定されたものです。

次に、今年政府がその備蓄米を放出しなかった理由についてですが、今夏、南海トラフ地震臨時情報や、その後の地震に伴う消費者の買いだめ行為等により、米が品薄状態となり、小売店等において米が購入できない状況となりました。

このような状況でしたが、議員御指摘のとおり政府は、備蓄米の放出をしておりません。

その理由としましては、令和6年8月30日に行われました、坂本元農林水産大臣の記者会見において、「国が行う備蓄というのは、不作などの米穀の生産量の減少によって、年間を通じて米の供給に不足が見込まれる場合に備えて行っている。今回は、南海トラフ地震臨時情報とその後の地震等による買込み重要などを背景とする短期的な品薄状況であり、備蓄米の放出は、米の受給や価格に影響を与えるおそれがあるため、慎重になるべき。」と述べ

られております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。非常時や今回のような供給量が不足したときに、備蓄米の存在はそのような場合にあるというふうに思っていますが、米の価格に影響を及ぼすおそれがあるから慎重になるべきと述べられたとありましたけれども、放出をしなかったから米の価格に影響を及ぼしたとも思えるわけでございます。なので、手を出せない市民が多くいたという認識も私は持っています。

次に、本市が保有している備蓄米はあるのか。なければ、非常時に供給する非常食についてお尋ねいたします。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

備蓄米は、長期間にわたって品質を保持する必要がある、そのためには適切な温度や湿度の管理が求められ、専門的な知識や経験が必要です。さらに、定期的な入替えや管理が必要となり、これを確保するためのコストもかかるという点からも、市では、備蓄米を保有しておりません。

ただし、災害時や緊急時に備えた食料供給の重要性の観点から、備蓄用非常食として、アルファ米と災害備蓄用パンを各備蓄倉庫に保管しております。

このアルファ米及び災害備蓄用パンは、常温で長期間保存ができ、軽量で持ち運びが容易なため、避難所等までの運搬や避難者への配布に適したものと考えております。

なお、熊本地震において、約8千食分を備蓄していた備蓄用非常食が1日で枯渇したことや、最大避難者数が約6千人であったことを踏まえ、常に、備蓄用非常食として6千人の3食分である1万8千食分以上を備蓄するものとし、本年10月末現在では、アルファ米約1万食、パン8,100食を備蓄しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。非常食はあくまでも非常時のものです。防腐剤がたくさん含まれており、日常的に食べるものとしてはふさわしくないというふうに思います。今回のように市場に米が出回らなくなったときに、非常食の提供は芳しくないわけで、値段が急に高騰し、また商店に米がなくなった状態にもかかわらず、国が放出をしなかったということは、今後の国に期待はできないというふうに思います。政府に頼ることなく市独自として備蓄米を保有することが、市民の安心安全につながるとは思います。そこで市長の見解をお尋ねしたいと思います。市長お願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

備蓄米の保有に関しましては、先ほど経済部長が答弁しましたとおり、長期間にわたって品質を保持する必要がある、適切な温度や湿度の管理が求められます。

そのため、政府備蓄米は、低温倉庫で保管されており、温度を15度以下、湿度を一定に保つことで、害虫やカビの発生を防止し、良好な品質を維持していると言われております。私、実際に政府のその倉庫を見たことはございませんが、どこにあるのか分かりませんが、相当大きなスケール、大きな倉庫で、非常に多額のお金を投入してできているものだと思います。

こういったことについて、市において備蓄米を保有したらどうかということでございますが、先ほど申し上げました低温倉庫の整備が必要となりますし、それを管理するための電気料もかかります。また施設自体が、そんな小さいやつではどうしようもないということが第一だと思うんですけども、またその米を購入するときに当然ランニングコストも必要となります。備蓄米の入替え時に学校給食に提供してはどうかという、それでコスト削減も見込めるとは思われますけれども、ただ、先ほどの非常食とやはり備蓄米は別次元で考えるような内容だと思っております。宇土市規模の地方自治体で現実的に独自の備蓄米の保有ができるのかとなったら、私は難しいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。備蓄米を保管する低温倉庫の設備についても言及されました。設備がないから難しいということを理由に上げられましたが、備蓄米を保有することの考え自体には、賛同していただけるのかなというふうに思います。そこで、提案します。まず備蓄米を保有することのメリットを話します。まず、水稻農家の所得向上や耕作放棄地の解消にも期待できます。そして、幸い災害や今回の事態が起こらなかった場合は、防災訓練やひとり親家庭、低所得者層への支援のために配ったりもできるはずです。子ども食堂への支援としても効果的だというふうに思います。物価高支援として国からお金が落ちてきて、それをそのまま支援するよりも私は得策だというふうに思っております。それから設備についてですが、いきなり造ることを考えずに、まずは低温倉庫を備えている農家さんや米屋さんとの連携を考えたらいかがでしょうか。そのキャパにおいて可能な量やることからスタートしてもよいのではないのでしょうか。基礎自治体は最後の砦です。まずは調査・検討していただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

情報発信についてです。現在、情報のデジタル化が進み、多くの市民がインターネットやSNSを日常的に利用しています。そこで、今回紙媒体以外の情報発信についてお尋ねしま

す。まず、市が管理するホームページや公SNSの更新頻度、アクセス数並びに管理体制についてお尋ねします。総務部長お願いします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

現在、市が管理しておりますデジタル媒体は、ホームページ、公式LINE、Facebook、Instagramの四つの媒体です。

モニター又はタブレットのほうを御覧ください。

それぞれの投稿頻度やアクセス数、登録者数につきましては御覧のとおりですが、その一部を御説明いたします。

投稿数につきましては、ホームページ及びLINEともに、令和4年度から5年度にかけて増加傾向にあります。令和6年度につきましても、前半の7か月間の数値から推測しますと、令和5年度の投稿数を上回ることが予測できます。

また、ホームページへのアクセス数につきましても、同様に令和5年度の実績と令和6年度前半の7か月間の数値を比較しますと、令和5年度の実績を上回ることが予測されます。なお、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス関連情報へのアクセスが増加したことによるものです。

次に、それぞれの管理体制や発信手順につきまして、媒体ごとに御説明いたします。

一つ目のホームページでは、情報を求める人がサイトにアクセスして情報を入手するためのものであり、市政におけるあらゆる行政情報を掲載しております。全体的な管理は秘書広報係が行い、記事の作成や更新は担当課が行っております。

記事の投稿につきましては、担当者が記事を作成し、担当課長が記載内容に誤りがないかを確認し決裁を行います。その後、秘書広報係において掲載に係る最終決裁処理を行い、記事が掲載されます。これら一連の作業は、全て管理システム上で行います。

二つ目の公式LINEは、情報を届けることに特化した伝達手段で、全体的な管理・運営は秘書広報係で行っております。担当課から依頼を受け、秘書広報係で記事を作成します。作成しました記事は、再度、依頼元の担当課で記載内容の確認を行った上で、秘書広報係において投稿処理を行っています。

ただし、災害時などの緊急性が高いお知らせにつきましては、投稿権限を持っている担当課、例えば危機管理課などからの直接投稿を可能としております。

三つ目のFacebookは、主に市関連のイベント情報や市政に関する出来事を発信している伝達手段で、全体的な管理・運営は秘書広報係が行っております。担当部署からの依頼を受け記事を作成、投稿する場合もございますが、イベント会場などからリアルタイムに発信する場合には、投稿権限を持っている担当課職員からの即時投稿を可能としております。

四つ目のInstagramは、市内の観光スポットや風景などを中心に投稿しております。Instagramに関しては、情報発信、観光、シティプロモーションの担当部署である秘書政策課、商工観光課、企画課の各部署に投稿権限を持っている職員がそれぞれおり、その職員が直接投稿する手順としております。

管理体制や発信手順につきましては、媒体ごとの特徴、掲載や投稿する内容に応じた設定としておりますが、より正確かつ迅速な情報発信、更には市民の皆様への的確に届く情報提供を目指し、常に改善を行いながら最善の方法となるように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。ホームページのアクセス数はコロナ禍で増加したということでしたが、LINEなどSNSの投稿も増えており、その分アクセス数、登録者も緩やかではありますが増えているように思います。コロナ禍でも見たように、欲しい情報を取りたい、何か情報があるのではないかという市場のニーズに応えられているという認識をいたしました。必要な情報をタイムリーに届けるため、特にいまや全国で登録者9,500万人のLINEを活用しない手はないというふうに思います。必要な人に情報が伝わるよう、是非登録者を増やす取組を施しながら、今後も発信をよろしく願います。また、併せて乗っ取りを含むセキュリティ対策も必要です。先日、サーバーダウンも見受けられましたが、関係機関と連携して安定した運用をお願いいたします。

次に、観光面での情報発信についてお尋ねします。本市の観光や物産に関する情報発信は主に観光物産協会で行われていることは承知をしております。私も理事を担っており、機会があるごとに指摘をしてきました。事務局を担っているのは、本市経済部商工観光課ということで、委員会等でも発信しておりましたが、ホームページやSNSの更新頻度が少ないというふうに私は感じております。更新頻度やアクセス数の現状とホームページの管理体制についてお尋ねしたいと思います。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず初めに、宇土市観光物産協会は、本市における観光の振興及び地域の物産、特産品等の販売促進を図り、会員の経済的繁栄と本市の産業振興に寄与することを目的として設立された団体で、その事務局を商工観光課で担っております。

現在、宇土市観光物産協会が管理している情報発信媒体につきましては、ホームページとFacebookを管理しており、ホームページの更新頻度につきましては、月平均1、2回程度で、主に観光物産協会の取組や会員に関連するイベント情報などの更新を行っております。更新頻度が少ない理由としましては、市の観光情報として、別に「うとびより」とい

うホームページを市が管理運営していることから、観光情報のすみ分けが整っておらず、WEBサイト運用が定まっていないことが原因と考えております。また、Facebookにつきましても同様で、市のInstagram「うとびより」で観光情報の発信をしていることから、現在更新が滞っている状況でございます。

次にホームページのアクセス数につきましては、令和6年度は11月20日時点で4万353回アクセスがっております。

最後に、管理体制につきましては、事務局である商工観光課職員と観光PRアドバイザーが更新を行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。厳しいことを申し上げます。更新頻度が月平均1、2回ということですが、今年の8月末時点のホームページトップ画面をお示ししたいと思います。見づらければ指でちょっと拡大してほしいんですけども、これは8月末時点のホームページのトップ画面なんですけれども、令和6年度では5か月で僅か2回の更新なんですね。そして令和5年度は地蔵まつりの開催告知で終わっています。その投稿の五つ前は、令和4年度のマンドリンコンサートの告知です。また、今報告があったアクセス数は、市のホームページのアクセス数の公表より25分の1という状態です。そして、「うとびより」というホームページの管理が、更新頻度が低いという理由に上げられましたけれども、「うとびより」というホームページの更新頻度は答えられますか。今朝、ホームページを確認したら、最終更新日が1年半前です。ホームページを立ち上げられた10日後で終わっていました。観光物産協会のホームページも、3年ほど前にリニューアルしたかと思います。ホームページを建物で例えると、今回お店で例えるとすると、お店をリフォームしたものの、お店に来る人は毎日それなりに来ているものの、営業は1年間で5回ぐらいと。さらに別目的のお店をまた建てました。建てたときに営業はしたものの、1年半やっていません。こんなイメージではないでしょうか。先ほど市のホームページとSNS更新の管理体制とは随分かけ離れているように思います。

次に、デジタル情報ではなく、アナログのことをお尋ねしたいと思います。今回は看板です。観光客誘致に力を入れている自治体は、誘導看板が多い印象があり、本市では観光地への誘導看板が少ない印象を持っています。そこで、現在管理している誘導看板の状況を教えてください。経済部長お願いします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、本市が公共サインとして台帳で管理している市及び国・県、その他民間団体等の市

内看板設置箇所数は735か所あり、そのうち観光・文化施設への誘導案内として本市が設置しております看板数は71か所になります。

また、観光施設への誘導案内看板の新規設置状況につきましては、令和3年度に住吉自然公園駐車場への誘導看板を設置しております。なお、新設する場合は、警察などの各関係機関や土地所有者の許可が必要となることから、基本的には、既存看板の表示の貼り替えや修繕を中心に行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。看板としてはもっと必要ではないかなという印象を持っていますが、管理のことも考えると設置数は十分あるという印象を受けました。今後はインバウンド対策も必要になってくると思うので、未施工の部分は適宜施していただくようお願いいたします。

さて、先日株式会社ナビタイムジャパンが発表したプレスリリースによりますと、昨年度とコロナ禍前を比較して、外国人観光客の伸び率を比較したところ、熊本県が1位だったようで、県内では本市が7.33倍と県内でも1位だったようです。ということは、熊本県が全国1位、そして県内では宇土市が1位ということで、外国人観光客の伸び率が全国ナンバーワンだったかもしれないということになります。このナビタイムジャパンのプレスリリースの記事、コメントを見ますと、「宇土市について、具体的な滞在場所を確認すると、干潮時の絶景が有名な景勝地である御輿来海岸や宇土駅の周辺でも滞在が見られましたが、2022年11月に設置されたONE PIECE麦わらの一味像のジンベエ像が設置された住吉海岸公園での滞在が最も多いことが分かりました。」ということでございます。事実、私は近所に住んでいて、毎日目にしますけれども、来訪者は本当に非常に多いです。もちろん、容姿から外国の方と思われる方もたくさん見受けられます。外国の方もそうですが、それだけ評価を受けているわけで、もっとデジタル情報を充実させたほうがよいというふうに思うのです。先ほどから指摘しますように、観光面の情報発信がほぼ全く届いていません。非常にもったいないくないですか。これまでジンベエ像や御輿来海岸、御輿来海岸もこの十数年ぐらいです。これだけ全国や海外から評価されている観光地があるのに、今までないものねだりだったのがもう既にあるのに、他県他市からめっちゃくちゃ評価されていて、いいなと羨ましがられている観光地があるのに、今みんな使っているこのスマホで見れるホームページとかSNSの情報が行き届いていないというのは、本当に悔しく思います。さらにPRするためには、もっと更新する必要があるというふうに思いますし、先ほど管理体制のことを尋ねましたけれども、見直す必要があると考えますが市長の考えをお尋ねしたいと思います。市長よろしくをお願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

T S M Cの県内進出等の効果もありまして、特に台湾からの訪日観光客が年々増加をしております。今、御紹介がありましたナビタイムジャパンの記事でございますけれども、熊本県が2019年度と2023年度を比較した外国人観光客の分析結果で全国ではトップ、その中でも宇土市が熊本県内の市町村の中でトップ、7.33倍増えたということが発表されました。非常にうれしいニュースでもございました。議員から今ありましたとおりでございます、やはり観光PRを何とかしないといけないのではないかとと言われることは、本当にそのとおりでございます。

宇土市の体制としましては、先ほど経済部長が答弁しましたとおり、現在、本市が観光PRのために管理している情報発信媒体は、市観光サイト「うとびより」、市Instagram「うとびより」がありまして、観光物産協会にもほぼ同様の内容からなるホームページ及びFacebookがございます。しかしながら、客観的に見ましても御指摘のとおり、情報の偏り、重複、そして更新遅れなどがあります。観光情報として十分にその役割を果たしているとは思えません。観光が脚光を浴びていく中、特に宇土市でも観光に力を入れている中で、このような状態になっていることは誠に申し訳なく思っております。早急にこれは整理、改善をすべきだと思っております。ホームページの統合とかも含めて、かなり重複情報がありまして、例えばInstagramに載ったから載せていないというのも結構あるようなんですけれども、やはりホームページの統合なども含めた、全体的な見直しが必要ではないかなと思っております。その中で、今回観光物産協会のサイトについてのことでございましたので、少しそこに触れたいと思います。

観光物産協会は、観光事業及び物産の製造販売業を営まれる方々で構成され、会員の会費と市の補助金を原資に、会員の経済的繁栄と本市の産業振興に寄与することを目的とした団体でございます。ただし、補助金の割合が非常に高いことが特徴的でございますが、そういうこともございまして、本市商工観光課がその事務局を担っております。観光物産協会のホームページにつきましては、現状を申し上げますと、商工観光課の職員が大半の情報発信の役割を担っている状況になっております。しかしながら、これは協会の活動内容の一部もでございますので、主体的には協会のほうで協議・検討していただくことが本来の流れだと理解をしておりますけれども、今回は総合的なということでございますので、意見を述べさせていただきますと思います。観光物産協会はその成り立ちから考えますと、その協会運営は市の観光振興に寄与することや、会員の利益誘導につながる活動も当然含まれるものと理解しております。そういう意味で発信する情報の内容は、市観光系の情報発信とは公益性という意味で少し違いがあるものだと思っております。その情報発信については、現状では商工観

光課事務局に一任という形になっているようでございますけれども、事務局である商工観光課におきましても、これは全体的な問題になるんですが、現実的にその体制として協会専任の担当者を持てる状況になっておりません。そういう意味では、増やせということになるんだと思いますが、そこは市としての考えとしてはそういう話になるんだと思いますが、そういう部分がありまして、商工観光課に入ってくる情報も、市の観光分野担当部署として入ってくるイベント情報等が中心でございまして、どうしても市としての観光情報とも非常に似通ったものになってしまいます。ホームページそのものの維持運営は事務局等で行うとしても、やはり大事なものは、私はSNSのほうなのかなと。ホームページのほうは誘導すればいいので、リンクを貼れば済むことなので、それは私は統合すべきだと思っております、今後の課題だと思いますが、そこに誘導するような記事、特に即時性のあるSNS系の情報発信につきましては、是非協会の皆さんも会員さんが投稿できるような内容にならないかなと、これは私の希望でございまして、そういう体制をお考えいただきたいと。市のほうにあれが載っていない、これが載っていないと言われましても、限界がどうしてもあります。即時性はなかなか難しいです。また、市の職員が事務局として投稿するにも、特定会員の利益誘導になるようなことはなかなか載せられませんので、その点は御検討いただきたいと。そうすることでホームページを統合する。SNSについて会員の皆さんが投稿できるような形に変えていく。こういったことをすることで、市ではない協会のほうのホームページとしては、充実してくるのではないかなというふうに考えているところでございます。この点に関して、投稿について、確かにホームページの固定情報についてはもちろんですが、市と同じような情報を入れられるのはもちろんなんですが、やはり会員の皆さんにも御協力いただいて、更新できる体制を是非取っていただけないかと思うところです。もともと観光物産協会は補助金を除けば、もうそんな会費がある団体ではないので簡単ではないと思うのですが、ただそこは市のほうでも観光について力を入れてまいりますので、ちょっと一歩違う視点からは是非御協力を賜ればと思うところでございます。事務局として商工観光課がこの役割を担っておきながら、もうずっとそうになっているものですから、役割を担っておきながら行き届いていない点がありましたこと、本当に大変申し訳なく思っておりますし、お詫びを申し上げます。その上で、市の観光行政として地域おこし協力隊の活用等により、市の観光情報や物産等について情報発信の強化に努めてまいります。その上で観光物産協会についてもちょっと切り口を変えたような部分を是非付加していただくと、相乗効果が出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 市長、御答弁ありがとうございました。ごもっともだと思います。

ただ、ちょっと指摘したいのが、ホームページに誘導するようにSNSからの入り口をもうちょっと力を入れたほうがいいのではないかというふうにありましたけども、そもそもその誘導したホームページが更新が途絶えていたら、逃げませんか。

○市長（元松茂樹君） そこを統合したらどうですかという話をしてる。

○7番（今中真之助君） 統合してですね。その統合ということもあるのかなというふうに思います。そして、ごもっともだというふうにしたのは協会会員、もともと観光物産協会というのは協会の会員で構成されているわけなので、協会会員がもっと意識を変える必要ももちろんあると思います。ただ、事務局がどうしても市の職員がやっている関係で、意識がちょっと遠のいているという現状もありますね。ですから以前、公の場で言ったかどうか分かりませんが、この観光物産協会を市から独立した形でやっていくというの、地域おこし協力隊を活用するのも協会会員を活用するのも、結局やはり外部に委ねるわけですから、観光物産協会を外部に出す、そして自由な視点でいろんな様々な視点で発信をしていく。それが結局宇土市の観光業の発展にもつながって、宇土市の発展にもつながるのかなというふうに思いますので、今後もまた検討をよろしくお願いいたします。

最後の質問にいきます。職員の勤務体制についてです。勤務体制という表現が適切かどうか悩みましたが、この質問の趣旨は、職員の働き方改善と今後の職員の意識向上のための質問です。近年、労働人口が不足している現状において、さらに公務員離れが進行しているというふうに思いますので質問をいたします。

まず、部署ごとにおける繁忙期と閑散期の現状についてお尋ねいたします。総務部長お願いします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

議員御質問のとおり、ひと月の中で、また年間を見れば繁忙期と閑散期はございます。

なお、年間通じて通常業務はありますので、この閑散期との表現が適切なのかというのはありますけれども、業務が重なる時期や複雑かつ慎重な検討が必要な業務がある時期は、比例して時間外勤務も増えてまいります。

例えば、総務課人事係では、毎月の給与支給前は業務が集中しますし、年間で見れば、年数回実施しております採用試験時期などは、どうしても時間外勤務が増えてまいります。もちろん各部署でその時期は異なるのが現状です。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。過去の決算審査の資料や夜間市庁舎の電気の灯り具合や休日中の職員の出入りから鑑みると、繁忙期と、表現が適切かどうかと

いうことでしたけど閑散期が、部署ごとにかなり違うのではないかというふうに感じています。市では、繁忙期に課を超えた応援体制を敷いておられるというふうに思いますが、その現状をお尋ねいたします。また、部署ごとの時間外勤務時間をお示しください。総務部長お願いします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

いわゆる繁忙期の部署の業務内容にもよりますけれども、業務応援は現在も行っております。課内での応援であれば、日常的に実施しており、部内の応援であれば、課長同士の協議のもと、各部長の裁量で実施できるものと考えます。

それでも対応できないような場合は、全庁横断的に応援をお願いすることもあり、過去には、熊本地震の際の災害対応業務や、新型コロナウイルス感染症関係事務で実施した例がございます。

なお、場合によっては、特定の職員に兼務辞令を発令することもございます。例えば、今年度国の定額減税制度による調整交付金の支給事務において、税金に関する問合せが多い現状を踏まえまして、税務課職員2名に調整交付金の担当部署である福祉課の兼務発令を行いました。この発令も含め、今年度は5名に兼務発令を行っているところです。

以上、業務の内容やその期間によって対応し、特定の職員や部署だけに過度な業務負担とならないよう臨機応変な体制づくりを心がけているところです。

次に、令和5年度の部署ごとの時間外勤務の時間数の状況をタブレットやモニターに表示しておりますので、御覧いただければと思います。

これまでの答弁のとおり、部署ごとに業務内容や業務量に差がありますので、その傾向は時間外勤務の時間数にも表れてくることになります。

その中で、農林水産課が他課と比較しまして、多い状況となっております。もちろん課の人数が多いこともありますが、住吉海岸公園整備事業や住吉地区埋立整備事業、また漁港関連事業など、新規事業が多くなったことがその要因の一つというふうになっております。今年度は職員2名を増員して配置しており、改善が見込めるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。時間外勤務時間だけで計ることは早計だと感じてはいますが、もっと的確な応援要請や対応ができれば、この超過勤務は軽減できて、職員の働く意欲を担保できるのではないかと思いますので、引き続き、意識していただくようお願いいたします。

次に、昇任基準についてお尋ねします。夫婦共に職員であったり、障がいであったり、学

歴などで昇任しにくいというようなことがあるのか。また、昇任を希望しない職員もいらっしゃると思いますが、その辺の現状はどうかをお尋ねしたいと思います。総務部長お願いします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

役職が上がること、いわゆる昇任についての御質問でございますが、まず、役職の職務は宇土市役所組織規則に規定しており、例えば係長であれば、「上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」となっております。その職務を遂行できるかを判断し、通常4月に人事異動と併せて昇任発令を行います。

その役職の職務を遂行できると判断できれば、そのポストや人数に制限はありますが、昇任の対象となります。

また、その職務を遂行できるのかという判断は、日頃の勤務状況、言うならば人事評価の結果などをもとに判断しております。

議員から御発言がありました、夫婦であることや障がいの有無、また学歴を理由に昇任できないということはございません。

なお、昇任の希望は、年1回全職員が作成します身上報告書において、係長以上への昇任を対象に確認しておりますが、その中で昇任を希望しない職員がいることも事実でございます。

その理由は、家庭の事情や役職に対する不安など様々ですが、組織を運営していく上で一定数の役職者は必要となりますので、総務課としましては、管理監督職の役割ややりがいなどを正しくお伝えし、行政運営に必要な体制を整えることが必要というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。夫婦共に職員の場合、昇任に影響すると伺っておりましたが、それは基準にないということで安心しましたが、そういう雰囲気は残っているとも伺っています。是非、男女参画や女性の働き方の観点から、夫婦共働きでも市としては全く影響はないというメッセージを出してほしいというふうに思います。

次に、職員の副業、兼業の現状についてお尋ねいたします。副業を認めることによって、市職員は外部で得たスキルや知見を本業に生かし、市民サービスの向上にも寄与できることが期待できます。また、働き方の多様化を進めることで優秀な人材を確保し、モチベーションの向上にもつながるというふうに考えます。2017年から公務員にも副業が認められ、神戸市や奈良県生駒市で緩和されたのを皮切りに、今では多くの自治体が許可をしていると

いうふうに思われます。地域のイベントなどには、多くの職員が協力していることを最近痛感しています。そこでは多くがボランティアで無報酬ですが、公益性が認められる場合においてなど、限られる内容にはなろうかと思いますが、職員のやる気を上げるためにも収入の報告を求めたり、報酬上限を設けたりなど、工夫を凝らしながら広く認めていくべきではないかと思いますが、現状いかがでしょうか。現状も含めてお尋ねいたします。総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

副業や兼業につきましては、地方公務員法により、正規職員には原則認められておりません。これは、職員には全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないという基本的な義務があり、そのことに影響を及ぼすような行為が制限されているものであります。

ただし、任命権者の許可を受ければ報酬を得て事務に従事することが認められております。本市の職員でも多くはありませんが、家業の農業に従事することや新聞等での執筆活動を認めた例などがございます。

なお、現在在籍している正職員280名のうち、7名に許可している状況です。

また、国では地域課題の解決、公務の魅力向上などを目的として、明確な基準のもと、兼業を広く認めていくべきとの動きもありますので、今後も注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。現在7名に許可をしていると、今後国の状況を注視してまいるということでしたので、ある程度前向きではないかというふうに思います。他市他県でも事例がっておりますが、やはり一番大事なのは言及されていましたが、やはり全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないということもありますし、まずもって法令違反にならないようにですね、そこも個人に任せるのではなく、管理も必要になってくるのかなというふうに思います。しかし、労働力不足が懸念されておりますし、地方公務員としての働く場として、近隣自治体との競争にも勝たないといけませんし、もう昨今では民間企業との競争も加わっている現状です。副業のことやいろんなことに言及しましたが、職員の働く意欲を向上させる取組はこれから不可欠だというふうに思います。

そこで、最後になりますけれども、部署を超えた応援体制も、夫婦共に職員の昇任意識ということも、もっともっとトップの強いメッセージが必要かというふうに思います。そこで、市長に、今後、職員のやる気アップや離職率を低減させるための取組をどうしていくかをお尋ねしたいと思います。市長、よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

今回、今中議員には業務の応援体制、役職への昇任、副業・兼業といった視点から御質問いただきました。いずれの内容も、職員が働きやすい職場、勤務体制を目指してほしいというお考えによるものだと理解をしております。

公務員を取り巻く環境は、ここ数年で劇的に変わっております。公務員離れと表現されるように、年齢を問わない離職者の増加、受験希望者の減少は、今後組織を維持していくことも心配されるほどになっております。また、その働き方もテレワーク、フレックスなど大きな変化を見せております。

本市も例外ではなく、DX、子育て施策などその業務が多種多様化する中で、職員を増やそうにも退職者が多く、実稼働職員を維持していくことがやっとの状況が続いているところです。

そのような中、議員御発言のとおり、いかに働きやすい職場環境とするか、いかに宇土市の職員としてやりがいを感じられるかが大事でございまして、事業・施策だけでなく、職員確保の面からも、自治体間競争に勝ち抜いていかなければならないと感じているところでございます。

そのためにも、まずは、現場で働いている職員の声をしっかりと聞くということが一番大事だろうと思います。その上で、よその団体が取り組んでいる特徴的な取組等に目を向けて、それが宇土市にとって効果が期待できるものかどうかを考え、期待できるのであれば、積極的に採用していかなければならないと思っております。また、特に競争することになります近隣自治体であります熊本市や宇城市の動向も非常に重要でございまして、このあたりに見劣りしないような制度をつくっていくということも重要になろうかと思っております。まずはそういったところをしっかりとプラス面で改善していった、それをしっかりとアピールする必要があるのかなと思っております。

最後になりますけれども、現在、本市職員は限られた人数で多くの課題に立ち向かっております。本当に頑張っている職員たくさんおります。当然、新しい職員を採用することも非常に重要なんですけれども、まず、在籍している職員が自分が宇土市を支えていく、宇土市職員でよかったという思いとなるように、私が先頭に立って魅力ある職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。DXについても言及をされました。

これは、我々議員も努力すべきだというふうに思っています。よく職員と議員は車の両輪というふうに言われておりますが、我々も職員といろいろな意見を交わす中で、一般質問は市民

のためにやりますからね、そこで職員の労務経費のために一般質問をしないとか、そういう選択はちょっとないとは思いますが、そこもそれ以外のことで職員を秘書のように使ったりとかするようなことは、極力避けるべきだと思いますし、僕自身も、自宅に説明に伺いますという話を経済建設常任委員長のときにはよくありましたけども、僕も職員も往復30分ほどかかりますし、しかも2人、3人と来られるときがあるので、それもないようにしていましたし、いろいろ地域の要望があったときも極力写真を撮って見せて、こういうことだと、グーグルマップ等今便利なものがありますし、そういったところで現場には行かないように考えています。挙げれば切りがないと思います。それぞれ議員さんも努力されていると思います。これはですね、本当にすばらしい市をつくる上で、すばらしい議員はのみならず、やはりすばらしい職員の存在というのがすごく大きいというふうに思います。今後、本当に自治体間競争、企業との奪い合いが熾烈になってくると思います。

最後の市長のメッセージに期待をして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩をいたします。午後1時から会議を開きます。

-----○-----

午前11時53分休憩

午後 0時58分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

10番、宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） こんにちは。六政会の宮原です。本日は一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。本日は南部農免道路について5点ほど質問いたします。

あとは質問席より質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） まず初めに、南部農免道路にアクセスする市道整備について、2点ほど伺います。1点目が、南部農免道路は、現在、糖塚山高規格道路トンネル入り口付近まで開通しており、城塚地区、後藤（ごうつ）地区、伊津野地区、鶴見塚地区、恵里地区、飯塚地区は、アクセス道路を利用すれば宇土市街方面に行くのに便利と思いますが、利用されているのがごく一部で、ほとんど利用されていないのが現状です。全線開通していないのが要因かもしれませんが、アクセス道路の道幅が狭いということが要因かと思っております。ほかにも要因があるかと思いますが、各地区のアクセス道路の整備計画について伺います。

2点目は、網津地区各地域の方々、また国道57号の渋滞を避けるため、網津から南部農免道路に入り、宇土市街に向かう車両が多くなることが予想されます。網津地区市道から南部農免道路にアクセスする市道の整備計画について、草野建設部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

南部農免道路は、熊本県において椿原町から網津町にかけて整備が行われている農道であります。

まず、この農道にアクセスする市道の整備状況についてでございますが、城塚区の椿原・城塚線、鶴見塚区の野鶴・恵里線の2路線については、拡幅等の整備が完了しておりますが、その他のアクセス道路については、現時点での整備計画はございません。今後、地域からの御要望や開通に伴いアクセス道路の交通量が増加した場合、道路整備について検討を行いたいと考えております。

次に、県道宇土・不知火線にアクセスする市道の整備状況についてでございますが、市では、南部農免道路の終点部から県道宇土・不知火線にアクセスする新たな市道の整備を進めております。これまで、測量設計、地質調査、熊本県公安委員会との交差点協議、地元説明会等を行い、今年度は用地買収の手続きを進めているところです。令和7年度以降に用地取得が完了次第、工事着手を予定しております。

なお、この市道が完成しますと、新たに南部農免道路の終点部及び既存の市道との交差点ができることから、交通安全対策として南部農免道路と同時に供用開始するよう、熊本県公安委員会から指導を受けております。そのため、供用開始は南部農免道路の開通予定である令和12年度を予定しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。事務局、資料1をお願いします。この写真は、伊津野地区から農免道路にアクセスする道であります。道幅が狭く、周りに落ち葉も落ちておりますけれども、木が覆い被さっている状況であります。資料2をお願いいたします。この道は、飯塚から上がる農免道路にアクセスする道でありますけれども、まだ舗装されてなく、周りに草が生い茂り、かなり通行に不便なところであります。各地区から整備の要望があった場合、検討をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。質問要旨の2と3は関連しますので、続けて質問します。事務局、資料3の写真ををお願いします。この写真は、熊本地震が発生した年に豪雨により法面が流れ、道幅が半分傾いている状況であります。続きまして、資料4をお願いします。この道は、段差があり、車が通った場合ちょっと危ない状況にあります。資料5をお願いします。この

道は、農免道路は山に囲まれたところが多いということで、木や竹が覆い被さっている状況ですね。今は、ダンプカーは高規格道路のトンネル工事が終わりましたから少ないですけれども、ダンプカーが真ん中を走り、避けていましたけど、非常に危ない状況が続いておりました。次に、資料6をお願いいたします。この道は、農免道路に接する農道の荒れた状態で、区役などもされていなくて道路通行が不可能な状態です。このような農道が椿原から城塚まで30以上の農道が面しております。農家の減少で通れない農道が増えることが懸念されます。このような道路状況の今後の整備計画について、また農道整備に何か補助はないか、加藤経済部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

南部農免道路の現在の管理状況につきましては、市職員による道路のパトロールを定期的実施しており、異常が確認された場合は、その都度補修等を行っております。

また、路肩部の雑草が生い茂り、車両等の通行に支障を来す場合や、大雨や台風の通過後に道路側溝内の土砂堆積や風倒木が発生した場合は、道路の維持管理のため清掃を行っております。そのほか、地域の皆様や地元業者によるボランティア活動により、除草作業を行っていただいているところでございます。

議員より御指摘がありました、椿原町から城塚町までの市管理区間で舗装の沈下が生じている箇所につきましては、現在、注意喚起の看板を設置しているところですが、今年度中には舗装の補修を行います。

また、城塚町から網津町までの県管理区間で舗装の開きが生じている箇所につきましては、現在、注意喚起の看板やカラーコーン等を設置し、片側通行にて供用しているところですが、再度、県に補修等を行っていただくように要望してまいります。

次に、南部農免道路にアクセスする農道の整備につきましては、総事業費5%の地元分担金が発生することから、地元からの要望により、随時、整備していきたいと考えております。

なお、行政区等の団体が独自に農道の補修等を実施される場合は、経費の2分の1の額、上限90万円までを交付する宇土市土地改良施設整備事業補助金を活用することができます。以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。南部農免道路は、先ほど話しましたけれども、樹木や竹やぶに囲まれたところが多いということで、台風などで風が強く吹けば木枝が散乱し、竹の倒木などで道を塞ぐことがよくあります。また、側溝に落ちた葉や土が堆積しているところは、やはり大雨のときには法面などの土砂災害に注意が必要かと思います。今後の道路管理をよろしくお願いします。

次の質問に入ります。事務局、資料7をお願いいたします。これは7と8が一緒になっておりますけれども、これらの畑は葉たばこなどが栽培され、優良な農地でありましたけれども、写真のようにもう竹や樹木が生い茂り、荒廃化した状況であります。今では、農免道路が通れば農業振興地域となり、用途変更は厳しくなるのは認識しています。しかし、このような荒廃化している畑を元に戻すのは無理かと思います。このような畑は、非農地として農振除外として山林への地目変更はできないか伺います。また、農林水産課と農業委員会事務局と関連している質問です。代表いたしまして、加藤経済部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、農振除外についてお答えします。

農振除外とは、農業上の利用を確保するために定められた区域、いわゆる農用地区域内の農地を、農用地区域から除外することをいい、除外することによって、他の農地が農業上の利用に支障が生じたり、農業施策の実施の妨げにならないよう、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法において厳しく制限されています。

しかし、やむを得ず、農業以外の目的へ転用する必要がある場合は、農業振興地域の整備に関する法律によって定められた要件の一つ目、変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、当該地以外に代替する土地がないこと、二つ目、対象地が地域計画に含まれていないこと、三つ目、農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、四つ目、担い手に対する農用地の利用集積への支障がないこと、五つ目、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないこと、六つ目、土地基盤整備事業完了の翌年度から起算して8年を経過していることの六つの要件全てを満たす場合に限り、除外が認められます。

議員御質問の南部農免道路は、そもそも農産物の搬出や農業用機械等の搬入、市場への輸送等、主に農業用に利用される農道として整備中であるため、たとえ現状が山林であっても、その周辺を除外することは難しいと考えます。

次に地目変更についてですが、農業委員会所管業務となりますので、代弁にてお答えいたします。

畑地の地目変更のための非農地判断につきましては、農業委員会で遊休農地や耕作放棄地の現地調査を行う、通称農地パトロールで、再生利用が困難な農地として非農地と判断するものと、現況が農地ではないと所有者から申出があった農地について非農地と判断するものがあります。

現在、農業委員会で実施しているケースは、所有者から申出があった農地について現地調査し、非農地判断を行う方法です。なお、農地パトロールでの山間部の調査は多大な労力と

時間を要することから調査が困難であり、市内全域の計画的な非農地判断調査にも至っていない状況です。

現地調査で非農地と判断したものについては、法務局に送付し、地目変更が確定したものについては、県、市税務課に報告しております。

なお、農用地区域内の農地については、農業振興地域の整備に関する法律での要件に照らして非農地判断することとなるため、所管の市農林水産課の意見を聞き、法務局へ送付しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございました。南部農免道路地域ばかりではなく、本市の中山間地域にも荒廃化した畑が存在し、年々増加傾向にあると思われます。そこで、本市全体の畑、山林の固定資産課税面積と金額、それに10アール当たりの平均税額はどれだけか。また、荒廃化した畑を現況で山林としての課税はできないか、小山市民環境部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

宇土市内の畑と山林の課税状況につきまして、令和6年度の土地に関する概要調書報告書の数値を引用いたしますと、市内全域の土地に係る評価総面積は5,774万9,520平方メートルでございます。

このうち畑の評価総面積は922万57平方メートルで、全体の約16%を占めており、課税標準額30万円の免税点未満となる土地を除くと807万6,672平方メートルの課税面積となります。

また、山林の評価総面積は2,505万5,263平方メートルで、全体の約43%を占めており、免税点未満となる土地を除くと2,178万1,345平方メートルの課税面積となります。

次に、税額につきましては、令和6年度の概要調書報告書における畑、山林それぞれの課税標準額から試算いたしますと、畑の課税総額は620万7,060円、山林の課税総額は517万4,730円であり、先ほどの課税面積から10アール当たりの平均税額を算出した場合、畑は10アール当たり768円、山林は10アール当たり237円の税額がかかっていることとなります。

次に、課税地目の認定についてですが、固定資産税は、毎年、賦課期日である1月1日現在の現況により地目を認定するものですが、認定に当たっては、不動産登記法による地目認定の方法を基本とし、判例や課税の公平性、評価の均衡、関係法令等も考慮して総合的に判

断します。

御質問のような耕作されておらず、雑草等が生い茂っている状態の畑地につきましては、一時的に耕作を中断している休耕地等もあるため、現況のみで判断することは困難ですので、このような農地については、基本的に、農業委員会における非農地判断の手續等を経た後に、法務局において畑から山林へ登記地目の変更が行われた場合、課税地目についても見直しを行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。今の説明によりますと、畑地から山林にすることはなかなか難しい状況がうかがえますけれども、畑の固定資産税は山林の約3倍払っております。なかなか難しい問題で、またこれを追及すると宇土市の固定資産税が減ることになりますけれども、そういうことは難しいと思いますけれども、こういう畑の課税面積が約800ヘクタールあるということで、荒廃化した畑を把握することは無理ですけども、間違いなく増加傾向にあります。市は、中山間地域の現状を把握して、対策を講じることが望めます。また、荒廃化した畑が周りに迷惑をかける事例を聞くことがあります。畑の所有者は農業委員会、行政、各地区農家組合などに相談するなどして、責任を持って管理していくのが責務かと思っております。事務局、資料9をお願いします。この写真は古い写真でありますけれども、広報うと昭和51年8月号の記事です。私が持っておりましたけれども、「緑川ニュータウン構想、恵塚台地に1,500戸建設、緑豊かな一大団地」と、夢のような構想の記事が載っておりますけれども、当時の利便性や環境面など整備がされておらず、地元の方の反対で実現しませんでした。しかし、その後南部農免道路が計画され、徐々に開発され、令和12年度に完成の予定であります。私自身模索中でもあります。開発しやすい丘陵地帯でもあります。夢のある構想をまだ模索中ですけども、提案に今後取り組んでいきたいなと思っております。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。13時30分から会議を開きます。

-----○-----

午後1時24分休憩

午後1時29分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

12番、榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 皆さんこんにちは。榎崎でございます。ただいまから通告に従いまして、一般質問をいたします。本日最後の質問でございます。食事の後ですので眠たくなるかもしれませんが、一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） まず初めに、今回改選がありまして、野口議員が議長として就任しております。同期でありまして、1期目のときによく2人で県外に視察に行ったことを覚えております。行動力があり、真面目でちょっと猪突猛進のところもありますが、議会をまとめてくれると私は思っております。また、市長と力を合わせて、この宇土市の発展のために取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、インクルーシブ教育と小中学校施設におけるバリアフリー化について伺いたいと思います。小中学校施設のバリアフリー化等の推進及びインクルーシブ教育に関する本市の考え方を聞かせてください。教育部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、障がいのある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう環境整備を行うことはもちろん、地域の防災拠点としての役割を果たすことが重要であることから、バリアフリー化を一層進めていく必要があります。

そのような中、学校施設のバリアフリー化については、文部科学省が学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めるため、令和2年12月に、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂し、令和7年度末までに緊急かつ集中的にバリアフリー化の整備を行う旨の目標が示されたところです。

このようなことを受け、本市におきましては、本年3月に策定しました第4次宇土市教育振興基本計画において、インクルーシブ教育を推進することとし、学校施設の整備・充実を図るため、屋内運動場のバリアフリースイートの設置や段差解消などの取組を行うこととしております。

また、同月には、宇土市学校施設のバリアフリー推進計画を併せて策定し、全ての児童生徒が安全で安心して生活できる学校施設とするため、バリアフリーに関する現状と課題を整理し、今後、計画的に学校施設のバリアフリー化を着実に推進するよう取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 樫崎政治君

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。宇土市の学校施設のバリアフリー化推進計画を併せて策定していただき、全ての児童生徒が安全で安心して生活できる学校施設とするために、このバリアフリー化に関する現状と課題を整理していただき、今後、計画的に学校施設のバリアフリー化を着実に推進するよう取り組んでいただければと思います。その中で、小中学校施設のバリアフリー化の進捗状況及び今後の計画について伺いたいと思います。教育部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市の小中学校施設におけるバリアフリー化の取組状況としましては、校舎内においては、平成16年度にエレベーター設置やバリアフリースイレの整備をはじめ、昇降口へのスロープ設置等を行ったほか、令和2年度にはトイレの完全洋式化を実施してまいりました。

また、その後も医療的なケアが必要な児童の入学に伴い、教室内の環境整備や外部通路における段差解消といった整備を実施するなど、児童生徒の個々の状況に応じたバリアフリー化を進めているところです。

次に、今後のバリアフリー化に向けた取組としましては、事前に校舎や屋内運動場を含む全ての学校施設について現地調査を行い、先ほど答弁しました宇土市学校施設のバリアフリー推進計画を策定し、令和7年度に、これまで未整備であった6校の屋内運動場にバリアフリースイレを整備する予定です。そのうち2校については、屋内運動場に通じる屋外スロープが未整備であったため、段差解消とスロープ設置を計画しているところです。

市としましては、今後も、児童生徒の目線に立ち、危険箇所や不便を感じる箇所を丁寧に洗い出しながら、迅速かつ着実にバリアフリー化を進め、全ての児童生徒が安全で安心して生活できる学校施設となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 樫崎政治君

○12番（樫崎政治君） ありがとうございます。その中で、現在花園小学校にて、拡張のためにプレハブを建設中だと思います。ここのトイレがバリアフリーになっているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

花園小学校においては、特別支援学級を希望する児童数が年々増加しており、クラス増設の可能性があるほか、通常学級においても、来年度から令和10年度にかけてクラス増設の可能性があることから、最適な学びの空間を実現するためにプレハブ仮設校舎の増設を行う

ものであります。

この仮設校舎は、2階建ての4教室を予定しており、1階、2階それぞれにトイレを設置することはもちろん、1階にはバリアフリースイートイレも常設いたします。

また、2階に上がる階段部分を除き、室内廊下、教室、トイレ、既存校舎までの渡り廊下において、段差解消のバリアフリー化を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。児童生徒の目線に立っていただいて、危険箇所や不便を感じる箇所を丁寧に洗い出していただきながら、敏速にかつ着実にバリアフリー化を進めていただき、全ての児童生徒が安全で安心して生活できる学校施設となるよう、取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和4年12月の答弁において、鶴城中学校の特別支援学級の生徒も利用するトイレに備えている木柵について、弱視の立場から検証し改善すると報告を受けておりました。その後、どのように検証し改善したのか。また、特別支援学級の生徒が利用するトイレの使用人数を伺いたいと思います。教育部長お願いします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

鶴城中学校の特別支援学級の生徒も利用するトイレのスリッパ置き場の木柵につきましては、令和4年12月市議会定例会一般質問において、榎崎議員から弱視の生徒にとって危険であり、改善が必要ではないかと御指摘をいただいたところでございます。

その後、鶴城中学校においては、スリッパ置き場の木柵の改善に向け、生徒自らがインクルーシブ教育の視点に立ち、自らが安心して学び、過ごせる環境を主体的に議論し考えることが重要であるとし、令和5年度から生徒会人権委員会を中心に協議を重ねてまいりました。

そして、本年6月の生徒総会において、人権委員会から「心のバリアフリーと学校施設のバリアフリーの実現に向けて」を議題とし、スリッパ置き場に木柵があることによるメリット、デメリット等を全校生徒に対し丁寧に説明し、最終的に生徒総会において、木柵を撤去することが承認されたところです。

本年9月には、木柵は完全に撤去され、その代替としてスリッパ置き場にビニールテープで四角にマーキングすることで対応しており、現在はスリッパが乱れることなく整然と並べられております。今では弱視の生徒も、安全にトイレを使用できる状況となっております。モニターに、木柵の撤去前と撤去後の写真を掲載しておりますので御覧ください。

なお、前回同様に御指摘いただきました、肢体不自由学級のトイレのアコーディオンカーテン状のドアにつきましては、直ちに引き戸に改修し、現在、同学級の生徒4人が使用して

おります。

教育委員会としましては、引き続き、学校施設を利用する児童生徒が学校生活の中で感じる不便さや課題等にいち早く気づき、そして、それらに真摯に耳を傾け、不具合がある場合は速やかに改善に向け取り組むなど、全ての児童生徒が安心して学び、生活できる環境づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。生徒自らがインクルーシブ教育の視点に立っていただいて、本年6月の生徒総会において、人権委員会から「心のバリアフリーと学校施設のバリアフリーの実現に向けて」を議題として、スリッパ置き場に木杵があることのメリット、デメリット等を全校生徒に対し丁寧に説明して、最終的に生徒総会において、この木杵の撤去を行ったと。たしか10年以上この木杵は置かれていたかと思います。生徒たちの判断で撤去をした。これこそインクルーシブ教育ではないかと、学校の本来の在り方ではないかと私は思っております。この件に携わった生徒たちを導いていただいた指導教諭、また校長先生に、本当に感謝を申し上げたいと思います。今後とも、引き続きインクルーシブ教育を行っていただければと思うわけでございます。よろしくお願いします。

最後に、今回就任されました前田教育長に、小中学校のいじめ・不登校の問題への対応やインクルーシブ教育について、教育長となり、今後どのように進めていくのか。今後の取組のお考えをお聞きしたいと思います。教育長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

3点ありますので、やや時間をいただきたいというふうに思います。私は、教育長就任前に市教育委員会の教育向上・連携指導員として令和5年度から1年半務め、宇土市内全ての幼稚園、小中学校で多くの授業を参観しながら、授業づくりや学校運営に対する指導助言を行うとともに、いじめ・不登校の問題への対応やインクルーシブ教育の推進に関しても携わってまいりました。

まず、いじめ問題につきましては、令和3年4月に、改訂版の宇土市いじめ防止基本方針が定められており、学校、家庭、地域やその他の関係機関が連携し、いじめの早期発見・早期対応に取り組んでいるところです。

いじめ問題における基本的な考え方として、いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害的立場にも加害的立場にもなり得るということを認識し、いじめの未然防止に学校総体として取り組むことから始めております。

未然防止の基本となるのは、子どもが周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・

安全に学校生活を送ることができ、ルールやマナーを守って授業や学校行事、部活動に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていくことだと考えております。この取組によって子どもに集団の一員としての自覚や自信が育まれ、互いを認め合う人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくことが期待できるところです。

このような日常的な取組や定期的な心のアンケート、子どものサイン発見チェックリスト等を検証し、万一、いじめが確認された場合においても、学校全体で組織的・計画的に対応し、その取組の評価や改善を踏まえたPDCAサイクルに基づく取組を行っております。

また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、専門的なアドバイスも踏まえながら、解決に向けて取り組んでおります。

引き続き、各学校での児童生徒の状況や教職員の対応状況等の適切な把握に努め、市内校長会や生徒指導担当者会議、毎月の定例報告等を通じて指導助言を行い、特に、道徳の時間を活用しながら、児童生徒の道徳性や人権意識の醸成に努めるなど、いじめの未然防止に向けて取り組んでまいります。

次に、不登校問題につきましては、全国的に様々な要因により不登校となるケースが増加しており、本市においても同様の状況であります。教育支援センターほっとスペースや民間施設のフリースクールで支援を受けたり、学んでいる児童生徒も増えてきています。

このような状況を受け、本市においては、令和4年度に不登校児童生徒の支援の在り方を整理し、フリースクールなどの民間施設等を利用する場合においても、一定の要件を満たせば出席扱いとするなど、社会的自立に向けて一所懸命努力している児童生徒を支援しているところです。

併せて、本年4月から新たな不登校対策としまして、宇土小学校及び花園小学校に校内教育支援センターを開設しました。このセンターは、学校には来れるが教室には入れない児童を対象としており、開設から毎日複数の児童の利用があります。センターを利用する中で当該児童が生活のリズムを取り戻し、教室に入れるようになった事例もございます。

また、各小中学校において、児童生徒や保護者に寄り添った対応が進められることにより、本年度、欠席状況が改善した又は好ましい変化が見られたという児童生徒の報告が、小学校で2件、中学校で3件の計5件あっております。

今後は、ほっとスペースを含めた各教育支援センターの機能強化と学校との連携を進めるとともに、オンライン等による授業や支援の更なる充実を図るなど、学習環境の整備に向け取り組んでまいります。

最後に、インクルーシブ教育につきましては、本市においては、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、日常生活や学習上の困難さを改善し、克服するため、適切な指導や支援を行う体制づくりに取り組んでおります。

具体的には、特別支援学級においては、担任とは別に、学校内の生活や学習活動の支援を行う学級支援員を市独自の財源で雇用し、個性や学力に応じたきめ細やかな支援を行っております。また、通常学級で授業を受けながら、障がいに応じた特別の指導を受けることができる通級指導教室を5校に設置し、多くの児童生徒が利用しているところです。

今後は、通常学級、通級指導教室、特別支援学級及び県が設置している特別支援学校といった、連続性のある多様な学びのある場を用意していくことが必要であると考えております。

また、児童生徒の個々の実態を的確に把握するため、就学前での関係機関や専門機関との連携を深め、就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセスを大切しながら、インクルーシブ教育の推進に努めてまいります。

これまで述べてきました施策を通じ、いじめや不登校を予防し、インクルーシブな教育環境を実現することで、子どもがまんなかにある教育を目標に、子どもたち一人一人が自己肯定感を高め、未来に向けて安心して成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。思いを熱く語っていただき、本当にありがとうございます。たしか2年前は指導主事であったかと私は思っております。2年前の支援学級のトイレのことは御存じだと思います。是非ですね、教育委員会の皆様で、今もやっていらっしゃると思いますけど、現場に足を運んでいただき、現場を観察することで危険な箇所、また改善すべき場所が見えてくるはずでございます。ずっと同じ場所にいる方は悪いところも、逆にいいところも見えなくなる点がございます。子どもがまんなかにある教育を目標に、子どもたち一人一人が自己肯定感を高めていただいて、未来に向けて安心して成長できる環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に入ります。ハラスメント対策について伺います。まず初めに、直近5年間の本市における非違事案の発生状況とその対策についてお尋ねいたします。その中で、ハラスメントに関する非違事案はあったのか。職員同士、また議員が職員に、職員が議員に対してあればお伺いいたします。総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、直近5年間の本市における非違事案の発生状況でございますが、懲戒処分に該当する減給処分のほか、懲戒処分に該当しない指導上の措置である訓告や厳重注意、口頭注意などに該当する非違事案が発生しております。通知書の誤発送や占用料の請求漏れなど、内容は様々でございますが、その中でハラスメントに関する非違事案は発生しておりません。

次に、その対策についてであります。このような非違事案が発生しませんように、定期

的に全庁に注意喚起を行うなど、職員への意識付けを行うとともに、管理監督職については、部署内でのチェック機能体制の強化を図るなど、発生した問題を部署内で共有し再発防止に努めているところです。

また、今回ハラスメントに関する非違事案のほうは発生しておりませんが、ハラスメント対策への取組としまして、令和3年度に関係規定の整備を行うとともに、全職員を対象にハラスメント防止研修を実施しております。令和5年度からは、新任課長、係長を対象としまして、熊本市町村職員研修協議会が主催するハラスメント未然防止力向上研修への参加を義務づけており、今後も、職員全体へのハラスメント研修を行うなど、ハラスメント行為の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 檜崎政治君

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。ハラスメントにはたくさん種類があるわけでございます。パワハラ、セクハラ、マタハラなどがあるわけでございます。その中で、私はカスハラというハラスメントがあるということを、実は最近まで知りませんでした。知ったきっかけは、三重県桑名市にて全国初の条例案、今月でございますけど定例会に条例案を提出。条例案ではカスハラを要求の内容に妥当性がなく、就業者の労働環境が害されるおそれがある行為と定義をし、市に窓口を設け、相談があった場合、市は専門家らで構成する対策委員会に諮問する。カスハラと認定されれば市は行為者に警告し、それでも従わなければ委員会の意見聴取などを経て、氏名公表に踏み切ると。このような条例案が提出されております。本市におきましては、ハラスメントに関する非違事案は発生していないということで報告があります。ただ、私5年よりもっと前になりますが、この件はハラスメントに当たるかは定かではありませんが、現在退職されておりますが、上司が部下に対してキャパシティを超える仕事を与え、それがきっかけで部下が休みがちになった職員もいたかと思います。能力以上の仕事を与えられれば、それを乗り越えようと頑張るかと思います。ただ、それを乗り越えられなかったときの対応、これは本人もですが、周りも上司も言いやすい環境づくりも大切かと。また今回話題が尽きない兵庫県知事選、これは齋藤知事が再選しております。パワハラがあったかどうかSNS対テレビ局とか、そういう話にもなっておりますが、選挙期間中に22名の市長が稲村候補の応援、その中の1人の市長がテーブルを2度叩き、恫喝といいますか、そのことがSNSで拡散し、後日謝罪会見を行っております。私自身も随分若いときでございますが、恫喝といいますか、テーブルを強く叩かれたことがあるわけでございます。もう急にやられたらびっくりするんですよね。ただ、私自身もそのときは35キロぐらい体重は増えておりましたので、今はもうきゃしゃになっておりますが、外に出ていただいて払い腰でもかけて頭を冷やしてあげればと、そのとき思ったかもしれませんが、自

ら外に出て頭を冷やしてたばこを一服吸いに行ったことを覚えております。ただ、戻ってみますとですね、元の雰囲気に戻っているんですよ、そういうことがあった雰囲気じゃないです。いじめとかパワハラも同様でございますが、パワハラを行った方というのは、瞬間的に自分自身が悪いと絶対に思っていないです。ただ、受けた方はたまったもんじゃありません。中には、そのときのことがフラッシュバックをして、それがひどくなるとうつ病になったり、メンタル的なケアが必要になっている方も少なくありません。メンタルケアに関する研修の実施状況についてお尋ねします。また、実際に職員が相談したい場合、相談窓口などがあるのか、併せてお尋ねします。総務部長お願いします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、メンタルケア研修の実施状況についてお答えいたします。

メンタルケア研修につきましては、令和4年度まで、熊本市市町村職員研修協議会が主催しますメンタルヘルス研修へ職員を派遣しております。派遣職員の対象としましては、新任課長、新任係長及び受講希望者となっております。

また、職場内での実施状況につきましては、様々な研修の場を活用して、短時間ではありますが、メンタルヘルスケアに関する説明を行い、メンタルヘルスケアの意識向上に努めております。

次に、職員からの相談窓口についてお答えいたします。総務課人事係では職員から相談があれば、随時面談を行っておりますが、専門的な資格を有している職員がいないのが現状です。そこで、職員がいつでも安心して相談できるよう、外部委託による心の相談室も併せて設置しております。

この相談室では、仕事のことだけではなく、自身の健康に関する不安などについても、心理カウンセラー等に相談することができ、その相談方法も電話、WEB、対面からなど、相談者自身が希望する方法で利用することができます。なお、必要であれば継続的な相談も可能となっております。

最後に、人事評価制度におけるメンタルケアについてでございます。本市の評価制度では、年に3回、上司である第1次評価者と面談する機会を設定しております。面談は業務や職場のことだけではなく、個人の健康上のことなど、様々な考えを共有する場として活用しております。その中でも例年10月頃に実施いたします第2回の面談では、身上報告書と自己分析シートを用います。身上報告書では、職員本人や家族の健康上の悩みなどを記入することができ、自己分析シートでは、業務上で自信があることと合わせ、自信がない部分も伝えることができるようになっております。

当然面談では、上司は部下の悩みを聞き、自信がないと自己評価している部分をフォロー

していきますけれども、面談では、上司からの発言だけではなく、できる限り部下からの発言を引き出すようにしており、メンタルケアの視点からも有効に作用しているものと考えているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。心理カウンセラー等に相談することができると、その相談方法も電話、WEB、対面から、相談者自身が希望する方法で利用していると、必要であれば継続的な相談も可能となっていますと。そこで、今まで相談の対応は何件ぐらいか、お聞きしてもよろしいでしょうか。総務部長お願いします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

過去3か年、年度ごとの延べ相談件数は令和4年度が5件、令和5年度が4件、今年度が10月までで8件となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。パワハラ以外では最近では両親の介護とか不登校の悩みもあるかと思います。たしか今年度不登校は全国で34万人、5人に1人が離職をしているという話も聞きます。辞めたくないけど辞めなくてはいけないという方ももしかしたらおいでかもしれません。いろんな悩み、相談があるかと思います。少しでも困っている職員がいらっしゃったら、気楽に相談できる体制づくりをつくっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

職員自身のスキル習得による資質の向上も大事でございます。ハラスメントやメンタルヘルスといった、組織全体で取り組んでいくような対策も重要だと思います。市としての考えをお尋ねしたいと思います。併せて、働きやすい職場づくりのために取り組んでいること、また、先ほどちょっと話をしましたが、三重県桑名市が出しておりますカスタマーハラスメント条例案を検討する必要性もあるのではないかと、市長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

まず、職員の資質の向上を図るための取組についてでございます。

先ほどの答弁の中でも触れておりますが、ハラスメント対策については、その関係規程を整備し、職場内研修も実施をしているところでございます。ただ、議員御発言のとおり、組織として取り組んでいくことが非常に重要でございまして、ハラスメントは絶対にしない、

させないといった組織全体での意識の醸成が必要不可欠であると考えております。そのためにも、引き続き職場内研修をはじめ、外部研修への派遣も積極的に行っていきたいと考えております。

また、メンタルヘルスについて、誰もが相談できるような相談窓口を設けております。先ほど件数の紹介もございましたが、こういう窓口があることを適宜、アナウンスしながら、職員自身が一人で悩みを抱えないような体制づくりを引き続き行ってまいりたいと思っております。

次に、働きやすい職場づくりへの取組についてでございます。社会情勢が目まぐるしく変化をしております。その中で、職員の働き方にも多様なニーズが生まれております。

そこで、今年からいろいろな取組を始めております。今年度から開始した取組の一部を御紹介しますと、まず、7月から9月にかけて取得可能な夏季休暇がございますが、従来3日間だったものを5日間に拡充しております。また、子の養育や親の介護などを理由に、勤務時間をずらすことができる時差出勤制度も導入しております。これは通常の8時半出勤を1時間前、1時間後等にずらして、施設への送迎とかそういったものにも対応できるようにしたものでございます。ほかにも在宅で仕事ができるように、テレワークを試験導入しようということで、今、試行を行っているところでございますし、先ほど議員からも実はお話があったんですけれども、通年輕装の実施に向けたノーネクタイ勤務の試行も、現在実施しているところでございます。

市職員は、地方公務員法に定めがありますように、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされております。そのために、今回議員が御質問いただいたハラスメント、メンタルヘルス、そして働きやすい職場環境づくりは、欠かすことができない事柄であると認識をしております。

職員一人一人がワーク・ライフ・バランスの充実を図りながら、最高のパフォーマンスを発揮できるようにこれらの取組を進めていきたいと思っております。

最後になりますが、三重県桑名市のいわゆるカスタマーハラスメント防止条例、カスハラ条例と言われておりますが、これを御紹介いただきました。市内事業者を広く対象とされていて、顧客をいわゆるカスハラと認定した場合には、改善が見られない等の条件付きですが、最終的に氏名まで公表するという内容でございます。一個別の市町村でこういう条例をつくるのは初めてだと言われておりますが、本市でも市内事業所からの声や、ほかの自治体の動向を情報収集して参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。職員一人一人がこのワーク・ライフ・バラ

ンスの充実を図りながら、最高のパフォーマンスを発揮できるような市役所に、よろしくお願いいたします。

最後の質問でございます。交通事故から市民を守る安全対策について伺います。まず、交通安全対策の中の交通環境の整備について質問をいたします。昨年、宇土市においては交通事故が70件、負傷者が95人ということであります。実は3日前に、私は市役所に来ておりました、大体13時頃に市役所横の信号機のある交差点で人身事故が起きております。現場近くにおりましたので、大きな事故ではありませんでしたが、今年の交通事故死亡は熊本県で多発しております。1月から10月までで48名で昨年を上回る傾向でございます。この痛ましい交通事故を減少させるために、警察による取り締まり、安全教育また交通規制等があります。また、併せまして本市で行う交通環境の整備があるわけでございます。令和4年度、令和5年度、各地域からこれに関して要望等がたくさん上がっていると思いますが、この整備状況について市民環境部長に質問いたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、交通安全施設について御説明いたします。交通安全施設とは、カーブミラー、外側線、ガードレール・防護柵を総称したもので、令和5年度までは環境交通課で、令和6年度からは土木課で整備を行っております。

交通安全施設の設置については、主に各地域の振興会及び行政区からの要望や、通学路安全対策に関する交通安全プログラムに基づき整備を行っております。

次に、令和4年度及び令和5年度の整備件数について御説明いたします。

令和4年度における各地区交通安全施設の整備状況は、宇土地区13件、花園地区14件、轟地区8件、走潟地区6件、緑川地区4件、網津地区5件、網田地区10件、合計60件でございます。

続きまして、令和5年度における整備状況は、宇土地区8件、花園地区14件、轟地区2件、走潟地区4件、緑川地区3件、網津地区5件、網田地区7件、合計43件でございます。

なお、新規の信号機・横断歩道の設置やその補修等、一旦停止などの交通規制に関するものについては、県の公安委員会の所管であることから、各振興会や行政区からの要望があった際には、随時宇城警察署へ要望を行っております。

このうち、新規の信号機設置については、令和5年度において岩熊地区の通学路に押しボタン式の信号機が設置されております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 桎崎政治君

○12番（桎崎政治君） ありがとうございます。着実に整備事業は進んでいるかと思います。

たしか２年前にグリーンベルト、歩道整備の質問をいたしました。その後、宇土小学校、緑川小学校の危険な箇所はこのグリーンベルトを設置されております。まだまだ危険なところがあるかと思います。道路と歩道を明確にすることで、歩行者の接触事故を防ぐことを目的としております。花園地区にも通学路に関して歩道がありますが、道幅が狭い、また通学路になっていますが段差のある歩道はないと、非常に危険な箇所も幾つかあります。是非ですね、そういうところを検証していただいて、花園地区にも危険な箇所にはそのグリーンベルトの設置を検討していただければと思います。

それでは、次の質問でございます。２０２６年９月実施予定の道路交通法施行令改正に伴う、生活道路の時速３０キロ規制の内容について伺いたいと思います。これは分かっている範囲で構いませんので、詳しく分かる範囲で教えてください。市民環境部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

現在、一般道路のうち、速度制限等の規制がされた区間以外の法定速度制限は、時速６０キロです。これは、住宅地や商業地にある道幅が狭い道路などでも、速度制限がない区間は時速６０キロでの走行が可能です。しかし、令和６年７月２３日に閣議決定された改正道路交通法施行令では、中央線・中央分離帯がなく、道幅５．５メートル未満の１車線道路などの一定の条件を満たす一般道路の法定速度を、時速３０キロとする内容が新設されました。この改正は、令和８年９月１日から実施されることとなっています。

具体的には、本改正により住宅地や商業地にある住民が徒歩や自転車で利用したり、また近くに学校があったりするいわゆる生活道路の多くが、住民の安全を確保することを目的として、時速３０キロに規制されることとなります。

ただし、今回の改正は、全ての一般道路に適用されるわけではなく、中央線や中央分離帯、中央ポールなどがある場合や、道幅５．５メートルを超える道路については対象外となっております。

自動車が時速３０キロを超えると衝突時に歩行者が致命傷を負う確率が格段に上がり、時速３０キロ未満の場合は致死率１０％以下に対し、時速４０キロになると致死率４０％以上、時速５０キロになると８０％以上となり、時速６０キロではほぼ１００％となるデータもあります。

本市におきましても、住宅地や商業地にあつて道幅も狭い生活道路のほとんどが、時速３０キロに制限されることとなるため、令和８年の実施時期までに、広報紙やホームページ・SNS等において、市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。この改正になれば、通学路とか随分安全性が保たれるのではないかと考えております。令和8年の実施時期まで、広報紙やホームページ・SNS等において、市民に是非周知を図っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問でございます。信号機のない横断歩道の安全対策について伺います。近年、通学中の児童等が巻き込まれる痛ましい事故が、全国的にも発生しているわけでございます。この通学部分に安全対策としてハードの整備だけではなくて、ドライバーの安全運転、意識の向上が不可欠であります。この信号機のない横断歩道における歩行者の優先につきましては、道路交通法第38条に規定されております。ドライバーは横断しようとする歩行者がいた場合、横断歩道手前で一時停止をしなければなりません。違反した場合は、普通車で9千円、反則金点数が2点罰せられます。JAFの2021年に行った信号機のない横断歩道の調査では、全国調査によれば熊本県は60%でございました。ただ、2023年の調査では66%に上がっております。本市におきましてもどうでしょう、停止する車が結構増えたんじゃないでしょうか。ただ、やはり100%ではないわけです。この一時停止を100%目指していく必要があると考えております。歩行者が立っているのに一時停止をしない車をまだ見かけております。実は、小学校6年生の子どもが夏休みに自由研究を行っております。URLに貼り付けておりますので、時間があれば見ていただければと思います。本当に子どもというのは、発想が面白いですね。トラックは止まってくると、いかついお兄ちゃんは見目の割には止まってくるといような報告、たくさん面白い案が出ておりますので、是非目を通してみてください。

信号機のない横断歩道で交通事故が発生しています。市内の横断歩道に白線が消えかけて分かりづらくなっているところを多く見かけるわけでございます。自動車からの横断歩道の視認とかが遅くなっているのが原因ではないかと私は考えております。その横断歩道の補修を早急にお願いしたいと考えております。また、運転者から横断歩道の認知度を高めるためにカラーの横断歩道の設置について、市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

本年9月に、信号機のない交差点で横断歩道を渡っていた自転車が、交差点に進入した軽自動車に跳ねられる事故が発生しております。このように、歩行者や自転車が交通ルールに従い横断歩道を渡っていても、事故が起こってしまうこともあります。これは、横断歩道の歩行者の視認が遅れることも原因の一つではないかと考えております。

宇土市内におきましても、横断歩道の白線が薄くなり見えにくくなった横断歩道が各所で

見られ、早急の整備が必要であると考えますが、先ほどの答弁でも申しましたとおり、横断歩道の補修につきましては、公安委員会の所管となっております。住民の安全確保のためにも、横断歩道の白線が薄くなっている箇所や、消えかかっている横断歩道の補修については、確認次第、速やかに警察に要望してまいります。

また、運転者からの横断歩道の認知度を高めるため、事故が多い箇所や通学路周辺へのカラー横断歩道の設置についても、警察へ要望してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 梶崎政治君

○12番（梶崎政治君） ありがとうございます。ちょっと皆さんに一つお聞きしたいことがあります。車を運転していきまして100メートルぐらい先に横断歩道があるとします。その横断歩道に気づくのは左の標識を見て気づかれますか、それとも横断歩道を見て気づかれますか。私は横断歩道の白線を見て横断歩道があると気づきます。うなずいていらっしゃいますので、多分そうだと思います。ということは、横断歩道の白線が消えていけば消えているほど、事故率というのは高くなりますよね。だからやはり横断歩道、特に信号機のない横断歩道というのは、起因性が当然増すわけです。薄い箇所には是非要望を出していただければと思うのですが、緊急を要する場合は、たしか市道であれば本市でも塗ることはできなかったですかね。難しかったですか。じゃあ是非ですね、ここは緊急に要望していただいて、今日もたまたま運動公園のところを通ってきて、本町5丁目に出たんですけど、ほとんど見えない横断歩道がありました。是非ですね、即、上げていただければと思います。また、カラー舗装の横断歩道も、これすごく目立ちませんか。本庁の横の駐車場の間にありますよね、カラー舗装。今日も通ってきましたけど、あそこは市役所の職員が止まってくれると思いますが、100%止まってくれるんですよ。あのカラー舗装は目立ちます。あのカラー舗装の横断歩道を見ますと、いかにも運転手、ドライバー止まってくれと言っているような気がするんですよ。ただ、白線の横断歩道を見ますと、よかったら止まってくださいと言っているような気がするんですよ、私には。ただ、ますます薄くなって見えなくなると、無理して止まらなくてもよかよと、そんな気持ちに皆さんなりませんか。そんな気になるんですよ。逆に県外に行ったときに横断歩道が全然なくて、気づかないときがあるんですよ。で、バックミラーを見たら人が渡っている。ああ、横断歩道だったって気が付く場合もあります。本当に怖いんです。ですから、できたら早急にこの薄い横断歩道を、こんなことを言ったら失礼かもしれませんが、逆になくしてもいいのかなって、薄くなりすぎていたらそんな気もいたします。是非白線の横断歩道、できたらカラー化に。そして、はっきりとした白の白線のある横断歩道に切り替えていただければと思います。

最後に一つだけ、先月、こどもまんなかの日のイベントに参加してまいりました。久しぶ

りに子どもたちと触れ合って、元気をいただきました。最近よく考えてみたら、高齢者の方と触れ合う機会が多くて、市長、私はイベントは大成功だったと思います。スタッフは準備等が大変だったと思いますが、是非ですね、来年も開催していただければと思います。また、その中で明日土黒議員が質問されると思いますが、市長がこどもまんなか応援サポーター宣言、たしか8項目だったと思います。一つ一つ市長の宣言を読み上げる中、一番前の真ん中で子どもさん、もうめっちゃ拍手していました。意味は分かっているか分かっていないか分かりませんが、あれがですね、そこに来た子どもたち、そして親御さんの気持ちだと思います。是非ですね、この八つの項目の達成、または早急にアクションを起こせるような体制づくりを市長してください。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日4日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後2時24分散会

第 3 号

1 2 月 4 日 (水)

令和6年12月宇土市議会定例会会議録 第3号

12月4日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 中口俊宏議員

- 1 宇土地区の活性化対策及び本市の観光戦略について
- 2 青少年のスポーツ・文化活動対策について

2. 藤井慶峰議員

- 1 2, 4, 5-T除草剤撤去とその後について

3. 福田慧一議員

- 1 特別障害者手当について
- 2 子育て世代への支援について
- 3 地球温暖化対策について
- 4 食料、農業問題について

4. 土黒功司議員

- 1 「こどもまんなか応援サポーター宣言」について
- 2 GIGAスクール構想の実現に向けての現在の宇土市の状況と今後について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 檜 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君
15番 藤 井 慶 峰 君	16番 山 村 保 夫 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	前 田 一 孝 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬一郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君
市民保険課長	柘 植 さや子 さん	環 境 交 通 課 長	松 下 修 也 君
福 祉 課 長	江 河 一 郎 君	子育て支援課長	湯 野 淳 也 君
健康づくり課長	濱 口 由 季 さん	農林水産課長	東 顕 君
商工観光課長	清 塘 啓 史 君	学校教育課長	本 堀 武 史 君
生涯活動推進課長	西 山 祐 一 君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1　質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

14番、中口俊宏君

○14番（中口俊宏君）　おはようございます。中口でございます。本定例会におきまして、質問の機会をいただき感謝申し上げます。質問は、宇土地区の活性化対策と本市の観光戦略、二つ目が、青少年のスポーツ・文化活動について質問いたします。

質問席から質問いたします。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○14番（中口俊宏君）　それでは、早速質問に入ります。質問の一つが、宇土地区の活性化対策、それと本市の観光戦略についてであります。まず一つ目が、宇土地区の観光資源・歴史的資源の活用について質問いたします。まず、この宇土地区の観光資源あるいは歴史的資源といえば、皆さんどういふものを思い出されるでしょうか。まず思い出すのが、船場橋及びその周辺、エノキ群等の周辺の景観、あるいは旧高月邸であろうかと思ひます。この船場橋を拠点としたまちづくり、活性化対策等につきましては、私が最初に質問したのは2011年3月でした。2011年3月に初めてこの件について質問をいたしました。当時の教育長から答弁がありました。それをちょっと抜粋して申し上げます。「船場橋周辺の景観を守りながら、景観の一部の塀や門など現存できるように、関係者の協力を得ながら、そして文化庁の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けられるように協議を進めてまいります。」また同じように、元松市長からも質問をして答弁をいただきました。市長からは、「船場橋周辺の貴重な文化財の保存を図りながら、船場橋や史跡、歴史的建造物等、歴史的資源を生かした宇土地区づくり、まちづくりを進めてまいります。」というような答弁が2011年3月の議会でした。この答弁を聞きまして私は、今後の宇土地区はこの船場橋を拠点として人が集まり、本町通りは活性化、さらに発展するだろうと期待が膨らみました。あれから十数年後の現状を見てみますと、当時と余り変わらない、言うならばさらに宇土地区の観光産業は、先細りしていくのではないかと危惧しております。また、船場橋周辺や旧高月邸に観光に来られる人々は、何名おられるか分かりませんが、専用の駐車場はどこにあるのか。また、観光地には大体トイレがあつて、きれいに掃除もしてあります。この専用のトイレはどこにあるのでしょうか。十数年前と変わっていないなというような認識をしておりま

す。これは、私一人ではないかと思いますが。また、現在進められております第6次宇土市総合計画後期基本計画の地域づくりの計画の中で、宇土地区の方々の声ですけども、宇土地区には何が強みがあるかというようなアンケートでは、一番多いのは、歴史的文化資源があるということです。その内容は、武家屋敷がある、船場橋があるというのが住民の声です。この歴史的資源の活用、言うならば宇土地区の市民の願いであろうかとも思っております。執行部におかれましては、各部署にまがります。一つの部署ではないんだろうと思っております。執行部におかれましては、これらの各課題を解決して宇土地区の活性化対策に取り組んでもらいたいと思っております。これらの地域資源の活用について、経済部長に質問をいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

まず、宇土地区における観光資源・歴史的資源につきましては、宇土市指定有形文化財である船場橋や旧高月邸等がございます。

船場橋周辺は、江戸時代には宇土細川藩蔵屋敷や武家屋敷が整備されるとともに、荷物の集積場としてにぎわい、宇土における物流の拠点として機能しました。船場橋は、その当時の名残を残すもので、網津地区で産出されるピンク色の馬門石が使われています。5月、6月には新緑の美しさに映え、雪が降ればこれもまた大変風情ある景色となります。

また、旧高月邸につきましては、市中心街そばの閑静な住宅街の一角に佇む、県内最古の武家屋敷であり、江戸時代の井戸がそのまま現存する全国的にも歴史的価値の高い文化財でございます。

どちらも歴史的な文化財として大変貴重なものであり、観光資源としても、歴史に興味のある方には大変魅力的なものであると考えております。

現在、その歴史的価値や背景を含め、宇土市の魅力として情報を発信する観光ボランティアガイドと歴史観光案内人の会の方々が、歴史や文化の解説を行い、また利用者の御質問にお答えしながら、地域の観光スポットを御案内する活動を行っております。訪れる観光客に対して、本市の豊かな歴史と文化を深く理解してもらうことに大きく寄与されており、利用者の方々からは御好評いただいております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、船場橋、旧高月邸など、宇土地区の観光スポットを周遊する際の駐車場やトイレ等の施設整備が不足していることは否めません。

今後、より多くの観光客が利用できる駐車場等の施設につきましては、文化財を所管する関係部署と協議、連携し、観光地の周遊環境の整備を検討してまいります。

併せて、市内外の方に広くPRしていくためにも、WEBと連動した観光パンフレット「うとびより」の配布や、SNS等による積極的な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 経済部長の答弁がありましたけれども、今後に期待をしたいと思います。

次に、本市の観光資源等の活用につきまして質問をいたします。宇土市といえば、観光資源あるいはお土産物、何を連想しますかということで、私は知人、友人数人にちょっと質問をいたしました。お土産としては、名前は別として餅が有名ですねと、あと有明海の海苔、これがありました。観光地としては御輿来海岸、轟水源、長部田のジンベエ像等々がありました。なるほどなと思いました。しかし、その中で最初に質問しました宇土地区の船場橋周辺の景観、あるいは旧高月邸はありませんでした。何かこうさびしい気もいたしましたが、次の題は、宇土市全体の観光資源の活用ですので、宇土地区も頑張らないといけないなと思いながら、次の質問をいたします。本市の観光といたしましては、第6次総合計画後期基本計画によりますと、日帰り観光の利点を生かした観光商品の開発に取り組む、また、宇土市への観光客2026年度までには1千人を目標として取り組むというような計画があります。これら今後の取組に大いに期待をしているところですが、この取組につきまして、経済部長に質問いたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、市内に有する観光資源・歴史的資源につきましては、先ほど答弁しました船場橋のほかにも、熊本県指定名勝の一つであり、三日月型の砂紋が美しい御輿来海岸や潮が引くと海の中から道が現れ、幻想的な光景を見ることができる長部田海床路、日本名水百選にも選ばれている轟水源、国重要有形民俗文化財である26基の雨乞い太鼓を収蔵した大太鼓収蔵館など、数多くの観光資源・歴史的資源がございます。

また、住吉海岸公園には、長部田海床路に加え、熊本復興プロジェクトの一環で設置された漫画ONE PIECEの登場キャラクターの銅像ジンベエ像があり、週末には多くの観光客でにぎわっております。

このように、市内に多くの観光資源・歴史的資源がある中で、熊本市と天草方面の間に位置する本市としましては、お立ち寄りや日帰りの観光客をターゲットとした取組を強化することは重要な戦略であると考えております。

現在、長部田海床路のある住吉海岸公園の駐車場等の周辺整備を進め、来客増加への対応と利便性向上を図っております。

また、御輿来海岸展望所周辺の駐車場新設工事も開始しており、同時に、展望所へのアクセス改善を進めているところであります。

このほか、ＪＲやバスなどの公共交通機関との連携につきましては、海岸線の風景や網田駅を楽しむことができるＪＲ三角線の観光列車であるＡ列車で行こうがあり、熊本市と天草市を結ぶ快速バスあまくさ号では、ジンベエ像の設置を機に、長部田バス停を停車地に加えていただいております、熊本駅やサクラマチバスターミナルから直接来ることが可能となりました。

令和６年度からの事業としては、日帰りの観光客を誘客するため観光農園開園支援事業を開始し、観光資源の拡大を図っております。併せて、本市ならではの観光資源の掘り起こしとして、台湾の方が感じる本市の魅力を調査する実証ツアーを１１月に取り組み、本市の観光資源の持つ魅力をより一層身近なものとして、多くの方に宇土にお立ち寄りいただき、また本市を目的地としていただけることを期待しているところでございます。

ちなみに、観光農園開園支援事業は、本市における農業経営の安定及び収益の向上を図るとともに、市民が農業に親しむ機会の拡大を図るため、観光農園を開園する者に対し補助を行うものとなっております。

補助要件は、おおむね１千平方メートル以上のほ場で、自己所有地又は農地中間管理機構を利用した賃貸借契約による農地であることとし、補助対象者は、一つ目、新規観光農園開園者、二つ目、認定農業者又は認定新規就農者、三つ目、観光農園を年間１０日以上営業する者、四つ目、市税等の滞納がない者の四つのいずれにも該当する者としています。

補助対象経費は、観光農園の施設整備及び普及宣伝費等に要する経費とし、補助率は補助対象経費の２分の１以内で上限５０万円としております。

現在、轟地区から１件の補助申請と、網津地区から１件の御相談を受け付けております。

次に、実証ツアーは、宇土市観光物産協会の取組として、観光庁の地域観光新発見事業の補助事業を活用し、台湾人誘客に資する観光コンテンツの造成及び旅行代理店への販路開拓のための事業であります。

台湾観光客からの注目度の高い、体験型の観光商材の検証を行うことを目的とし、大太鼓収蔵館での太鼓のバチ作りや太鼓を叩く体験、市民会館での太鼓演奏鑑賞、陶器づくり体験や観光農園体験等を主軸にツアーを実施しました。御参加いただいた皆様には、和太鼓の力強い音に触れ、日常とは異なる新しい体験を得ることができたと好評をいただいたところでございます。

今後は、旅行会社などツアーを企画する民間事業者と提携し、インバウンドも含めた全ての観光客に、本市で食事や買い物を楽しんでいただける商品開発を行い、宇土市観光物産協会とも連携し地域経済の活性化につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 今、部長から答弁がありました新しい事業の観光農園開園支援事業、それに実証ツアーにつきましては、本当に意義あるものと思っておりますし、これが成功して、そして、この事業が広がることを期待いたします。今回この観光について質問しました趣旨、狙いですが、私は、商工観光課にももちろん観光産業はありますけども、本来の業務と観光業務、この観光につきましては、ある程度専門性の知識がいるのではないかなと思っております。経験がいるのではないかなと思っております。ほんとに商工観光課に来て観光事業をやってくれと言っても、その観光関係の会社に勤めていた人ならばできるかと思えますけれども、この本来の事業と観光に携わる仕事の両立は、私は難しいのではないかなという思いを持っております。また、この職員の中には外郭団体の業務もある。本来の業務の傍ら、要するに外郭団体の業務にも追われているのではないかなというふうに推察をいたします。そういったことを思いまして、この観光産業のPR等々につきましては、専門的な知識を有する人が宇土市には何人もおられると思います。是非公募して、短期間でもいいですし、常勤ではなくても時期的に出勤していただいて、いろんなアドバイスをいただいて、あるいはPRやいろんなことをしていただく、そういった人を雇用することも必要ではないかなと思っておりますし、私から言えば、これは各上級幹部が検討することではないだろうかなと思っておりますし、一石を投じたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。二つ目の質問は、青少年のスポーツ・文化活動についてであります。今、写真を出してもらいましたが、令和2年3月18日に、宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の設立について、当時の柴田議長から元松市長に、有志議員連名によります要望書を提出いたしました。そのときの写真であります。私もこの要望書提出に当たっての発起人の1人ですが、これまで改善意見とか要望等が私のほうに寄せられました。それで、当時の議長、柴田議員へ本件の質問について報告し了承をいただきましたので、質問することといたしました。当時の有志議員の皆様の御理解とお許しをお願いをいたします。それでは、質問に入ります。一つが、当委員会の構成メンバー。次に、左側の下に要望事項がちょっとありますけども、この事項についての進捗状況を教育部長に質問いたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

令和2年3月に16名の議員の皆様から提出されました宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の設立に関する要望書を受けて、同年11月に、宇土市ジュニアスポーツ応援委員会を設置いたしました。構成メンバーは、教育長をはじめ、体育協会代表者、スポーツ推進委員代表者、社会体育団体関係者、商工会代表者、企画課長、学校教育課長の7名で構成されています。なお、これまで5回の会議を開催しておりますが、要望書に掲げてあります協議事項についての進捗状況を申し上げます。

まず、宇土市ジュニアスポーツ育成応援基金の設立につきましては、既存の宇土市スポーツ振興基金がありましたので、新たな基金は設立しませんでした。なお、企業版ふるさと納税による寄附金が、令和3年度、4年度にそれぞれ1企業ずつ合計200万円の寄附をいただいており、この基金へ積み立てています。また、令和6年度も1企業から寄附の申出がっております。

次に、スポーツ大会出場補助金につきましては、既存要綱に基づく補助金に加え、新たに宇土市民スポーツ大会出場補助金の加算額（ジュニアスポーツ大会出場分）を定めた要綱を令和3年3月に制定しました。これは、補助対象者を小学生及び中学生のジュニア世代に限定し、大会規模に応じた出場補助金の加算額と大会期間に応じた宿泊加算額を補助金として、令和3年4月から交付しております。さらに、令和4年度から地域環境整備基金を財源に加えることができたことから、加算額の一つであります出場補助金の加算額を一人当たり、これまでの5千円から1万円に増額しております。

最後に、スポーツ指導者の育成・支援につきましては、令和5年7月に学校、PTA、スポーツ団体、教育委員会等で構成した宇土市中学校部活動地域移行検討委員会を立ち上げており、その委員会で、本市の中学部活動やスポーツクラブ、外部コーチの現状などの調査を行い、協議を重ねているところです。

協議の中で特に課題となっているのは、運動部活動の地域移行を実現させる上でも、適切な資質能力を身につけたスポーツ指導者をいかに確保するかが喫緊の課題となっております。そのため、今年の10月にスポーツ関係団体、種目協会などに集まっていただき、スポーツ指導者登録への説明会を行ったところです。

今後におきましても、ジュニア世代のスポーツの推進及び支援と指導者の確保に向けて、スポーツ環境の体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育部長から答弁がありました中で、この構成メンバーが7名おられますけれども、その中の3人が市の関係者。そして、学校関係者、PTA関係者がいない。今後も検討・協議を進められると思いますけれども、やはりこういったメンバーには、7人中3人が市の関係者、私は多過ぎると思っておりますし、また是非、学校関係者や保護者の方々、PTA関係者の方も入れてもらって、それぞれ議論を深めてもらいたいということで、これはまた後ほど申し上げますけれども、最初にこの答弁を見て感じた次第でございました。

二つ目の質問に入ります。二つ目の質問の前提といたしますか、キーワードは「子どもファースト」、「子どものために」であります。昨日、教育長から樫崎議員への答弁の中にありました「こどもまんなか」、これです。これが今日の私の質問のキーワードでもあります。

ます。今からこの取決めにつきまして3点ほど質問いたしますけれども、質問というよりも要望がほとんどですので、その点を御了承お願いをいたします。

1点目が、この要綱、現在進めてもらっております取組につきましては、スポーツを中心とした活動であります。これに文化活動も加えることはできないかというようなことであります。中学校のクラブ活動には、吹奏楽部等の文化活動もあります。8月に、くまもと子ども芸術祭が市民会館で行われました。皆さん、関係者の方はこれをまだ持っておられると思いますけれども、いろんな子どもたちがいろんな活動をしております。ダンス教室の子どもたち、バレエ教室の子どもたち、太鼓教室の子どもたち、鶴城中学校のバトン部・音楽部等々、多くの各クラブや部活動の子どもたちが一生懸命頑張っていることも見ることができました。このくまもと子ども芸術祭は、とても有意義なものですばらしい活動であったかと思っております。また、この鶴城中学校の文化活動につきましても、九州大会へ出場しているということもあっているようです。スポーツ活動と同様に、交通費や宿泊費を補助する必要があるのではないかというようなことでありますし、市民の方からも要望がっております。スポーツ活動に限らず、文化活動にも同様の措置の検討を次の協議会等々で協議をされることを要望いたします。

次に、宇土市の高校生にも、このいろんな支援を拡大できないかというようなことであります。これも市民の方々の要望の一つでもあります。水俣の事例を御紹介いたします。水俣には各企業や団体から、水俣スポーツキッズサポート基金に寄附をお願いして運営をしております。小学校から中学校、高校生までいろんな大会へ出場する際の奨励金等々が出ております。例えば、高校生を例にとりますと、水俣には親御さんがいて子どもさんが八代、あるいは熊本で一生懸命練習をしていると。その際、全国大会に出場するとなった場合、水俣市の場合はそういった資料があれば、3万円の奨励金を親御さんの口座に振り込むというような制度であります。去年は、この全国大会への事業報告の中で、29件で約230万円が支出されております。宇土市におきましても、こういったことを参考にして、例えば親御さんが宇土市に在住して、子どもさんも宇土市で、あるいは熊本にいて、そして子どもさんが個人の資格で全国大会に行くと。その際、この水俣の事例を参考にして補助金等々ではなくて、奨励金という名目で出したらどうかというようなことです。要するに、水俣市の関係者の話では、子どもが全国大会に出ることになったら、親御さんが市役所の担当部署に申請に来られ、それを受けて市は早めに親御さんの口座に振り込むというような制度です。その後、その大会が終わって例えば12月、3月頃、全国大会に行った子どもたちと寄附した企業が一緒になって交流会をします。子どもたちからは企業へありがとうございましたと、おかげでこういった大会に行けました、こういった成績でしたと。企業からは頑張ってくださいねと、あわよくばうちで就職できないかなという人もいますようですけれども、そういった宇土市

におきまして、高校生にも拡大ができないかというようなことです。もちろん、縛りを付けないといけないと思いますので、例えば野球の場合は、春の選抜、夏の大会、この二つ。他の競技については、インターハイ（高校総体）それと国体。これら四つ。それと併せてちょっと幅広くなりますけれども、教育長が認める試合というようなことを高校生にも拡大して、宇土市の高校生が熊本にいても、親御さんがこっちで納税していれば、その申請に基づいて支援金といいますか、奨励金、言うならば全国大会出場おめでとうというような意味合いから、高校生にも拡大をお願いいたします。

最後は、要綱の改正についてお願いをいたします。先ほど申しましたスポーツだけではなくて文化活動に関すること。また、高校生まで拡大することにつきましては、現行の要綱ではこれは不可能ですので、要綱の全面改正を含めた検討・協議をお願いしたいと思っております。

今後の取組を今3点申し上げました。全て要望ですけれども、教育委員会の見解を前田教育長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

次代を担う子どもたちが、夢や希望を持ってスポーツや文化活動に取り組む姿は、私たち大人に対して感動と元気を与えてくれています。先ほど、部長の答弁にもありましたとおり、令和2年に16名の議員の皆様から、宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の設立に関する要望書を受けて、現在、ジュニア世代のスポーツ振興を推進、支援しているところでございます。

これまで本市のジュニア世代のスポーツにつきましては、九州大会や全国大会でも数々の輝かしい成績を残してきており、全国制覇したスポーツ団体もあります。しかし、子どもたちの活躍の一方で、それを支える家庭の経済的負担があります。

その負担を少しでも軽減するため、出場補助金の加算額や宿泊加算額を支給しておりますが、補助金申請から実績報告、補助金支給に至るまで、手続にやや時間を要しているのが現状です。

議員御指摘のとおり、文化活動で頑張っているジュニア世代もたくさんいます。このような文化活動につきましては、宇土市民芸術文化大会出場補助金交付要綱を平成30年6月に策定しております。これは、宇土市に住所を有する個人又は宇土市に事業所を有し、宇土市で活動する芸術文化関係の団体が九州大会や全国大会などに出場する際に、交通費や宿泊費に対して補助金を支給しております。この補助金は、スポーツ大会出場補助金と同額となっており、ジュニアスポーツのような加算額はございません。その他の文化活動の支援として、鶴城中学校吹奏楽部の楽器を毎年計画的に購入しております。

また、本市の多くの高校生も全国・世界の舞台で活躍しております。今年８月に開催された第１０回女子ユースハンドボール世界選手権に、鶴城中学校出身の河上さんが、また８月から９月にかけて開催された第１０回男子ユースハンドボールアジア選手権に、同じく鶴城中学校出身の秋吉さんが出場されています。文化活動でも、全日本マーチングコンテストにおいて全国大会に出場し、活躍している本市の高校生もいらっしゃいます。

このような活躍を応援するため、現在、ジュニア世代のスポーツを応援する組織である宇土市ジュニアスポーツ応援委員会がありますので、この組織をスポーツだけに限らず、令和７年度から文化活動も協議できる組織体制に再編を行い、その中で、ただいま議員御提案の文化活動や高校生まで対象を広げることを含めて、交付要綱の改正等につきまして協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君） 教育長の全面的な前向きな答弁がありました。宇土市の子どもは宝です。こどもまんなかとして検討・協議をよろしくお願い申し上げます。

ここで、一つ付け加えさせていただきます。教育長の答弁の中に、鶴城中学校吹奏楽部の楽器の計画的な購入がありました。これは、令和２年１１月、有志議員から要望書を提出いたしまして実現した一つでもあります。我々有志議員で、網田、住吉、鶴城中学校の視察研修、そして校長先生等々と意見交換をいたしました。いろんな意見の中で要望書をまとめて、教育長に提出をいたしました。その成果の一部を簡単に御紹介をいたします。網田中学校では、いろんな要望がありましたけども、国道から学校へ行く坂道ですね、坂道の周囲に木が生い茂っていたんです。昼間でも暗いところを子どもたちは登下校するということで、学校側の木を伐採したいというようなことでしたので、これらも含めて要望をいたしまして、市のほうで、教育委員会のほうでやっていただきました。住吉中学校では、プールの問題。プールに水をためるために水道水の蛇口を開けて水をためると。これでいいのかという議論もありました。これはまたいろんな別な問題ですけども、住吉中学校では図書室が暗いということでした。案の定見ましたところ、何かこうやはりちょっと暗いなというような感じがいたしました。先生が言われたことは、赴任してきて初めて分かります、暗いと。これが慣れてしまったら全く感じません。だから今の子どもたちはこれに慣れてしまっている感じがすると。目が悪くなるかもしれない、そんな暗いところで読書して、勉強しているということで、我々も早速要望をいたしました。教育委員会のほうで、このライトをＬＥＤに取り替えていただきました。そういったことで、鶴城中学校は先ほど申しましたけども、網田中学校、住吉中学校ではいろんな要望をいたしまして、当時の教育長、市長、それと執行部の皆さんの御協力のおかげで、御尽力のおかげで、我々の要望が幾つか実現いたしました。関係者の

皆さんに改めて感謝を申し上げまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。１０時５５分から会議を開きます。

-----○-----

午前１０時４７分休憩

午前１０時５４分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

１５番、藤井慶峰君

○１５番（藤井慶峰君） 皆さん、おはようございます。新議場になって初めての一般質問でございまして、久しぶりの一般質問でございます。ここから見る景観も非常にようございます。今回は、２，４，５－Ｔ除草剤の件について質問させていただきます。御承知のとおり、この２，４，５－Ｔ除草剤については、もう既に撤去が始まっております。これは全国で初めてのことです。この問題については最後の質問になると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○１５番（藤井慶峰君） ２，４，５－Ｔ除草剤について、この撤去についてでございますが、この件についての質問は、私は何度も何度も繰り返して質問してきました。しかし、今回初めて全国で完全撤去されることになりましたので、この質問が最後になると思います。この２，４，５－Ｔ除草剤については、恐らく１期生議員は初めてお聞きになると思います。まだ、生まれておられなかった方もおられますので、この２，４，５－Ｔ除草剤について説明申し上げたいと思います。

私が二十歳のとき、今から５０年前の４月３０日だったと思います。２０年続いていたベトナム、カンボジアの戦争がアメリカ軍の撤退によって終わりました。ベトナム、カンボジアそれぞれの国で共産主義化することを恐れるアメリカと、共産主義を目指すソ連が内戦に介入して２０年続いたアメリカとソ連の代理戦争でありました。戦争が終わったのが昭和５０年であります。アメリカ軍はジャングルの中に潜む敵兵や人々を発見しやすくするために、上空から広範囲にこの２，４，５－Ｔ枯葉剤、当時は枯葉剤と言っておりました。林野庁は除草剤と言いますが、ほぼ同じ成分でありまして、大牟田市の三井東圧化学で製造されておりました。当時は、マスコミでも枯葉剤と言っておりましたがジャングルの木々は枯れ、緑の大地は荒廃し、汚染されてしまいました。その結果、ベトちゃん、ドクちゃんのような奇形児が多く生まれました。ベトちゃん、ドクちゃんは、一つの体に頭が二つあり、彼らは日本

に来て体を分離する手術を受けました。そのような奇形児や死産が頻発したのであります。国内では、正式に農薬として認可されておりましたから、除草に高い効果があることで林野庁が国有林の除草作業に使用したのであります。ところが、作業に従事した作業員の中には、肝臓がんや肝機能障害を発症いたしました。ある地域では、10人中8人が発症したと記録されております。林野庁では、このような危険性を考慮して、1972年（昭和47年）に使用を中止して、国有林に埋設処分することにしました。全国に54か所埋設処分されまして、熊本県内には、宇土市では轟の白山の裏の山、そして熊本市北部町、芦北町の3か所があります。私が轟の山中に埋設されていることを知ったのは、昭和57年、27歳のときでありました。当時、長崎県南島原市におりまして、長崎新聞の記事を読んで知ったのであります。そのときの思いはとんでもないことだ、怖いことだと非常に驚いたのであります。当時、宇土市議会の記録では、現在の村田議員のお母様の村田やつ子議員が一般質問をしておられます。私は平成6年に宇土市に帰ってまいりまして、縁あって市議会議員となり、私自身の使命として取り組んできたのが、この2,4,5-T除草剤の完全撤去でありました。1期目のときには、腫れ物に触るかのような対応でありました。地元でも、風評被害が起きたら困るという人もおりました。しかし、私はこれがある限り安心できないと何度も一般質問で取り上げてきました。私が2期目のとき、野口議長が1期目のとき、県の環境部に完全撤去に協力していただくよう、2人で要請に行ったこともあります。県の対応は営林署と同じく、安全ですの繰り返しでありましたから、厳しい口調で抗議したことであります。完全撤去を求め続けて20年、やっと国が変わってくれました。撤去が決まってからは、「よう頑張ってくれた。あんたのおかげで撤去される。ありがとう。」と地元の方々から感謝の言葉もいただきました。元松市長も、執行部の皆さんも、議員の皆さんも、本気になって一緒に強く要求してくれた成果だと思っております。その点について、改めて御協力いただいたことにこの議場におられる皆さん方、そして職員の皆さん方にも感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

そこで、市民環境部長に現在の撤去の状況、あるいは今後の進め方について質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

九州森林管理局において、今年1月13日から8月20日までを事業期間として、宇土市内の国有林に埋設された2,4,5-T除草剤の撤去作業が行われました。

除草剤は南北二つのブロックに分けて埋設されており、今回は北部ブロックの撤去が行われました。

作業工程といたしましては、まずは撤去作業に先立ち、3月5日に轟地区公民館で近隣住

民を対象に説明会を開催し、九州森林管理局から工事についての概要が説明されました。

その後、周辺に影響を与えないように作業箇所を仮設テントで覆い、採掘作業が開始されました。採掘された対象物は、耐久性が高い浸透防止シートで包んでドラム缶内に封入し、県外の処理施設へ運搬した上で無害化处理が行われました。

その間、北部ブロックの採掘対象範囲を全て掘り取り、底面から採掘した試料の成分分析を行い、環境基準を下回ることを確認されましたので、新たな購入土壌で採掘穴の埋め戻しをされております。

残る南部ブロックの撤去作業については、現在入札に向けての公告が行われており、令和7年1月16日に入札の予定となっております。業者決定後、今年度と同様に来年の8月末を目途に工事を行う予定と九州森林管理局からは聞いております。

このように、完全撤去まであと少しとなりましたのも、長年にわたる市議会の皆様を中心とした地元の方々の要望活動のたまものだと考えております。今後も更なるお力添えをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） 御丁寧な御説明ありがとうございました。何と言っても、全国で初めて完全撤去されるわけであります。歴史的な大転換点であります。この大きなチャンスを生かして日本名水百選の轟水源を大きく売り出せないかと考えるものであります。御承知のとおり、全国各地でPFASや硝酸塩、硝酸性窒素などによって、飲料水あるいは井戸水が汚染されております。私はTSMCが菊陽町や周辺自治体に進出してきたことによって、水資源の不足と污水处理場で処理できない化学物質による河川の汚染と有明海の汚染を非常に危惧しております。そういう意味からも轟水源の水は極めて貴重な市の財産だと思います。その轟水源の水を生かせないかという思いを持っております。これは非公式であります、清涼飲料水メーカーが轟水源の水を製品化したいとの申入れがあったとお聞きしております。私はこの2,4,5-T除草剤が完全に撤去された暁には、地元の御協力を得ることが大前提ではありますが、是非ともこのような企業に来ていただきたいと思うのであります。その点、市長はどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

まずは、先ほどの市民環境部長が述べました答弁の中で、2,4,5-T除草剤の完全撤去まであと一歩となりましたのも、長年にわたる藤井議員をはじめ、市議会の皆様を中心とした地元の皆様の要望活動のたまものであると考えております。心よりお礼を申し上げます。私も就任した当初からこういった話もあって、要望活動に参加をさせていただきました。

けれども、最初は、本当に理由は分かるけれども難しいという一点張りでした。内容は、国としても、毎年の点検等の結果においても埋設物が流出するなどの異常が確認されたことはなく、土中で安定した状態にあるため、埋設物を撤去する必要はないという姿勢です。これは国の姿勢でございまして、国の姿勢が変わらない限り難しいというのが一様の回答といえますか、反応でした。これは省庁もそうですけれども、国会議員の皆様もこれは難しいというのが実態だったんです。そんな中、再三にわたりいろんな要望活動もしまして、そしてまた議会の皆様にも、これは異例中の異例だったと思うのですが、市議会の皆様と森林管理局との意見交換も行いました。こういうことは、こういう環境問題ですということは余りないと思うんですけども、そういうような取組をしていただいたことも、間違いなく後押しになったと思います。その後、マスコミにも取り上げられるようになって、方向として先ほどのかたくな姿勢が崩れてきて、これはもう撤去をしようじゃないかということに国の姿勢が変わって、そして1号に選ばれたのが宇土のこの例でございます。これは議員の皆様を含む、本当に市民の皆様の思い、そして行動が実を結んで、いの一番にうちが選ばれたということになっていると思います。改めて繰り返しになりますが、感謝を申し上げたいと思います。

先ほど議員からもお話がありましたが、ダイオキシン類を含みます2, 4, 5-T除草剤が山中に埋設されているということだけで、風評被害が発生しかねない。これをこれまでもずっと心配をしておりました。実際に、先ほど御紹介がありましたように、ある事業者から轟水源の水を活用できないかと、これを飲料水として売り出したいんだという御相談を受けたことがあります。そのときに、隠すわけにはいきませんので、実はこういう問題があって撤去の要望を出している。ただ、水には一切影響はないですよという話をしたところ、もうそれで事業としてはできないということで、断念をされたということが実際ありました。

そういうことも踏まえてですけれども、今回、2, 4, 5-T除草剤の撤去が進んでいることは、本当に市としてもうれしいことでありまして、今後の活用の幅も広がってくる可能性があると思っております。担当であります九州森林管理局にいろいろ今お世話になっているんですけども、来年度の工事が全て終わり、2, 4, 5-T除草剤が全て撤去された際には、是非、安全宣言を行っていただきたいという要望を行っているところでもございます。

今後、そのような安全宣言が出されるような状況になると思いますが、なつてまいりますので、風評被害を心配することなくなります。胸を張って日本の名水である轟水源の水を安心・安全な地下水としていろんなところにPRしていく、その中で、前回ありまして断念はされましたけれども、企業さんにも活用していただいて、宇土市の経済に結びつけていくということもできれば一番ありがたいなと思っております。もちろん大前提は、地域住民の日常生活に支障を来さない範囲での利用ということでございます。

繰り返しになりますが、撤去に向かって動いていただいた議員の皆様、市民の皆さんに対

しまして心から感謝を申し上げます。

以上です。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） 市長には、極めて前向きな姿勢を表明をしていただきましてありがとうございました。私も市長がやりたいことを、そういうことを全面的に協力していきますので、よろしくお願いいたします。ちょっとこれはまた余談になりますが、林野庁がこの宇土の2, 4, 5-T除草剤を撤去することを決定したときには、まず最初に熊日新聞のほうにリークがあったそうです。私は、朝早く熊日の記者さんから電話をいただきまして、撤去が決まりましたと、林野庁からリークがありましたと。それで藤井議員が真っ先に取り組んでおられたので、真っ先に連絡しますということだったんです。とてもうれしかったです。それこそ飛び上がりたいぐらいうれしかったです。それで記者さんが言うには、どうして宇土を最初にしますかと、林野庁のほうに質問したそうです。そしたら、一番要望が強かったというのが宇土市ですと、ですから真っ先に宇土市の2, 4, 5-T除草剤を撤去しますということだったそうです。そのときもですね、本当に頑張ってきてよかったなという思いをしたことでございます。これからは、この安心して飲める轟水源の水と一緒に売り出していきたいという思いがありますので、皆さんと共に協力していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、一つだけの簡単な質問でございましたけれど、私にとってはこの20年の集大成でございましたので、力を込めてさせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時20分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時14分休憩

午前11時18分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。特別障害者手当など、4点について質問をいたします。市長や担当部長の誠意ある答弁を求めて、質問席より質問いたします。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 特別障害者手当の受給要件と受給状況についてお聞きいたします。

20歳以上で著しく重い障がいがあり、常時特別な介護が必要な人で、認定されれば特別障

害者手当を月に２万８,８４０円受給することができます。申請に当たっては、病院の医師に肢体不自由の申請書を書いてもらい、申請することになっております。肢体不自由と特別養護老人ホーム入所者以外でどんな人が対象になるのか、その要件と受給状況について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

この手当は、精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある２０歳以上の方に対し、重度の障がいのため必要となる精神的、物理的な特別の負担軽減の一助として、障がい者の福祉向上を図ることを目的として支給しており、支給額は月額２万８,８４０円です。

手当の支給要件は、一つ目に、障害者支援施設、特別養護老人ホームなど厚生労働省令に定められた施設に入所していないこと、二つ目に、病院、介護医療院や介護老人保健施設に３か月を超えて入院又は入所していないこと、三つ目に、毎年の所得が基準以下であること、四つ目に、障がいの程度が政令で定める基準を満たしていることとなっており、障害者手帳の交付を受けていなくても、重度の障がい重複している状態など、専門医による専用の診断書の提出により、認定基準に該当すれば支給対象となります。

そのほか、最重度の知的障がいである療育手帳Ａ１の方や重度の認知症の方が、精神障がいの認定基準を満たした上で、食事や排せつ、衣服の着脱など８項目の日常生活能力がどれくらいあるかにより認定することがあります。ただ、この日常生活能力の判定基準が厳しいこともあり、認定者が少ない要因となっております。

次に、本市の過去３年間の受給者数は、令和３年度末で５１人、令和４年度末で５６人、令和５年度末で５８人となっており、３年間の新規認定者数は２４人いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○１８番（福田慧一君） 重い障がいがあり、特別障害者手当に該当する人でも、この制度を知らなければ申請し、利用することができません。この制度に詳しい診断書を書いておられる医師の話では、要介護３以上の人は、この手当に該当する可能性があると言われております。市には要介護３以上の認定者は５００名以上おられます。しかし、実際に特別障害者手当を受給されているのは、今答弁されておりますように五十数名であります。該当しながら、この制度を知らずに申請されていない方がいらっしゃるのではないかと。該当する人は全て受給できるように、周知徹底する必要があると思いますが、この点につきまして市の取組について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護保険の要介護３以上の方に対しての特別障害者手当の周知についてですが、まず、要介護認定は日常生活の中でどの程度の介護を必要とするのかという介護の手間、度合いを表す指標であります。一方で、特別障害者手当の障害程度認定基準にいう障がいの状態とは、精神又は身体に重度の障がいの状態であり、かつ、その障がいが永続性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態としています。そのため、身体障害者手帳の基準においても、加齢や知的障がい等に起因する日常生活動作不能の状態については、身体障がいとは認められない場合もあります。

以上のことから、要介護３以上の方に対し、一律に特別障害者手当の受給に係る医師の診断を受けるような案内をすることは、混乱を招くおそれもあると考えております。

ただ、議員がおっしゃいますように、より多くの方に制度の内容を周知する必要があることは、十分理解しているところです。現在、手当の支給要件等につきましては、市のホームページや広報紙、生活便利ブック等へ掲載して周知を図っております。また、障害者手帳申請者で手当の受給対象となる可能性がある方に対しては、手帳の交付時に、窓口で制度を説明するなど、幅広く周知しているところであります。なお、広報紙に掲載した際は、電話や窓口に問合せが増加し、対応しているところです。

今後の周知の仕方につきましては、障害者手帳をお持ちでなくても診断書で認定が可能であること、施設入所者でも有料老人ホームなど居宅とみなされる一部の施設では受給可能となる場合など、在宅等の取扱いや認定基準等も含め、市のホームページや広報紙の掲載内容を充実させるとともに、宇土市包括支援センターやケアマネジャーが所属します居宅介護支援事業者等の高齢者支援に関わる関係機関にも周知してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○１８番（福田慧一君） 受給漏れがないように取組を進めていただくようお願いをいたしまして、次の子育て支援について質問をいたします。

保護者は毎日子どもを送り届けるときに、保育園で使うおむつを持っていけます。保育園ではおむつを使用後、子どもごとに分けて袋に入れて、夕方迎えに来られたときにこれを渡し、保護者は持ち帰り、家で処理しております。この使用後のおむつを保育園で処理し廃棄物として出せば、持ち帰りもなく、子どもごとに分ける必要もなく、負担が軽く衛生的でもあります。保育園での処理費用がかかりますが、これを市が支援すべきではないか。もう一つは、保育園でおむつを一括して購入をし、１か月使用分を保護者が負担をし、保護者は持ち込みがなくなり、負担が軽くなります。保育園に相談をし、取り組むべきだと思いますが、この２点につきまして、取扱状況と市の考え方を健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

厚生労働省は、令和5年1月23日に事務連絡で、「保育所等における使用済みおむつの処分について」を発出し、子どもが保育所にいる間に交換してもらった使用済みのおむつを、保護者は家庭に持ち帰らず、保育所等において処分することを推奨するとしました。

使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは保護者の負担軽減になるとともに、保育士にとりましても、おむつ交換のたびに、それぞれの子ども別におむつを保管する作業がなくなり、負担軽減にもつながることから、推奨されたものでございます。

現在、市内の認可保育所等15園のうち既に9園が、使用済みおむつを園で処分されており、その処分費用は各園が負担されております。

本市におきましては、令和4年度から国の保育環境改善等事業による感染症対策のための改修整備等事業補助金を活用して、使用済みおむつの処分に必要な保管用ダストボックス等の備品購入費用の補助を行っております。今年度は、3園の保育所がこの補助金を活用し、園での処分を検討しております。

本市としましては、まずは市内保育所等の環境整備に対して支援を行い、処分費用等への支援については、他自治体の状況を注視しながら検討していきたいと考えております。

また、市内保育所の2園では、保護者がおむつを持ち込まなくてよい取組をされております。その2園では、おむつが園にサービス業者から直接届けられる定額制サービス（おむつのサブスクリプション）を利用しておられ、業者と保護者の直接契約で、料金は全額保護者の負担となっております。

本市においても、このようなサービスを導入することで、保護者がおむつを保育園に持ち込む手間や、そのおむつにあらかじめ子どもの名前を記入しておく手間が省け、保護者の負担軽減につながることは認識しておりますが、園によってはおむつの保管場所等の問題もありますので、保護者のニーズを調査した上で、市内保育所等と導入の可否について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） この問題は、保護者にとっても保育園にとっても負担軽減になりますし、そのため是非進めていただきたいと思います。

もう一つの支援策として、国保税の18歳までの子どもの均等割課税を廃止をし、負担軽減を図るべきではないか。収入が全くない子どもにも一人当たり2万9千円の均等割の課税は、子どもの多い世帯ほど負担が重くなり、不公平でないかと思います。国も一部負担を軽減する措置を取りましたが、全部廃止すべきではないか。現在の子どもの対象者数と廃止し

た場合の負担はどの程度か、市の考え方を市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、令和6年度の直近の18歳未満の方の国保被保険者数を集計しましたところ、761人でした。

国保税は加入者の前年収入から算出した所得に応じた所得割額、加入者一人当たり一定額の均等割額、加入世帯当たり一定額の平等割額により算定されています。

また、所得が少ない方の御負担が軽減されるよう、所得に応じて均等割額及び平等割額を7割・5割・2割といった一定割合軽減する制度があります。

さらに、令和4年4月の法改正により、未就学児については均等割額の2分の1を軽減しており、先ほど述べました軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割額をさらに2分の1軽減しております。

これらの軽減を実施した後の宇土市における直近の18歳未満の方に係る均等割額を試算したところ、1,557万4,456円でした。

この全額を毎年度市の一般財源で負担するためには、一般会計からの多額の繰入金が必要となりますが、市の財政負担が増大することは必至であり、さらに非課税枠の見直しによる所得税・市税の減収も想定される今後の税制改正の可能性を考えると、納税者の皆様に新たな負担を強いることは、大変厳しいと考えております。

このように、市独自の助成は難しい状況ではありますが、今後も、低所得者の方が制度に取り残されることがないように、お一人お一人に寄り添った国民健康保険の運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 国保税は、同じ公的医療保険である協会けんぽに比べ2倍程度高い上に、全く収入のない子どもにも均等割を課税する。こんな不当な制度は廃止すべきだということを指摘をし、次の地球温暖化対策について質問をいたします。

地球温暖化が進み、気候変動による集中豪雨や土砂災害、河川の氾濫などで、世界各地で大きな被害が出ております。日本もその中で最も大きな被害を受けている国であります。災害を防ぐためには、世界各国が協力をし、産業革命前に比べ、地球全体の温度上昇を1.5度以下に抑えなければ、さらに大きな災害が発生するとしています。日本も不十分ながら2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにすると宣言をし、計画を進めております。各自治体に対しても2013年を起点に、自治体内の温室効果ガス排出量を確定し、2050年までに排出量をゼロにするよう求めています。市もそれに沿って、2050年までに排出

量をゼロにする宣言をし、取組を進めています。市の温室効果ガス排出量の現状と今後の削減計画について、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、地球温暖化対策の流れにつきましては、平成9年に国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス排出目標を定めた京都議定書が採択され、国内において平成11年に、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されたことを受けまして、本市でも地球温暖化防止実行計画を策定し、地球温暖化対策に取り組んでまいりました。

国際的に地球温暖化対策に対する機運が高まる中、国において2020年10月に、2050年にCO₂の排出量をゼロにするというカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、本市においても、国に先駆けて2020年1月に、熊本連携中枢都市圏の構成市町村と共同でゼロカーボンシティ宣言を行い、より本格的に温室効果ガスの排出削減に取り組んでおります。

さらに、本市の再生可能エネルギーポテンシャルを把握し、温室効果ガス排出量の削減シナリオを作成することにより、より具体的かつ実行的に地球温暖化対策を推進するため、令和6年3月に宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしました。

議員御質問の現状の温室効果ガス排出量と今後の削減計画については、この実行計画の中に明記しております。

温室効果ガスの排出量は、国勢調査のデータを用いて算定するため、2020年が最新のデータになりますが、本市の温室効果ガス排出量は2020年度は30万8,547トンとなっており、一人当たりの排出量は8.36トンとなります。

また、今後の削減計画といたしましては、中間目標として2030年度までに2020年度比24%相当の削減を、2050年度にはあらゆる手段を活用し100%削減する目標を掲げ、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、現在取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 市の計画では、2050年までにあらゆる手段を活用し、100%削減する目標を掲げて達成に向けて取り組んでいるとのこととあります。CO₂削減のためには、ごみを大量に燃やすことから、減量・資源化に取り組まなければなりません、この取組は遅れていると思います。宇城広域連合では発電を兼ねた大型の焼却炉を建設し、年間2万4千トン、一日に86トンの焼却をし、発電をしております。その発電に必要なごみを

確保するために、今後20年間のごみ減量は人口減少による自然減だけで、ごみの減量に取り組む計画になっておりません。市の計画を見ましてもCO2削減計画では、2013年時の市全体の排出量は47万2,852トンになっております。これが先ほど答弁されましたように2020年では30万8,547トンと、この7年間で排出量が16万4,305トン、34.7%削減されておりますが、廃棄物分野では2013年5,484トンが、2024年には1万1,101トンと5,617トン、2倍に増えております。ごみの減量、資源化に取り組まなければ、2050年までにCO2排出量をゼロにすることはできません。リサイクル率も令和5年度では13.1%と全国平均を下回っております。ごみ減量、リサイクル率向上への市の今後の取組について、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、議員のほうからも御紹介がありました、宇城広域連合の新しい焼却施設宇城クリーンセンターうきくりんでは、一日当たり86トンの焼却が可能であり、また、焼却する熱を利用し、蒸気タービンにて発電する設備も併設しております。

本市から宇城クリーンセンターに持ち込まれる可燃ごみは、令和5年度で8,621トン、一人当たり約238キログラムとなっており、一日当たり約650グラムのごみが排出されていることとなります。

地球温暖化対策として、可燃ごみを減らし再資源化へシフトしていくことは、大変重要であると考えております。

ごみの減量化・資源化に関する本市の取組としましては、平成10年に資源ごみの分別収集を開始しており、また、令和4年6月に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、これまで分別収集しておりました容器包装プラスチックに加え、令和5年度から製品プラスチックの分別収集を開始しております。

さらに令和6年度から、これまで燃えないごみとして指定袋で回収しておりました不燃ごみを、ガラス類、陶磁器類、小型家電類、埋立ごみ、金属類の五つに分別して回収し、資源循環リサイクルの取組を強化しております。

また、今年10月から市役所東側駐車場の一面に、常設資源ごみ回収所を設置し、こちらではペットボトル、缶類、びん類、新聞紙、雑誌・紙箱類、段ボールの資源ごみを回収しております。供用開始直後から多くの方に御利用いただいております。市民の方の利便性向上及びリサイクル率向上が期待できます。

これらの取組により、今後本市のリサイクル率は、令和5年度の13.1%から少しずつ向上していくと考えておりますが、依然、可燃ごみの排出量が多い状況が続いております。まずは、生ごみの分別収集を行っていた平成30年度の15.2%を上回ることを目標とし

て、引き続きごみの減量化について、市のホームページや広報紙等を活用し周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） ごみ減量・資源化に取り組み、リサイクル率も引き上げ、焼却量を減らし、CO₂削減に取り組まなければ温室効果ガス排出量ゼロを達成することができません。ごみ減量・資源化に、より一層取り組んでいただくようお願いをいたします。

次に、市は、令和6年3月に宇土市地球温暖化対策実行計画を策定されておりますが、策定に当たっての市の考え方を市長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

近年の気候変動に伴う豪雨や台風の大型化による自然災害につきましては、地球温暖化が原因とされております。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次報告書によれば、地球温暖化の原因は二酸化炭素などの温室効果ガスが影響しており、人間の活動の影響であることは疑う余地がないという内容になっております。

国際的な動向としましても、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、先進国・途上国の区別なく、全ての国が温室効果ガスの排出削減等の気候変動の取組に参加する枠組みでございますパリ協定が採択されております。

本市においても、先ほど市民環境部長から答弁をしましており、熊本連携中枢都市圏の構成市町村と共同でゼロカーボンシティ宣言を行っておりまして、第3次宇土市環境基本計画や宇土市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組んできたところでございます。

さらに、ゼロカーボンシティ宣言を実現可能なものにするとともに、気候変動の影響への対応をさらに進めるため、令和6年3月に宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしました。

また、令和5年度には熊本連携中枢都市圏が主体となりまして、国の重点対策加速化事業に応募し採択されたことで、国の財政支援を受けて今年度から令和10年度までの5年間、公共施設へのソーラー設備の設置や電気自動車などの再生可能エネルギー設備の導入に向けて、本市でも事業計画を作成し、取組を進めているところでございます。

併せて、先進地におきましては、小型水力発電等を活用して小売電気事業を営み、そこから得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者、いわゆる地域新電力会社が設立されており、石油等の輸入燃料で発電した電力を購入することで、結果的には、石油等の燃料を産出する外国に代金を払っていることになるといったエネルギー代金の地域外への

流出抑制、雇用増進などの地域経済循環や人口減少の抑制、空き地や耕作放棄地の有効活用につながるなどの事例があります。このことから、本市においても国の補助事業を活用し脱炭素アドバイザーを招いたり、全国地域エネルギーサミットに参加する等の調査を行い、地域新電力会社導入可能性について検討を始めたところでございます。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けましては、なかなか厳しい道のりだと思っておりますが、産業部門や家庭部門、運輸部門などの各分野における省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素に向けた取組を推進するとともに、私たち一人一人がより一層、地球温暖化への問題意識を持って行動に移すことが大切であり、市民・事業者・行政の協働や連携がますます必要となることから、行政だけでなく、市民・事業者のカーボンニュートラルについて意識高揚を図っていきたいと考えております。

宇土市は大きい自治体ではございません。小規模な自治体の部類に入るとは思いますが、そういった自治体が脱炭素に取り組んでも、地球環境には何の影響もないと言う方が確かにいらっしゃると思います。しかし、宇土市程度の規模の自治体でも本気になってこれに取り組まなければ、今後ますます自然災害による甚大な被害を受ける地域が増えてくるということは、最近の相次ぐ豪雨災害や台風の大型化を見れば、皆さんも御理解いただけるものだと思います。

今後も、よりよい環境を次世代に引き継ぐために、先ほど述べました事業や宇土市地球温暖化対策実行計画、さらに、現在策定しております第4次宇土市環境基本計画に掲げる施策に着実に取り組むことで、カーボンニュートラルの実現に向けて進んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） より良い環境を若い世代に引き継ぐためにも、より一層努力をしていただきたい、このことをお願いいたしまして、次の食料・農業問題について質問をいたします。

地球温暖化、紛争、世界人口の増加などにより、世界的に食料自給の不安定さが増す中で、農業従事者や耕作面積が激減をし、高齢化など、農業を巡る危機が深刻化する中で、25年ぶりに食料・農業・農村基本法が改定をされました。また、食料供給困難事態対策法が成立しました。この法律改定を市はどのように考えているのか。食料供給困難事態対策法と併せ、市の考え方を経済部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、食料・農業・農村基本法についてお答えします。

食料・農業・農村基本法は、農政の憲法とされ、農政の基本理念や政策の方向性を示すもので、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の技術的な発展とその基盤としての農村の振興を理念として掲げ、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。昨今の情勢の変化を踏まえ、基本法の検証・見直しを行い、令和6年6月に改正法が公布・施行されました。

今回の改正法では、新たな基本理念として、環境と調和のとれた食料システムの確立を追加し、環境負荷の低減の促進を図るとしています。また、国民一人一人の食料安全保障の確保を基本理念の柱と位置づけ、農業生産基盤等の確保のため輸出の促進や合理的な価格の形成、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保等を図るとしています。

市としましては、本法律が、現行基本法の制定から四半世紀が経過する中で、近年における地球温暖化の進行や人口減少等、農業及び農村を巡る諸情勢の変化に対応し改正していることを踏まえ、今後、国が打ち出していく具体的施策に基づき、本市の実情に応じた取組を行ってまいります。

次に、食料供給困難事態対策法についてお答えします。

食料供給困難事態対策法は、農地関連法、スマート農業技術活用促進法と並ぶ、食料・農業・農村基本法の関連3法の一つとして、令和6年6月に成立しており、公布日令和6年6月21日から1年以内に施行されることとなっております。不測の要因により食料供給が大幅に不足し、国民生活及び国民経済影響が発生するおそれがある場合に、不足する兆候の段階から政府一体となって必要な対策を講じることで、事態を未然に防止し、深刻化を防ぐことを目的としています。

本法律は、不測の要因による事態の段階により政府の取る措置が定められており、食料供給困難兆候は、出荷・販売の調整や輸入の促進、生産・製造の促進等民間の自主的な供給確保の取組を要請することとなっております。また、事態が深刻化した食料供給困難事態では、出荷・販売の調整や輸入の促進、生産・製造の促進等に関し、それぞれの計画を事業者に作成・届出をさせる供給量の正確な把握、供給確保のための指示を行うとなっております。さらに、食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるときは、生産転換の要請・指示を行うとなっております。この食料供給困難事態時の政府の取る措置において、計画を作成・届出をしなかった場合等その指示等に従わない場合には、供給確保対策の実効性を担保するための措置として、20万円以下の罰金という罰則規定を設けています。

市としましては、今後、本法律が施行され、運用が開始されれば、不測の要因による事態の段階に応じた政府の要請・指示等に従い、対応することになります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） これまでの食料・農業・農村基本法によって、食料自給率は1965年の73%あったのが、輸入自由化によって安い農産物がどんどん輸入され、農業従事者は激減、高齢化が進み、農業では生活ができないため、さらに農家が減少をし、食料自給率は38%まで下がっております。気候変動による災害や紛争、世界人口の増加などにより、食料不足は確実に進んでおります。そのため、農産物がこれまでどおり日本に入ってくる保証はありません。今回の改定では、これまで掲げてきた低い自給率の目標についても投げ捨て、旧法で農家の経営安定と生活向上を目指すとしていた文言も削除をし、より輸入依存と大規模経営を推進しております。これでは、農業経営と国民の食料を守ることはできません。これまでの輸入依存政策を転換し、国内での自給率向上を、国政・農政の柱に据えて取り組まなければなりません。農家の大規模化ではなく、家族経営や小規模農家が農業生産の担い手として頑張っておられる。こうした農家に支援をして、農家が安心して農業に従事し、生活できるようにするには、農産物の価格保障や所得補償などをしっかり支援していく必要があります。食料供給困難事態対策法では、外国からの紛争などにより輸入が止まり、食料不足の場合にこの法律を発令し、農家に作付けを強制し、それに応えることができない農家には罰金を科せると。こういうことをすれば、さらに農家は離農すると思います。こうした法律はやめなければなりません。輸入依存から転換が必要であります。輸入不足が心配されるのは麦や大豆、トウモロコシなどの穀物だけではなく、私たちが毎日食べている野菜、たしかに国内で生産されておりますが、野菜の種はどこで生産されているのか調べてみました。市内のホームセンターやスーパーで野菜の種が販売されておりますが、8種類ほど購入してきました。種が入っている袋の裏には、種をまく時期、栽培方法が書かれて、その下には生産国が書かれております。8種類の野菜の種子は大根、ニュージーランド。ニンジン、イタリア。玉ねぎ、イタリア。キャベツ、南米のチリから入ってきております。ほうれん草、デンマーク。白菜、中国。レタス、アメリカ。ブロッコリーは韓国。全て外国から輸入されております。国内で栽培されている野菜の種の92%は外国から輸入しております。国内生産は10%未満であります。気候変動による災害や紛争などで、種子が入ってこなければ生産できません。野菜の種子にしても、できるだけ国内で生産するようにすべきではないでしょうか。今年の夏には米不足で、スーパーの棚に一時米がなくなり、市民に不安を与えました。現在、米不足はなくなりつつありますが、米の価格は県内産5キログラム、1,800円程度で買っていたのが、3,800円から4千円程度出さないと買うことができません。これも水田の畑地化など、米の作付けを抑制し、備蓄も2か月程度と少なく、需給のバランスが崩れれば米が高くなったり、暴落するわけであります。

こうした点を踏まえ、宇土市の農業の現状と課題、輸入依存から自給率向上と持続可能な

農業への取組について、経済部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、本市の農業の現状と課題についてお答えします。

本市は、県の中央部に位置し、平坦部の水田地帯は緑川の河口に広がる熊本平野で形成されております。経営形態は、水稻を中心とした野菜・葉たばこ・果樹・花き等の複合経営で展開されております。

このような中、高齢化や後継者不足等による農業者の減少や、担い手の核である認定農業者についても減少が続いております。

そのため、今後、本市の農業を維持・発展させていくためには、担い手の確保、特に新規就農者の安定的な確保・育成が課題となっています。

次に、自給率向上につながる持続可能な農業に向けた取組と支援についてお答えします。

市では、課題となっている新規就農者の確保・育成の取組の一つとして、地域おこし協力隊を活用した事業を行っております。本事業は、地域おこし協力隊による耕作放棄地の解消及び農地の情報収集が主な業務となっており、任用終了後には、解消した耕作放棄地を利用し、地域おこし協力隊本人が新規就農者として独立就農し、宇土に定住することを目標としております。

また、市独自の支援としまして、国の補助対象とならない50歳以上65歳未満の新規就農希望者を支援する取組、新規就農者支援事業を実施しております。

これは、50歳以上65歳未満の新規就農希望者に対し、研修費として年間120万円、西部地区に移住の場合は180万円を最長2年間交付するもので、研修後は宇土市内に定住し、独立就農等農業に携わることを目的としています。

そして、自給率向上につながる取組の一つとして、学校給食と連携し、米や地元農産物を提供するなど、地産地消を推進しています。

さらに、持続可能な農業への支援としまして、担い手の農作業の効率化、低コスト化、農地の保全等に取り組むことで、地域の農業振興を図ることを目的に農業用機械等共同利用支援事業を行っております。

これは、農業者3戸以上で共同利用することを前提とし、農業用機械又は農業用施設等の導入に対し、補助率10分の3で上限100万円を補助する事業となっております。

補助制度の活用実績につきましては、令和5年度が17件の申請があり、約1,320万円、令和6年度11月末現在で13件の申請があり、約1,100万円を交付しております。

現在、地域での話し合いにより、それぞれの地区ごとの地域における農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を作成しており、今年度中に策定

することとしております。

今後は、この地域計画をもとに、各地域の現状・課題に沿った取組や支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 地域おこし協力隊を活用した事業や市独自で50歳以上65歳未満の新規就農希望者に対し支援する取組など、努力されていると思いますが、国の輸入依存の政策を転換し、農業を国の基幹産業として位置づけ、家族経営や小規模農家などの担い手を支援し、経営が継続できるようにするには、価格保障や所得補償が必要であります。この方向に切り替えなければ農家戸数や農業従事者の減少を避けることはできません。食料・農業問題は国の政策であります。国に対し、輸入依存から自給率向上、国内生産に責任を持って取り組むよう求めていきたいと思っております。

次に、米不足が発生しましたが、その原因と市としての今後の対応について経済部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、米不足と価格が高騰した原因については、南海トラフ地震臨時情報やその後の地震に伴う消費者の買いだめ行為、猛暑の影響による品質低下やインバウンド消費の増加、生産調整による減少等が挙げられております。

次に、市として取るべき今後の取組ですが、米の流通に関しては、国において出荷・在庫の状況を把握し、関係団体への働き掛けや情報発信をされておりますので、本市としましては、その状況を注視していきたいと考えております。

また、今回の米不足と価格の高騰を受け、消費者の中には、米の安定的な供給に対して不安を抱えられている方もいらっしゃると思いますので、国や県との農業政策に係る協議の場等があれば、そういった現状を共有していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 米不足、価格高騰の問題は、水田を畑作に転換し米の生産を抑制し、備蓄米につきましても2か月程度と少なく、米不足時に備蓄米の放出もしない国の責任は大きいと言わなければなりません。米の価格を保障し、備蓄米を増やし、国民の不安を解消しなければなりません。

次に、農薬や化学肥料の使用から有機農業への取組について質問いたします。みどりの食料システム戦略では、環境負荷を減らし農薬や化学肥料を使用せず、有機栽培への取組を促

しています。学校給食でもこうした有機栽培の農産物の提供を増やし、安心・安全な農業生産に力を入れるべきだと思います。市としての取組、今後の計画について経済部長にお聞きたいします。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

みどりの食料システム戦略は、農業の環境負荷の低減や生産基盤の強化を目指すもので、農林水産省が令和３年５月に策定したものです。

その実現に向けた数値目標として、２０５０年までに、化学農薬の使用量を５０％低減、化学肥料の使用量を３０％低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を２５％に拡大等を掲げています。

また、令和５年３月に、熊本県及び本市を含む県内全４５市町村が共同で熊本県みどりの食料システム基本計画を策定しており、地域のモデル的な取組の創出と横展開を効果的に進めることとしております。

市では、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、環境負荷低減の取組や地球温暖化防止に効果の高い取組を行う農業者を支援する、環境保全型農業直接支払交付金事業を広く周知することで、事業に取り組む農業者の増加を図ることとしています。

しかし、有機農業は、病虫害や雑草対策が難しく、また、栽培技術が確立されていないため、安定した収量や品質が得られないなど、多くのデメリットがあることから、取り組む農家がなかなか増加しないものと考えられます。

なお、現在、この交付金事業には、３戸の農家で構成されている宇土市環境営農組合が取り組んでいます。

今後は、有機農業に先進的に取り組まれている県内外の事例等を参考にし、有機農業の普及と給食費への影響等を考慮しますと簡単ではありませんが、学校給食への提供に向け、より効果的な推進策について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○１８番（福田慧一君） 農薬や化学肥料を使わない有機栽培により一層取り組んでいただき、学校給食にもより多くの農産物を提供できるように、生産者と協力していただき頑張っていると思うので、お願いをいたしまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（野口修一君） ただいまから昼食のため、暫時休憩いたします。午後１時１５分から会議を開きます。

-----○-----

午後０時１２分休憩

午後1時13分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

1番、土黒功司君

○1番（土黒功司君） 改めまして、こんにちは。会派、風の土黒でございます。一般質問の通告に従い、本日はこどもまんなか応援サポーター宣言、GIGAスクール構想、この2項目について質問させていただきたいと思います。

以後、質問席より質問させていただきます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 早速、質問に入らせていただきます。先日、檜崎議員等も触れられましたが、宇土市が宣言されましたこどもまんなか応援サポーター宣言について、まずは広報うと11月号、また子育てガイドブック「健やか宇土っ子」等に掲載されている未就学児や児童向けの支援制度一覧を私も拝見させていただきまして、宇土は本当にこんなにたくさん子どもたちに対する支援制度が充実しているんだなというのを、改めて感じさせていただいたところです。そんな中で、やはり宇土市の魅力をたくさんの方に知っていただくためには、こういった多くの支援制度が充実しているのですが、その中で宇土市として特徴のあるPRとなり得る独自若しくは充実している支援内容等ありましたら、お答えいただければと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市の他の自治体より支援内容の充実した子育て支援策として、育児負担軽減のための産後ママサポート事業のほか、不妊治療費助成事業や不育症治療費助成事業を実施しております。

不妊治療費助成事業では、保険適用となった生殖補助医療（体外受精及び顕微授精・男性不妊治療）及び一般不妊治療（人工授精に限る）に係る費用の一部を助成しておりますが、令和4年度から国が先進医療会議で安全性、有効性等について審議中又は審議予定の医療技術等を併用したことで、保険適用外となった体外受精・顕微授精の治療に係る自己負担分についても、本市では助成の対象としております。

また、不育症治療費助成事業では、流産や死産を繰り返す不育症に悩んでいる方の経済的負担を軽減するために、保険適用外の不育症治療に係る費用の助成を市独自に令和2年度から開始しております。

そのほかにも、まず、子ども医療費助成として、保険診療の自己負担分の全額助成を高校

生相当年齢まで拡大しております。また、2人又は3人以上の子どもがいる多子世帯に対しては、保育料や保育所の副食費、小中学校の給食費、放課後児童クラブの利用料などの減免制度を設けるなど、ほかの自治体に劣らない子育て支援策を講じているところです。

現在、本市では、第3期となる子ども・子育て支援事業計画の策定に着手しており、市民アンケートなどで、子どもたちや子育て世代から多くの意見を頂戴しております。その意見を取り入れ、子どもたちが健やかで幸せに成長できるような施策を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。宇土市としては、不妊や不育に対して強く取り組んでいただいているということで御回答いただきました。いろんな支援策をされていると思いますけれども、やはり市民にとって見るべきポイントということで、いろんな自治体と比較されると思うんですね。そういった中でやはり目に留まるような、宇土市としてはこういったところには力を入れていますというようなことも、例えば広報うともそうですし、ガイドブック等、何かやはり目に付くような見せ方というものもされていてはいかがかなというのを思います。

次の質問ですけれども、去る11月17日、こどもまんなかの日、サポーター宣言のほうをされました。私もちょっと別の行事と重なっておりまして、セレモニーだけ参加させていただいたという形になったんですけども、セレモニーでは、高校生が堂々と司会進行をされていました。本当にすばらしいセレモニーだったかなというふうに感じました。せっかくそこで市長が宣言されたサポーター宣言、できればこの議会の場でもですね、議員に向けて、職員に向けて、市民に向けて発信していただければと思ひまして、繰り返しになりますが、こどもまんなか応援サポーター宣言の宣言内容と、宣言に至った背景、またその中で一つ、宣言の中にある「こどもたちの声をしっかりと聴きます」という宣言があったかと思いますが、これの具体的な市の政策についてお伺いできればと思います。市長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど、健康福祉部長が本市の子育て支援策について答弁しましたが、今後さらに充実させていきたいと考えておりますのが、大きく4点でございます。1番目、保育所等の待機児童解消の対策、2番目、保育士を含めた市内の事業所に就職した市内在住の満30歳未満の方の奨学金返還の助成、3番目、親子が楽しく遊べる環境づくりとして、新たに整備する図書館機能を有した多目的交流施設に子育て交流スペースを設けるほか、いろいろ問題となっております市内の公園の遊具のリニューアル、4番目、子育て世代に向けた宇土市の情報発

信の強化として、「九州のどまんなか宇土市」をキャッチフレーズにして、宇土市の認知度を高めなければならないと思っています。

そして、今御紹介がありましたとおり、先月１７日に、今後宇土市が目指すこどもまんなか社会のためのこどもまんなか応援サポーター宣言を行ったところでございます。当日は、多くの議員の皆様にも御参加いただきました。また、一般市民の皆様、市内各種団体や子ども食堂などの子育て支援団体、そして、今御紹介がありましたが、宇土高校生が司会等も務めてくれましたが、高校生の生徒さんたちの御参加、御協力のもとで、開催することができたところでございます。改めて、お礼を申し上げます。

こどもまんなか応援サポーター宣言は、昨年、こども家庭庁が創設した事業で、こどもまんなかの社会を実現するために、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守るための子ども政策に強力なリーダーシップをもって取り組むものとなっております。午前中、中口議員からも質問がございましたが、中学生、高校生、小学生等の支援もこの中に含まれるものと認識をしております。

本市におきましても、こどもまんなか社会の実現のために、この趣旨に賛同し、宣言を行いましたので、改めてこの場をお借りしまして、再度宣言をさせていただきたいと思っております。

モニターに表示されておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

こどもまんなか応援サポーター宣言。市民一人一人が、こどもの声を聴き、周りの大人たちが連携し、こどもにとって一番良いことを優先し、こどもや子育て世帯を見守る地域づくり「こどもどまんなか！社会」を目指します。

宇土市こどもまんなか応援サポーターとしての取組。大きく３点。１点目、こどもたちが楽しく安心して生活できる社会を目指します。その中に３点ございますが、１番目、市内の公園をもっと楽しく使えるように整備を行います。２番目、こどもたちのことを相談したり、親子でゆっくり過ごせる憩いの場をつくります。３番目、地域の方々に御協力いただき、通学路の見守りをさせていただきます。大項目の２番目、こども・子育て支援事業の充実を目指します。中で３点、１点目、誰でも保育が受けられるような体制を整えます。２点目、ジュニアのスポーツや文化活動を応援します。３点目、子ども食堂への支援を行います。大項目の３番目です。こどもたちの意見や考えを尊重した社会を目指します。中で２点あります。１点目、大人たちが協力し合って、こどもたちの声をしっかりと聴きます。２点目、こどもたちの意見を市の政策に反映させます。

以上が、１７日に宣言をしたこどもまんなか応援サポーター宣言でございます。

最後に、この宣言の中にあります「こどもたちの声をしっかりと聴き、こどもたちの意見を市の政策に反映させます。」という項目につきまして、御説明をさせていただきますが、

本市において、毎年開催しておりますこども未来都市シンポジウム、以前は子ども議会と呼んでいたものですが、内容が昔とは変わっておりまして、今は各学校からの提案型となっておりますが、この中で、子どもたちからの提案を市の施策として生かすよう努力を行うこと。また、現在策定中である第3期子ども・子育て支援事業計画に、市民アンケートなどを通じて子どもたちの意見を反映させるほか、子どもの声を直接聴く機会をできるだけ増やしていきたいと考えているところでございます。具体的にこういうことというところはまだできておりませんが、これは1年でなし得ることではございません。これからの方向性として、「こどもどまんなか」を意識した政策で組み立てていくということでございますので、その点、御理解いただきたいと思います。

これからも「九州のどまんなか」の宇土市が、「こどもどまんなか宇土市」として、各種の子育て政策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 力強い宣言、ありがとうございます。2行目、「こどもにとって一番良いことを優先し」という、本当に力強い言葉、ありがとうございます。その中で、最後、「こどもたちの声をしっかりと聴きます」ということの御答弁に、こども未来都市シンポジウムという言葉が出てきました。私も去年はほかの予定で参加できなかったんですけど、2年前はたしか行かせてもらったと思います。子どもたちはしっかり緊張感をもって発表をされたのを覚えていますし、本当にいいアイデア、子どもならではの目線の発表があったというのを参加者の方からも聞いております。どうでしょうか、その発表された内容は、何か児童センター等も挙げられたと思いますが、宇土市の市政に反映されてきているのでしょうか。できれば、今回こどもまんなか応援サポーター宣言を機に、先ほど市長からも長い目でもちろん見ていかなければいけないと思いますが、せっかくこういったこども未来都市シンポジウム等を開催されていて、子どもに時間を取ってもらって意見を発表してもらっているのであれば、そこはもう年度年度で真摯に受け止めてもらって、どう反映するのか、若しくは反映できないのか等を対応していただければというふうに思っております。

次の質問に移ります。以前、私が議員になって一番最初に議会で取り上げさせてもらったんですけども、改めてGIGAスクール構想の実現に向けて質問させていただきます。来年度GIGAスクール、GIGA2.0と言うんですかね、新しいフェーズに入るということで今回取り上げさせていただきました。今回ちょっと質問の内容が、少し専門的な分野になってきますので、前段として少しお話をさせていただきますと、この宇土市の未来をつくっていくに至ってはですね、やはり私は学校教育というのが宇土市の未来をつくっていく上で非常に重要な分野だと思っております。先ほどのこどもまんなか応援サポーター宣言でもあ

りました。こどもまんなか、子どもの意見を子どもを中心に考えていくという考え方、そういったところがこのGIGAスクール構想にも非常に大事なのではないかというふうに思っております。そんな中で、私もPTAを通したりとか、学校をいろいろ少しですけど研修会等も見させていただきましたが、正直、まだ宇土市は出遅れているのかなという率直な印象を持っております。リーディングスクールという学校も見させていただいて、本当に衝撃を受けました。私が受けていた頃の授業から全然がらりと変わっていて、本当に子ども主体の授業に転換されていました。何より子どもたちが本当に笑顔で、すごく楽しそうに授業に取り組んでいたというのをものすごく印象を受けています。GIGAスクールということで、つついパソコン、ITを入れることによる、どうなのかという意見があると思うんですけども、今回私はGIGAスクール、本質は学校教育の改革、教育DXだと思っています。これからの未来を生きる子どもたちにとって、今使われている言葉が個別最適な学び、協働での学び、今までITがなかった時代の教室と、ITが入ったことによる教室、このがらりと変わった環境をつくることで、子どもたちに与える力というのは非常に大きいと思っています。例えば今回、ITのことも単なるツールなんですよ。一つの道具、皆さんもパソコンの前に座られていると思うんですけども、パソコンがなかった時代の仕事と、パソコンがあるときの時代の仕事というのは大きく変わったと思っています。学校授業でいうと、これはたとえば適切かどうか分からないんですけど、子どもに定規を渡しますと。定規を渡す前とで、5センチ角の正方形を書いてくれと言ったときに、手書きで5センチを書くのか。定規というツールが手元にあれば、正確に5センチという正方形が書けますと。そういった、いろんな授業のスタイルを変えることがそのツールだと思っています。今回、ちょっといろんな質問をさせていただくんですけども、私が今回問いたかったのは、例えば先ほどの定規なんですけども、ちょっと素材にこだわって、最初に千円の定規を子どもたちに与えますか。ちょっと今うちは予算がないから、700円、800円ぐらいの定規で我慢してよと。ただし、それは2年後、3年後もしかすると少し劣化してくるので、修繕が必要です。追加の費用がかかってきます。だったら結果、最初からちょっと思い切ったいいものを与えて、いい環境をつくっておけば、何か本当は時間やお金が無駄にならなかったのではないかなというふうに感じました。そういったところを、今回子どもたちの1人1台端末というところを中心に質問をさせていただきたいと思います。

前段が長くなってしまいましたけども、まず最初の質問です。宇土市のGIGAスクール構想実現に向けて、これまで宇土市が行ってきた事業及びこれまでの総事業費と事業費の内訳、国からの補助金と宇土市の一般財源の割合を教えてください。教育部長よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

令和元年から令和5年度までのGIGAスクール構想実現に向けた環境整備に係る総事業費は、総額約4億4,000万円であり、その内訳を申し上げますと、児童生徒用タブレット端末の整備が約1億6,000万円、授業支援及び学習支援ソフトや有害サイトを閲覧制限するためのフィルタリングソフトといったアプリケーションのライセンス費用が約1億円、電子黒板の整備が約8,000万円、学校内でインターネットを使用するためのWi-Fi環境の整備が約6,000万円、学校でのICT機器活用をサポートするためのGIGAスクール運営支援センター業務が約4,000万円となっております。

次に、総事業費における財源内訳ですが、GIGAスクール構想に関連する国庫補助金が約1億5,000万円、地方創生臨時交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金が約1億9,000万円で、残り約1億円が一般財源となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。令和元年から令和5年、5年間にかけて約4億4,000万円、国からの補助金と交付金が合わせて約8割、宇土としては残り2割の1億円を負担されたという回答だったかと思います。5年間にかけて、最初は端末導入費と支出の偏りはあるかと思いますが、5年総額で宇土市は約1億円のお金。これが多いか少ないかは、私はまだなかなか財政のほうを把握しきれておりませんので、多いか少ないかはここでは申し上げませんが、これまで2年間、決算委員会を通していろんな市の予算等を見させてもらいましたが、何かを削って何かを抑えれば、もうちょっと私はここにお金を付けることができたのではないかという、率直な印象を持っております。ここで、子どもたちの端末の話になっていくんですけども、2年前、子どもたちが毎日端末を持って帰るのが重くて、ランドセルの後ろに傾いて持ち帰っているというのをちょっと質問させてもらいました。そんな中で、また数年経ちまして、持って帰ったり、持って来なかった日があったりとか、そういったふうな状況になっているというふうに聞いております。こちらは今ちょうど熊本県のPTAが小中学校の生徒と教員向けにアンケートを実施されておまして、先月末が集計の締め切りになっていまして、データが今集まってきていると思います。なので、これは速報なのでこちらに示すことはできませんが、やはり私がその宇土、宇城、美里のまとまったデータだけを見させていただいたんですけども、学校の先生、保護者とも、やはりいろんな満足度を得られている印象は受けませんでしたし、先ほど述べました本当のGIGAスクール構想が目指すべき、子どもに向けての学校教育というのが、親には余りまだ浸透できていないのかなと。やはりそのパソコンを使わなければいけないのかどうかという視点になっているのかなという印象を受けました。そんな中で、私はやはり学校現場が、本当にこ

の端末を、ＩＣＴ環境を十分にまず今土壌として使える環境にあるのかというところに改めて疑問を持ちまして、やはり聞いたところ、先生からもＧＩＧＡスクールの話に入る前に、まず一番最初に言われるのは、「とにかく端末が動かないんです、どうにかしてください。授業が始まる前にもう１時間前から端末を立ち上げておかないと、授業に入れないんです。」というようなお言葉をもらいます。皆さんの端末はどうですか。開いた瞬間にすぐ使えるようになっていませんか。学校現場はこういう端末ではないんですね。もう立ち上げてからずっと動かないんです。私も授業を１回見させてもらって、１台パソコンの再起動に入りました。再起動をして３０分ほど使えるマシンにはなりませんでした。

そういった中、御質問です。学校現場から、ＩＣＴ機器に関する問題、端末が動かない、端末が重い、インターネットにつながらないと私は聞いています。市として学校現場の課題はどれくらい把握されていますでしょうか。またこれに関して、導入時、端末のスペックを文部科学省指定の基準に従っていたというふうに伺っております。現場の状況を見て、機器整備に対する検討が不十分ではなかったかという印象を持っておりますが、いかがでしょうか。教育部長よろしく願いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

現在、学校現場から教育委員会に対し、ＩＣＴ機器に関する主な意見としましては、タブレット端末の起動が遅い、インターネットにつながらない等の意見が寄せられています。

特にインターネットにつながらないという問題に関しては、令和４年度に鶴城中学校において、２年生の全てのタブレット端末を同時に起動し、動画を視聴するネットワーク負荷テストを実施したところです。

その負荷テストにおいて、校内ネットワークの上位回線やアクセスポイント、タブレット端末における通信速度やデータ送受信量を測定しましたが、特に問題はなく、データの遅延やネットワークにつながらないという事例も見受けられませんでした。ただ、何台かのタブレット端末においては、起動した際にＯＳやアプリのアップデート、最新の状態に更新する作業のことですが、これが稼働し、動作が重くなる現象が見受けられました。

この調査結果から、ネットワーク自体には問題がなく、タブレット端末自体に問題があることが確認できましたので、ＯＳのアップデート等を確実にするため、毎日授業前に稼働したり、持ち帰りにより家庭で使用するなどし、ＯＳを常に最新の状態に保つよう学校にお願いしているところです。

また、タブレット端末の不具合の原因として、記憶領域であるストレージの逼迫により、動作が遅くなることがあります。

こちらも授業等で作成したデータをマイクロソフト社が提供するクラウドストレージサー

ビスOneDriveに随時保存することで、ストレージの逼迫を防ぐことができるため、学校に適切な運用をお願いしているところです。併せて、GIGAスクールサポーターにより、ストレージのリカバリー作業を行っておりますので、今後は、ストレージを原因とする不具合は減少するものと考えております。

本市においては、現在、文部科学省が示した推奨仕様を満たすWindowsのタブレット端末を導入しておりますが、主な仕様としてメモリが4ギガバイト、ストレージが64ギガバイトと一般のノートパソコン等に求められているスペックとしては低いかもしれません。

しかしながら、先ほど申し上げました学校での適切な運用を行うことで、タブレット端末の不具合を最小限に抑えることができると考えておりますので、改めて各学校に対し周知徹底を図ってまいります。

最後に、令和2年度のタブレット端末導入に当たり、当時の検討状況について申し上げますと、県の共同調達制度を利用するため、OSの選択として、Windows端末、Google Chromebook端末又はiPad端末のどの端末を選択するかという余地はありましたが、各タブレット端末のスペックは、国の推奨仕様に準じた県の仕様内容に従うしかなく、OSについては、現場の先生方に意見を聞きながら検討し、最終的にWindows端末を導入したところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。答弁の中に、学校に適切な運用をお願いしているところですよという回答が、もちろん教育委員会としてはそういった回答になるかと思うんですけども、適切な運用をお願いするのであれば、まず環境を導入する前に、適切な研修を行ってルールを徹底化すべきだったというふうに思うんですね。原因が起こって、それに対して今対応していますというのが、私から見る現場の状況だというふうに思っております。もちろんこれはもう5年ほど前で、皆さん職位も多分違うところにいらっしゃったのでしょうから、ここで改めて突き詰めるというか、別に責めているわけでは決してございません。今回は起こったこの5年間の状況をですね、まずしっかり現実を受け止めていただいて、来年度以降に生かしていただきたいというのが、私の今回の質問の意図でございます。なので、学校現場の運用と並行して環境を市としての本気の取組という形をお願いしたいなと思っています。そんな中で答弁の中にもありました、このICTサポーターですね、お金もかけてICT支援の事業費用というのをこれまでされていると思います。このICT支援事業に対しての業務実績や委託先の業務体制についてお伺いします。私が聞いている中で、やはりこの端末というものが不十分であったために、端末機器の予期せぬメンテナンス等、私も1台見ました。パソコンを見たら、ちょっと専門になるんですがCドライブが真っ

赤になっていて、カメラのアプリでさえ起動しない状況にマシンがなっていて、子どもは笛を吹いているところを写真撮ってくれというふうにお問い合わせされたんですけど、その部分さえ撮れない状況のマシンになっていました。次の日学校に行ったら、学校でＩＣＴ支援サポーターの方が、教室の後ろにパソコンを並べて１台１台空き容量を作られているという作業を見ました。これですね、本当に私としては、当初予定になかったメンテナンス作業にかかった費用、これは機会損失にもなるのではないかというふうに思っております。本来、この部分に時間が取られなければ、教育ＤＸ、ＩＣＴ教育の推進というところに、本来もう少し時間をかけることができたのかと思いますが、そういったところに影響はなかったのか、教育部長に質問いたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

GIGAスクール運営支援センター業務の令和５年度の実績を申し上げますと、市内の小中学校１０校に対して、現地及び電話での対応が年間合計３,６８６件、対応時間として９５６時間のＩＣＴサポートの対応を行っております。

次に、サポート対応の主な内容を申し上げますと、ＩＣＴの活用支援や授業支援、研修支援といったＩＣＴ支援業務が約５割、残りがタブレット端末の不具合対応等となっております。

タブレット端末の不具合対応となった原因のほとんどが、先ほど答弁しましたストレージの逼迫による動作遅延によるものですが、授業等で作成したデータをクラウド上に保存するなどの対応で未然に防げた案件も多くございます。

GIGAスクール運営支援センターの業務実績において、タブレット端末のメンテナンスに対応する頻度が高い結果となっておりますが、端末の使用年数に応じて、一定数の不具合が生じることを見越し、受託事業者との契約において、端末のメンテナンスに時間を要することを踏まえた人員配置と活動時間を確保しております。

そのため、当初予定していなかった端末のメンテナンス作業に大幅な時間を要することによる、教職員や児童生徒に対するＩＣＴ機器の活用方法のアドバイスやサポートの機会が損なわれる状況にはなっていないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○１番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。メンテナンスにかかった時間が約５割という御答弁があった中で、特にそこに対しては想定どおりという回答、私もそれ以上に踏み込むことができる立場ではありませんが、率直な意見としては、もう少しここは減らすことができなかつたのかなと。先ほど定規の話をしましたけれども、ちょっといい定規を与え

ておけば、修繕の時間がなかったように、ちょっと最初のパソコンがよければこの半分の時間はかけずに、もう少し子どもたちに、「こどもどまんなか」と子どもの教育に寄り添った時間に必要な時間と人員が割けたのではないかというのが、私からの勝手な意見であります。そういった中で、過去に済んだことに関しては、もうとやかくどうもできませんので、いよいよ来年度、子どもたちに向けての端末が全部入れ替わるというふうに聞いております。こういったことを踏まえ、今回も文部科学省の基準に従うのか。これは5年前、文部科学省から出されているマシンの確かに最小スペックはWindowsでも4ギガというふうに書いてあったので、4ギガで最小スペックは満たしてたと思います。ただし、GIGA2.0になっては、メモリが8ギガに見直されています。今回選択肢の一つとして挙げられているChromebookに関しては、メモリ4ギガで動くというふうに推奨はされていますが、果たして3年後、4年後どうでしょうか。5年前は今のことを想定してマシンを買われていたのか。ただし、実際5年後に、今現状こんな状況に陥っていますと。やはりこういうマシンを設備導入する際には、できる限り数年後先まで考えた検討をしていただきたいと思います。現在の学校現場の状況を見て、来年度以降の環境整備に対して、端末整備の追加予算等の改善検討はされていますか。教育部長よろしく願いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

次期タブレット端末の選定については、先ほど答弁しましたとおり、現行のWindows端末では課題がありますので、他のOSの端末についても検討しております。

その中でGoogle Chromebook端末につきましては、既に導入している県内の自治体に不具合等の状況を確認しましたところ、Windows端末で起こっているような、起動が遅かったり、インターネットにつながりにくいといった不具合は特に見受けられず、初期導入したときの仕様で問題なく稼働しているとのことでした。

このことから、Google Chromebook端末につきましては、次期タブレット端末として、文部科学省が示した推奨仕様に準じた県の共同調達制度を利用し、同端末を導入することで、十分に機能すると考えております。

また、県内各自治体の状況を確認しましたところ、未確定の自治体もありますが、ほとんどの自治体が県の共同調達制度を利用し、その多くがGoogle Chromebook端末を選択されております。

本市としましては、県の共同調達制度により、他市町村と合わせてタブレット端末を導入することにより、コスト削減や納期の絶対的な確保が図れることから、文部科学省が示す推奨仕様に基づき、Google Chromebook端末の導入も視野に入れ、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。やはりこの時期でも検討の変更はないということで了解いたしました。こどもどもんなか宣言をされた宇土市、できれば、今からでももう少し検討をしていただければなというのが、私の率直な願いであります。なぜここまで端末に関して今回取り上げさせていただいたかといいますと、最初に述べました、やはり目指すべきは子どもたちの教育D X、教育の改革だと思っているんですね。5年後、もう本当に、先ほどのリーディングスクールは、既に学校の現場がものすごく変わっているというのはもうお伝えしました。宇土市は何年後を追いかけていくんでしょうか。宇土市の子どもたち、安心してこのまちで学校教育を受ける環境を与えるためには、まだ遅くはないと思っています。今からでも、複線型授業という言葉が使われていたんですけども、個別最適な学び、協働的な学び、いろんな特性を持った子どもたちがパソコンを使うときもあり、ペンで鉛筆で紙に書くときもあり、時にはみんなでタブレットを見合いながら、みんなで情報共有をして、そしてそれが即座にクラウドサービスを通して、先生の画面に映されて、先生はすぐに子どもたちの状況を把握することができる。そういった学校の現場がI C T機器の充実を図られれば、そこまでの学校の教育現場に持っていけるというのを目の当たりにしました。もちろん、教育委員会の方々もそういった現場は視察されていると思います。できれば、そういった環境に宇土市も持って行っていただければなというのが、私の切なる願いでございます。そういった複線型授業、個別最適な学び、協働的な学び、こういった取組に対して、市の見解、そして答弁にありましたC h r o m e b o o kの端末の導入を考えられています。一言述べられましたが、今までW i n d o w s端末を学校現場は使われていて、来年からC h r o m e b o o kにもし変わることがあれば、やはりある程度現場の混乱もあると思うんです。そういった中で、やはり教育委員会としてなるべくそういった学校現場に混乱が起きないような事前のスムーズな移行を行っていく必要があると思いますが、そういったのはどういった予定で進められているのでしょうか。教育部長よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、現行のW i n d o w s端末では課題がありますので、G o o g l e C h r o m e b o o k端末の導入も視野に入れ、検討を進めているところです。

併せて、タブレット端末の入替えに伴い、最新のクラウドサービスを活用しながら、議員御提案の複線型授業の導入に向けて検討する必要があると考えております。

これまでの授業スタイルは、いわゆる単線型授業と言われ、担任の一斉指示により児童生徒がインプットし、担任の指示でタブレット端末を操作したり、グループで協議したりし、

最後に一斉発表を行うものでしたが、新たな授業スタイルとして複線型授業が注目されています。

この複線型授業では、担任はサポート役となり、児童生徒一人一人の興味関心や理解度に合わせて主体的に課題を設定し、自分の力で学習を進める授業スタイルとなります。

この複線型授業を実施する場合は、これまで教室で誰が何をやっているかを担任が把握するだけでも困難であるというデメリットがありましたが、クラウド環境を生かした専用アプリの活用と1人1台のタブレット端末の導入により、複線型授業の実施が可能となっております。

いわゆるクラウド上でクラス内の児童生徒が取り組んでいる内容を担任も含めて共有することができますので、新たなアイデアが浮かんだり、タブレット端末上で共同作業を行ったり、担任もリアルタイムで児童生徒の進捗状況を把握できることから、ピンポイントでのサポートも可能となります。

この複線型授業の実施は、単線型授業からの大きな転換となりますので、まずは教員が少しずつクラウドを活用することに慣れることが重要であります。

そのため、教育委員会としましては、GIGAスクールサポーターの活用や教員向けの研修会の実施、先進事例を紹介するなどし、教員のICTスキルの状況を見極めながら段階的に導入できればと考えております。

今後、ICTの活用を軸にした個別最適な学びと協働的な学びの両立を目指し、全ての子どもたちが未来に向けて必要な力を育む教育環境の整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。複線型授業に関して、ものすごく御理解をいただいているということで安心しました。私もこういった授業スタイルになることで、子どもたちは本当に学びが大きいものとなりますので、もう少し本当は具体的な取組内容を御回答いただきたかったですけども、取り組んでまいりますという回答をいただきましたので、そこを信じて見ていきたいと思っています。やはり、教育DXに向けて実は3ステップあるというふうに言われていて、まず第1フェーズが利用の日常化、パソコンを子どもたちが日常的に問題なく使える環境になること。そして、第2ステップが学びのデジタル化、学習に対してデジタルが使われていくこと。そして、学びのDX化というところになっていく。最終的にはそちらに持っていきたい。ただし、今私が宇土市で見えている環境の中では、子どもたちはまだ利用の日常化にまでも至っていない。子どもたちに話を聞くと、私の反応ですけども、パソコンに対するやはりちょっとした拒否反応が起こっています。パソコンを開いても言うことを聞かない、パソコンを開いてもどうせ30分から1時間ぐらい待ってお

かないと使えるようにならない。もう子どもは次のところに興味を示すんですよね。そういったところになっています。まずは本当に子どもたちが好きで、どんどんパソコンを使っていくとこういうふうになれるんだよというところを、広めていただければというふうに思っております。

そんな中で、教育長、今回御就任で今後ともよろしくお願いします。今まで質問させていただいたんですけれども、教育長として就任されてまだ間もないんですけれども、宇土市のICT教育・教育DXについて、就任後、いろんな現場を見て回られたと思うんですけれども、そちらについての率直な感想、そしてその現状を踏まえた上で、教育長として今後の宇土市教育委員会としての方針、方向性をお答えいただければと思います。教育長よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

先日、檜崎議員の一般質問でも触れましたけれども、教育長を拝命する以前は、市教育委員会の教育向上・連携指導員を務めておりましたので、その関係もあり、これまで小中学校の多くの授業を参観し、授業改善に向けて指導等を行ってまいりました。

そのような中、まず、学校現場における教育DXの状況につきましては、校務支援システムを導入したことにより、従来、ペーパーで処理を行っておりました児童生徒の出席状況や成績管理をはじめ、教職員の勤務時間や休暇申請等のサービス管理の処理がシステム上でできるようになり、教職員の大幅な負担軽減につながっております。

また、授業でのICTの活用につきましては、教職員においてはおおむね電子黒板やデジタル教科書等を日々の授業で積極的に活用しており、視覚的に教材を分かりやすく提示することで、課題の発見、情報の定着度を高めるなど学習効果を上げております。

一方、児童生徒の活用状況につきましては、タブレット端末を使った調べ学習やグループで協議した意見を他のグループと共有したり、動画で視覚的に理解したりするなど、ICTの強みを生かした活用が見受けられますが、児童生徒のタブレット端末の活用頻度には、学校差や教職員の個人差があると感じております。

このようなことから、本年度は教職員のICTスキルの向上を図るための研修会の実施や情報教育担当者会議の開催、教育向上指導員や指導主事の訪問指導によって、各学校のICTを活用した先進的な取組の情報共有を図っているところです。

次にICTの環境面では、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、一部のタブレット端末において動作速度の低下やインターネット接続が不安定になるといった事例が見受けられるのも事実であり、このことにより、子どもたちの学びに支障を来す場面が生じていることに大変申し訳なく感じているところであります。冒頭に申し上げましたとおり、私は、9月末

まで指導員をして各学校を回っておりましたので、その事実はしっかり確認しておりますし、その前は学校現場にもおりましたので、課題は分かっているつもりであります。

現在、それらの不具合となる要因をできるだけ少なくするため、教育部長の答弁のように、G I G Aスクールサポーターによる定期的な点検や、学校に対しては授業中に急にOSのアップデート等が稼働しないよう、できるだけ、できる範囲ですけれども、授業前に稼働させたり、持ち帰りによる家庭での使用などの取組をお願いしているところです。

先ほど教育部長が答弁しましたとおり、来年度はタブレット端末の入替えを予定しており、これまでの不具合の問題点等を踏まえ、児童生徒が快適に学びのツールとしてタブレット端末を使用できるよう、現行のW i n d o w s 端末ではなく、授業中にアップデートがあっても動作速度に問題がなく、起動も速く軽快に操作できるG o o g l e C h r o m e b o o k の導入も視野に入れ、検討を進めているところです。

これからの子どもたちにとって必要な教育は、子ども一人一人が自ら課題を見つけ、表現・行動する力を育むことが重要であるというふうに考えております。いわゆる単に知識を習得するだけでなく、それをどう活用し、課題を解決していくか、柔軟な思考力と豊かな人間性の向上が求められていると思います。

これらの教育の実現のためには、I C Tの活用が必要不可欠です。I C Tの活用は子どもたちに学びの幅を広げ、個々の学習スタイルに応じた柔軟な教育を実現することができると考えております。

そのため、まずは一人一人の教職員のI C Tスキルを高めることで、学校差や教職員の個人差の課題をできるだけ早く解消するとともに、併せて単線型授業及び複線型授業のそれぞれの良さを取り入れた複合型の授業スタイルの確立も視野に入れ、先進自治体の実践事例も参照しながら、段階的にではありますけれども導入できればと考えているところです。

また、今後、さらに教育D Xについても加速させることで、教職員の負担軽減を図り、子どもたち一人一人と向き合う時間や教材研究の時間が確保できるよう、更なる教育の質の向上のために取り組んでまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。今回G I G Aスクール構想について、ちょっと難題を押し付けたようですけど、本当に学校現場は不登校の問題であつたりとか、こういったことだけではない、いろんなところを見なければいけないすごく大変な分野だと思いますが、是非とも教育長、これからも力強く頑張っていっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問になります。今、教育長からも御答弁いただきました教育委員会からの方針を

受けて、今後のＩＣＴ環境・教育ＤＸについて、市としての「こどもどもんなか」、子どもたちの学校教育現場に対する力強い取組は、来年度以降どのように行われていくのでしょうか。御回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

GIGAスクール構想に基づく１人１台のタブレット端末導入から間もなく４年目を迎えるようにしておりますが、これから目まぐるしく変化する時代を子どもたちが生き抜くためには、いかに情報を取捨選択し活用するか、また、創造性や論理的思考を身につけるかが求められており、それらを養うためにはＩＣＴ教育の充実が必要不可欠であると考えております。先ほど冒頭に先進地の視察で、昔の授業と全く違っていたというお話がありましたが、やはりそこが大きな過渡期の形になってくるのかなと思っておりますので、もうちょっと考え方を変えていく必要もあるのかなという意味でございます。

そのためにも、まずは、毎日子どもたちがタブレット端末を家庭に持ち帰ってインターネットで調べものをしたり、カメラで写真を撮ったり、いろいろ工夫して使ってみることが重要であろうと思います。このことにより、子どもたち自身がいろんなアイデアを持つ、そしてこのタブレット端末の機能がどういうのがあるか可能性を探るといったところに、学びを広げるきっかけになってくるのかなと思っております。

その上で、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、学校の授業においては、学校差や教職員間の個人差があるとのことですので、その点をいち早く解消し、どの学校、どのクラスであっても、公平・公正に質の高い教育を受けられるよう推進する必要があると考えております。

加えて教育ＤＸを推進することで、教職員の負担軽減はもちろん、個々の学習データの蓄積により、個別最適化された指導が可能となるなど、子どもたち一人一人に寄り添った指導ができるのではないかと考えております。

これらの質の高い教育を確保するためには、教職員や子どもたちが快適にＩＣＴを使用できる環境整備を図ることが必要不可欠でございまして、現行のタブレット端末においては不具合を最小限に抑えるよう、教育委員会においては有効な対策を引き続き講じていく必要があると考えております。

そこで、来年度のタブレット端末の選定でございしますが、現行端末の問題点等を踏まえ、教育委員会においては、他自治体での端末の選定状況や不具合等の状況を十分検証した上で、本市にとって最適な機種を県の共同調達により導入する予定としております。そこで、Chromebookをというような話が、視野に入れるという話もありましたけれども、共同調達のメリットというのが、相当安いんですね。ですから、できる限り安く入れないと

なかなか市の財政も厳しいということで、そういう意味で共同調達で導入したいと考えているということです。

予算的な面だけ見れば、現時点では国のスペック以上の端末を独自に導入する必要はないといえますか、相当リスクが高いということだと思います。

しかしながら、パソコンの技術進化はものすごく速いです。僅か数年たっただけで新しい機能が使えなくなる。今のタブレットがWindows 10だと聞いておりますが、このWindows 10は推奨はメモリ4ギガ以上になっております。今の端末はメモリ4ギガで、たしか追加ができなかったと思います。ただ、2021年、入れてからすぐの頃に、Windows 11が発売をされました。Windows 11はメモリ8ギガないと動きません。ですから、入れた1年後には新OSは動かない機種になっていたということなんです。更新がかかって動作が重くなるという話もありましたが、これはメモリを増やせば、ある程度改善できたはずだと思うんですが、それもできなかったというのは、スペックの問題が大きかったんじゃないかなと私は思っています。ただ、国の基準といえますか推奨仕様は満たしているんで、決してうちが間違っていたわけではない。そのもともとの想定に、技術進化がそれよりも早く行っちゃったという状況になっているという思いを私は持っているんですね。

そういう意味で申し上げますと、今後の端末の利用状況やICT技術の進歩等にも対応できるように、ある程度拡張性があるものが必要ではないかと、せめてメモリぐらいは増やせるような機種を選んでいただきたいというようなことを私も思っております。県の共同調達ですからどうなるか分かりませんが、これはどこも一緒だと思うので、その点は調達の中でもう少し拡張性を持たせた、もう1年、2年経ったら新しいのは使えませんよというような機種だけは選ばないようにしてもらいたいと思いますし、そういう要望をさせていただいて安価に拡張性のある機種を入れられるのがベストだという思いでおります。

今後、新しいタブレット端末を導入後に、それでも不具合等が発生した場合には、市としても教育委員会と連携して、速やかに対策を講じなければなりませんし、「こどもまんなか」の理念のもと、全ての子どもたちがICT教育のメリットを最大限享受でき、誰一人取り残されない学びと支援に向けて、市としても全力で取り組んでいく覚悟でございます。

以上です。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。最初はちょっとどうなることかと思ったんですけども、少し県・国にちょっとだけ要望して、新しい可能性を見いだしていただけるということで、ありがたく思っております。やはり先ほどの「こどもどまんなか」、あの宣言に従うように、やはり子ども中心の私たち自身の都合で決めないような、「市民一人一人が子どもの声を聴き、周りの大人が連携し、子どもにとって一番良いことを優先し」と

いうふうに宣言されています。もちろんお金はかかります、時間もかかります、大変なことは分かります。いろんな事情があつて宇土市は動いていますので、子どもだけにかけることはできませんが、できる限り子どもたちにとって一番の優先度を付けてもらって、より良い環境を整備していただきたいと思います。

最後になりますが、今回の事例ですね、もう皆さんここにいらっしゃる方はほとんど子育てを終わられた方が多かったと思うんですけども、やはり我が子について考えたときにどうでしょうか。自分の子どもたちに対しては、やはり自分の買いたい物は少し抑えながら、自分の子どもたちのためだったら時間とお金は惜しみなく使われていたと思います。今回取り上げさせていただいた宇土市の子どもたち、学校教育に対するものは、宇土市はやはり保護者となって宇土市の子どもたちみんなに充実した環境をつくり上げることが、やはり保護者としての責務であると思っております。宇土市が子どもたちにとってのいい保護者になるように、私自身も宇土市と一緒に頑張っていきたいと思います。

長くなりました。今日は御清聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日５日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

午後２時１３分散会

第 4 号

1 2 月 5 日 (木)

令和6年12月宇土市議会定例会会議録 第4号

12月5日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

一般質問

1. 杉本 寛議員

- 1 新規採用方針及び現状について
- 2 採用枠の拡大について
- 3 防犯について
- 4 交通渋滞について

2. 中野洋一議員

- 1 GIGAスクール構想端末の更新について
- 2 人の流れを生む「二地域居住」の促進について
- 3 防犯対策について
- 4 増加する単身者の住まい確保について
- 5 児童虐待防止の取組について

3. 浦本晴美議員

- 1 男女共同参画の推進について
- 2 文化財の保存と活用について
- 3 図書館を核とした多目的施設について
- 4 子どもの学習環境の平等について

質疑

1. 今中真之助議員

- 1 議案第94号 指定管理者の選定について
- 2 議案第96号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について

日程第2 常任委員会に付託（議案第86号から議案第100号まで）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1 番 土 黒 功 司 君	2 番 杉 本 寛 君
3 番 中 野 洋 一 君	4 番 浦 本 晴 美 さん
5 番 佐美三 洋 君	6 番 小 崎 憲 一 君
7 番 今 中 真之助 君	8 番 西 田 和 徳 君
9 番 園 田 茂 君	10 番 宮 原 雄 一 君
11 番 柴 田 正 樹 君	12 番 檜 崎 政 治 君
13 番 野 口 修 一 君	14 番 中 口 俊 宏 君
15 番 藤 井 慶 峰 君	16 番 山 村 保 夫 君
17 番 村 田 宣 雄 君	18 番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 前 田 一 孝 君	総 務 部 長 山 口 裕 一 君
企画財政部長 光 井 正 吾 君	市民環境部長 小 山 郁 郎 君
健康福祉部長 岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長 加 藤 敬一郎 君
建 設 部 長 草 野 一 人 君	教 育 部 長 野 口 泰 正 君
秘書政策課長 渡 邊 聡 君	総 務 課 長 上 木 淳 司 君
危機管理課長 内 田 雅 之 君	企 画 課 長 三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長 中 山 好 美 さん	財 政 課 長 北 谷 太 示 君
市民保険課長 柘 植 さや子 さん	環 境 交 通 課 長 松 下 修 也 君
子育て支援課長 湯 野 淳 也 君	健康づくり課長 濱 口 由 季 さん
商工観光課長 清 塘 啓 史 君	都市整備課長 下 田 竜 一 君
学校教育課長 本 堀 武 史 君	生涯活動推進課長 西 山 祐 一 君
文 化 課 長 淵 上 真 行 君	図 書 館 長 深 田 徹 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長 田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長 春 木 教 明 君
議 事 係 参 事 村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事 中 山 裕 輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1　質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第1、質疑・一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

2番、杉本寛君

○2番（杉本　寛君）　皆さん、おはようございます。杉本寛です。本日は、一般質問をする機会を与えていただき感謝申し上げます。本日は、新規採用方針及び現状について、採用枠の拡大についてと、本日一部ですね、私が所属しております委員会で本来ですと議論すべき内容が一部ございますが、早急に改善若しくは検討を要するのではないかと判断したため、今議場をお借りして一般質問とさせていただきますことを、あらかじめ御了承をいただきますよう、よろしくお願いします。

それでは質問席に移り、これより一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　杉本寛君

○2番（杉本　寛君）　それでは早速なんですけども、今年の9月、10月頃に、令和6年度実施の採用試験における募集人数とその職種別応募状況、併せて合格者数についてお尋ねしたいと思います。また、現在の職員数及び今年度の早期退職希望者を、もし把握されているのであれば、その人数までお尋ねしたいと思います。総務部長お願いします。

○議長（野口修一君）　総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君）　皆さん、おはようございます。それでは御質問にお答えします。

まず、本年度実施しました職員採用試験における募集人数とその応募状況や合格者数について、主だった職種についてお答えをいたします。

大卒程度・一般事務で、募集人数4名に対しまして、応募者数は41名、最終合格者は3名となっております。

高卒程度・一般事務で、募集人数3名に対しまして、応募者数は21名、最終合格者は8名となっております。

高卒程度・土木では、募集人数2名に対して、応募者数は3名、最終合格者も3名となっております。

資格免許職・保健師では、募集人数1名に対しまして、応募者数は10名、最終合格者は3名となっております。

また、このほかにも、建築職の試験を実施しておりますが、合格には至っておりません。

なお、例年、合格発表後に採用辞退の申出を受けておりますので、最終的な採用人数は未定でございます。

次に、現在の職員数及び今年度の早期退職希望者についてお答えいたします。

まず、職員数は、11月1日現在で280名となります。また、本年4月1日以降の早期退職希望者につきましては、8月末で1名が早期退職をしております。

なお、今後も早期退職者が生じる可能性はございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 丁寧な御回答ありがとうございます。できれば、この合格された方々皆さんに入庁していただければ、ありがたいなと思う次第でございます。

では、次の質問に移らせていただきます。早期退職された方々は、当然一身上の都合ということになると思うんですけども、次の質問で、本市における働き方改革の具体的な取組はというところで、コロナ禍のときによくテレビとか新聞、雑誌等でも報道、掲載されておりましたけども、ワーク・ライフ・バランス。日頃は、勤務外ときには自分の好きな趣味を、例えばサーフィンとか、今からの季節だったらスノボだとか、そういったものを楽しみながら日中はそのまま仕事をする。拠点はそのまま東京とか都会にいるという形で、仕事のときだけ自分の趣味をやりたいときは地方に出向いて、自分の趣味のことをやりながら業務をこなすというふうな仕事のスタイルをされている方々をよく特集等で見かける機会が、最近は余りないですけど、コロナ禍のときにはよく目にしていたことをよく覚えています。実際それを民間企業で、そういった形でのワーク・ライフ・バランスを重視して、移住・定住を促進されて、まちおこしの形を取組をされている自治体も多数あったようでございます。

そこで、働きやすい職場環境とするため、本市が取り組まれております内容について具体的にお尋ねしたいというふうに思います。というのも、職場内で職員同士で御結婚されて、御家庭を持たれている方々もいらっしゃると思いますので、子育て世代の職員の方々の負担軽減につながると思いますので、フレックスタイム制、時差出勤等の導入は有効ではないかというふうに考えるわけなんですけども、そういった意味で、本市の現時点の取組を総務部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

近年、社会情勢の目まぐるしい変化とともに、職員の働き方の在り方につきましても、大きく変化をしてきているところです。本市におきましては、それらの変化に対応するため、他自治体での取組事例や職員などからの意見も踏まえ、働きやすい職場環境となるよう、職場改善に努めてきているところです。

具体的な取組としまして、本年度から新たに取り組んでいる内容について、3点ほど御紹介させていただきます。

まず1点目が、職員の休暇制度の充実を図るため、7月から9月までの夏季期間における夏季休暇について、取得日数を3日から5日に拡充しております。これは、全国的に職員が各種休暇を取得しやすい環境を整備しようと、独自に休暇制度を設ける自治体が増えてきており、本市におきましても、職員の健康の維持及び増進の観点からも必要であると考え拡充をしております。

次に2点目は、職員の多様な働き方を可能とすることで、公務の効率化及びワーク・ライフ・バランスの充実を図ることを目的として、時差出勤制度の導入及びテレワークの試験導入を実施しております。

時差出勤制度につきましては、本年7月から本格導入をしているもので、子の養育や配偶者、父母、子、配偶者の父母を介護する場合などに、従来の勤務時間をずらして柔軟に勤務できるというものです。これまで、数名の方から申出があつているところであり、引き続き利用促進を図ってまいります。

テレワークにつきましては、国が示します自治体DX推進計画の重点項目に掲げられていることから、現在試験的に導入しているものであり、利用者からは、「子どもの看護などで急遽休暇を取らざるを得なくなった場合でも、テレワークができたことで助かった。」、「集中して業務に取り組むことができた。」などの意見が挙がっています。

今後は、試験期間での職員からの意見や導入する上での課題点なども検証しながら、本格導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目は、職員の服装についてです。これまで、省資源化や地球温暖化防止にも資することを目的としまして、5月から10月までをエコ・スタイル期間と設定し、軽装での勤務を認めてきたところですが、本年11月からノーネクタイ勤務を試行的に導入しております。職員からは、肯定的な意見が多く寄せられており、今後は、試行期間における職員からの意見なども踏まえ、職員自らが快適で働きやすい服装を選択するなど、通年輕装での勤務実施に向けて検討していきたいと考えております。

次に、議員から御提案がございました、子育て職員への負担軽減などのため、フレックスタイム制の導入は有効であるのではないかと御質問にお答えをいたします。

まず、フレックスタイム制について簡単に御説明をしますと、職員一人一人の希望や業務の状況などに応じて、1週間の勤務時間数の合計を変えずに、1日の勤務時間を長く又は短くすることが可能となる制度となっております。これは、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、また健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資することを目的とされております。

このことから、議員から御提案がございました、子育てをする職員についても、本制度を活用することで、子どもの送迎や育児などに必要な時間を確保することも可能となるなど、有効的な取組ではないかと思えます。

ただ、導入に当たりましては、公務の運営に支障が生じることがないように、しっかりと検証しながら進めていくべきであるというふうに考えております。本年度導入しました時差出勤制度の活用状況を見極めながら、引き続き、県内自治体などの取組状況も踏まえ、検討してまいりたいと思えます。

最後になりますけれども、これからも職員にとって働きやすい職場環境となるよう、先進的な取組にもアンテナを張りながら全庁的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 前向きな答弁ありがとうございます。やはり、本当に働き方というのは様々に、目まぐるしく変わってきているなとすごく思います。私が就職した時の話をすると、奴隷のような環境でした。もう本当に心臓を捧げよじゃないですけど、朝7時から夜中の11時まで車の整備をしながらですね、本当に自分は何のために働いているんだろうかという、自分の人生を見失うぐらいに先輩の言うことが絶対の世代で働かされていたので、そのおかげで今は健康で頑丈な体ができたわけなんですけれども、今でもその時代のことを今の若い世代の人たちに求めるというのは、いささか時代錯誤というふうに非難されるかもしれませんので、民間企業の模範となるような継続的にワーク・ライフ・バランスをしっかりと前向きに検討をしながら、是非、本市に適したワーク・ライフ・バランスというのを前向きに模索して、継続的に突き進めていただければありがたいなと思えます。

次の質問に移らせていただきます。採用というのはいささか語弊があるんですけども、地域活性化起業人制度というのを最近知りましたので、この地域活性化起業人制度の概要と本市の活用状況について、企画財政部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

地域活性化起業人制度は、三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に6か月から3年程度になりますが、一定期間派遣し、地方自治体に取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組になります。

現在、宇土市では、四つの企業と協定書を締結しており、それぞれの企業から1人ずつ計4人の地域活性化起業人が業務に従事しております。

業務内容は、リコージャパン株式会社は、DX推進として、デジタルを活用した各種手続

簡素化や、庁舎の窓口業務などの業務改善・業務改革の取組

そして、株式会社エイチ・アイ・エスは、農水産物や観光等のPRを通した市の魅力発信や農水産物の販路拡大の取組、それによるところの生産者支援などの業務になります。

そして、株式会社DMM. com Baseは、西部エリアへの定住・移住促進、シティプロモーションの強化として、動画の映像技術などを取得するための講座、これは宇土市クリエーター塾を今回しておりますが、この開設や地元の各種団体や各種施設などとの連携業務

そして、株式会社博報堂は、地域公共交通計画の推進として、公共交通機関の利用者や事業者へのニーズ調査を通しての公共交通の円滑化に向けた検討の業務などを行っております。

4人の起業人全員が、宇土市のために役に立ちたいという高い意識、そして熱い気持ちを持って、積極的に活動していただいているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） ありがとうございます。本当に期待が高まるばかりでございます。今、企画財政部長がおっしゃられていた問題というのは、本市における喫緊の課題の部分ばかりではないかなと思いますので、今後とも引き続き、本市のために御尽力いただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。そこで、こちらの質問をした理由が次の質問にあるんですけども、専門職員の採用について、本市では今どのように考えられているのかなと思うんですね。例えば、こういった地域活性化起業人のほかにも、例えば警察、消防などの専門の知識、不動産業とか医療関係、もう幅広くですね、そういった職員への過剰な要求や本市の職員に対しての対応等で、職員の方々がすごく負担が大きくなってきているのではないかなという観点から、現役警察官の専門的な方に出向していただき、過剰な要求などに対する早期対応だったり、そういった部分の初期消火が早くなるのではないかなというふうに考えて、本市が今どのようにこういった専門職員の採用についてお考えがあるのかどうか、総務部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 続いて警察、消防などの専門職員採用についての御質問でございますが、本市におきましても、職員への過剰な要求などにより、対応した職員が身体的、精神的に疲弊するという事案が発生しております。昨今、こうした事案、いわゆるカスタマーハラスメントが深刻な問題となっており、組織として、早期の対策が喫緊の課題となっております。

そのような中で、議員から御提案があった警察官については、県内でも職員への過剰な要

求に対する職員の負担軽減などのため、現役の警察官などを配置している自治体があるということを認識しております。

本市では、現役警察官の配置は行ってはおりませんが、これまで、警察OBの方を会計年度任用職員として採用し、職員への過剰な要求への早期対応などに当たっていただいているところです。なお、現役警察官の配置は、今後も検討してまいります。

また、消防職については、危機管理課にこれまで消防署職員OBを会計年度任用職員として任用してまいりましたが、本年4月からは、広域連合から現職の再任用職員を派遣いただいております。防災主任として勤務をいただいているところです。

市としまして、各部署において専門的知識・経験が必要となる場面がありますので、議員御提案の現役警察官などの出向も含め、職員が安全で安心して働ける職場環境づくりに対する方策を引き続き模索してまいります。

最後に、職員の採用ではありませんが、カスタマーハラスメントへの取組の一つとして、名札の表記をフルネームから名字のみ表記へ、本年8月から変更しておりますので、併せて紹介させていただきます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。本当におっしゃるとおり、一つ思い出したんですけど、大手コンビニエンス・ストアのチェーンでは、今まではフルネームでの名札記載だったのが、皆さん今はもう一律でスタッフのみになっております。やはり個人情報の漏えいだったり、そういった名指しでお客様からのカスタマー・ハラスメント的な部分を控えさせるための一つの策ではないかなと思いますので、極端な話、その職員さんが誰であろうと、対応していただける方が職員さんであれば、市民サービスが怠らなければ、私はそれでいいのではないかなというふうに思いますので、今後ともそういった形で負担軽減に努めていただければと思います。もう一つが、大手の病院でよく見かける外来があるんですけども、皆さん、不定愁訴外来って御存じですか。聞いたことないですか。檜崎議員は多分詳しいと思うんですけど、不定愁訴外来とは別名愚痴外来と言われている外来なんですね。ここはどういった部署かといいますと、別におなか痛いわけでもないし、別に特段手術した傷口が痛むわけでもないし、何か話をしたいわけではないんですけども、患者様がふらふらと来られて、突然何か世間話をされたり、自分の手術を受けたときの経緯を話されたりという形で、全く医療とは、いまいちメンタルケアとも違う、ただ何か誰でも、不特定多数の方が来て話をして、すっきりしたら帰られるという外来が設置されております。やはり、よくたまに見かけるのが、市民の方のお怒りの気持ちも非常によく分かるんですけども、職員さんに対して、できもしない要件を1時間も2時間も大きな声で要求されている市民がい

らっしゃる姿をたまに見かける機会がございます。そういった方々のためにそういった不定愁訴外来ではないですけども、別の窓口又は別の部署を設置されてみてはいかがかなと思いますので、是非よかったらちょっと参考までに検討していただければと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。本市における犯罪発生件数について、市民環境部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まずはタブレット又はモニターを御覧ください。

熊本県警察本部が発表している、令和6年1月から10月までの市町村別の主な犯罪認知件数における本市の犯罪認知件数を表示いたしております。

本市の総認知件数は93件となっており、内訳として、空き巣2件、自転車盗15件、車上狙い8件、万引き23件、公然わいせつ1件、器物損壊5件、電話でお金詐欺2件、その他37件となっております。本市では、万引きや自転車盗が多く発生している状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 詳しく御答弁ありがとうございます。やはり生活物価高騰等の関係から、やはり万引きのほう若干増えているのかなと思います。最近テレビをつけると特殊詐欺犯罪の強盗等の本当に物騒な、今まで日本ではなかったような事件や事案が、非常に日本全国で多発しているようにも思われます。

そこで、次の質問に移りたいと思います。今年の11月15日、17日、西日本新聞の記事で、御存じの方もいらっしゃるかと思うんですけども、時間が夜19時から21時頃だったと思います。運動公園においてウォーキング中の女性が、背後から来た男性に体を触られるという事案が発生しました。そこで、本市運動公園における防犯対策はどのようになっているのか、教育部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市の運動公園における防犯対策としましては、多くの市民が利用される運動公園のウォーキングコースでは、利用者が夜間でも安全にウォーキングができるように18か所に外灯を設置し、午後10時まで照明を照らしております。

議員御指摘のとおり、先月、夜間にウォーキング中の女性が背後から体を触られた事案が発生しております。今後の対策としましては、指定管理者であるうとスポーツクラブでは、日頃の見回りの強化と注意喚起の看板を設置されております。

また、市としましては宇土交番に対して重点的な巡回の要請を行ったところですが、防犯カメラの設置も検討してまいります。

今後も、幅広い年代の市民がスポーツ活動に参加し、運動習慣を身につけることができるように、より安全で快適なスポーツ環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。防犯カメラの設置、非常に心強いことではないかなというふうに思います。それと、もう一点併せてですね、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいんですけども、本当に生涯残る心の傷を負われたのではないかなというふうに、心中察する次第でございます。もう一つが、私が申し上げたいのはウォーキングをされる方々にも、こういった事案はやはり人ごとではありませんので、自分事に置き換えて、自分なりの防犯対策をしっかりとしていただけるような啓発活動、例えばPR活動を是非行っていたきたいなと思います。やはり夜間ウォーキング中、反射ベスト、反射的なもの、蛍光的なものを身に着けられずにですね、いつもの普段着のままに市内外をウォーキングされている方もたまに見かけられます。交通安全的な面で考えても、やはり重大な事故につながりかねない状態ではないかなと思いますので、ウォーキングされる方々にも、是非そういった形で注意喚起を促していただければありがたいなと思って、次の質問に移らせていただきたいと思います。

今から年末年始に向けて、交通量が非常に増えてきます。もう宇土市内は雨が降ると、常に自転車で行き交う学生や歩行者、また行き急ぐ車両等で行き交って、城之浦・高柳地区におきましては、朝夕はもう本当に車の大行列が続いている状態なんですけども、やはり地元の方々もこの渋滞緩和をどうにかできないかという声をたくさんいただきますので、本市における渋滞緩和に対する要望等があった場合の対応等を、市民環境部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

陳情等により、横断歩道や信号機の設置要望等とともに地域から渋滞緩和や渋滞緩和のための交通規制に関する要望があった場合、環境交通課において各地区からの要望を取りまとめ、現地確認をした上で、年に1度書面にて宇城警察署に対して一括して要望を行っているところです。また、緊急性があると判断される事例におきましては、随時警察に要望を行うこととしております。

警察においては、要望ごとに現地調査等を行い、必要があれば信号機の時間調整などの渋滞緩和策や交通規制による交通事故防止等の対応が行われます。

今後も交通渋滞等に関する地域からの要望に関しましては、警察に情報を提供し、また、警察から情報やアドバイスをいただきながら、少しでも解決に進むよう鋭意努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 杉本寛君

○2番（杉本 寛君） ありがとうございます。今後とも引き続き渋滞緩和に向けて、献身的に活動をしていただければと思います。もう一点、私たちは人ごとではなく、議員9名で交通問題対策議員連盟というのを発足しております。交通渋滞の緩和に向けて、やはり地域住民の方々からたくさんの要望や陳情を受けているわけなんですけども、丸投げするわけではなく、我々議員も一緒に交通渋滞の緩和に向けた解決策を足並み揃えて一緒に頑張りたいなと強く思うわけでございます。あともう一点が、やはり渋滞の原因は、在来線踏切等が起因しているのではないかなと思います。なかなか在来線があるために、矢印信号機が付けられない、点滅信号に変えることができない、そういったところで、やはり渋滞が非常に増えてきているのではないかなと思うんですけども、またの機会にこちらは一般質問をさせていただこうと思うんですけども、最近、全国的にJRの在来線は高架化、全て道路と並行して在来線が通っているんですけども、今はもう全国的に、在来線の線路も全部橋脚の上に上げてしまうという高架化が進んでおります。高架化が進んで、在来線が全国今通っている在来線の本数の約半分までに激減していると。そのおかげで渋滞が緩和され、交通事故や車両人身事故等も減ってきているという事例もありますので、これはまたの機会に質問させていただこうと思います。

今回は、執行部の皆さんにおかれましてはたくさんの資料作成等、お忙しい中御協力いただいたことに関しまして、心から御礼申し上げまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時45分から会議を開きます。

-----○-----

午前10時37分休憩

午前10時44分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

3番、中野洋一君

○3番（中野洋一君） 皆様、おはようございます。公明党の中野洋一です。本日は質問の機

会をいただきありがとうございます。まず質問の項目に入ります前に、先月11月17日に、こどもどまんなかの日のイベントに多くの方が参加され、盛大に開催されました。こどもどまんなか応援サポーター宣言セレモニーでは、元松市長がこどもどまんなか応援サポーターとして、子どもたちが楽しく安心して生活できる社会、子ども・子育て支援事業の充実、子どもたちの意見や考え方を尊重した社会を目指していくとの今後の宇土市の取組について、声高らかに宣言をなさいました。私も宇土市の子どもたちのためにお役に立ちたいという思いで、こどもどまんなか応援サポーター宣言をさせていただきました。その際に、記念の缶バッチを頂きました。今、襟に着けておりますこの缶バッチ、こども家庭センターの皆様が一つ一つ手作りで作製されたものと伺いました。とてもよくできているので、ここで紹介をさせていただきました。こどもどまんなかの日、とてもすばらしいイベントでございました。御準備は本当に大変だったと思いますが、明年も是非開催をお願いしたいと思います。

前が長くなりましたが、今回はGIGAスクール構想端末の更新についてなど、通告に従って五つの項目について質問させていただきます。執行部におかれましては、明快かつ誠実な御答弁をよろしくお願いいたします。

では、これより質問席に移らせていただきます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 改めまして、公明党の中野洋一です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、GIGAスクール構想端末の更新について質問いたします。GIGAスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びをICT端末を活用して実現していくという構想であったと思います。翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもたちの学びの機会を守るため急速に普及し、今年8月現在、GIGAスクール端末は全国で950万台あるとのこと。今後、これらの端末が順次更新時期を迎えていくことになるわけですが、MM総研が公表した、2024年8月時点のGIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備調査によりますと、端末更新の68%は、2025年度に集中しているとのこと。このため、本市においても更新端末の適切な調達課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきた端末の処理であります。本市の小中学校で活用されていた数千台規模の端末処理をどのように進めていくのかということは、大きな課題であると思います。文部科学省では、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、更新端末への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定、公表を義務づけております。

そこで、懸念される事項は幾つかあるのですが、今回は特に問題が大きいと考える、端末

のデータ消去がどのように適切に実施されるのかということを確認させていただきたいと思います。本市ではありませんが、G I G A端末のデータはクラウド活用のため、データ消去は必要ないという誤った認識が一部で広がっているということをお聞きしました。しかしながら、児童生徒たちの端末の活用状況は千差万別ということもあり、実際にはデータの消去が必要となります。例えば、写真に児童生徒の自宅などの位置情報が保存されているかもしれませんし、様々な相談履歴やサイトの閲覧履歴、パスワードなどの極めて重要なデータがG I G A端末に残っている可能性があるわけです。G I G A端末の記憶媒体は、単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により、確実にデータを消去しなければ、子どもたちの個人情報の流出につながりかねません。

そこで、本市においては、来年度以降、更新するG I G A端末は何台更新する予定なのか。また、更新後の旧端末の適切な処分及びデータ消去に対する認識と具体的な取組について、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

来年度のタブレット端末の更新に向け、準備を進めているところですが、計画として全児童生徒の約3千台の入替えを予定しております。

既存のタブレット端末については、市が購入しましたので、市で処分することとなりますが、その処分に当たっては、文部科学省が示す基準に基づき、使用済端末の再使用又は再資源化、そしてデータ消去を確実に実施する必要があります。

そのため、使用年数が比較的短い端末については、予備機として多目的に小中学校で運用する予定としておりますが、それ以外の端末については、市での再利用が難しいため、処分を予定しております。

処分の方法としましては、文部科学省が示す処分委託による再使用を目的に、市内のパソコン等で処分実績のあるOA機器のリサイクル業者に委託し、データ消去も確実にしてもらう予定としております。

データ消去の方法としましては、データ消去ソフトを使って完全に消去を行いますが、故障等により起動できない端末にあつては、ソフトによるデータ消去が不可能なため、物理的な破壊装置によって読み取り不可能な状態まで破壊し、データ消去証明書を発行してもらうことで、データが確実に消去されたことを確認する予定としております。

また、処分費用につきましては、回収したタブレット端末を当該業者でデータ消去した上でリユースされますので、無償で対応してもらう予定としておりますが、併せてタブレット端末については、入札等により売却ができないか検討をいたします。

なお、予備機として小中学校で運用する端末につきましても、G I G Aスクールサポータ

一の業務支援により、児童生徒一人一人に割り振られたWindowsユーザーアカウントを削除し、併せてOSをChrome OSに書き換えを行う予定としておりますので、これらの取組により、データ消去と漏えいを防げるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。子どもたちの情報が漏えいしないよう、確実なデータの消去をお願いいたします。また、端末のOSをWindowsからGoogleのChrome OSに変更予定との御答弁がございましたが、聞くところによりますと、Chrome OSはWindowsより起動する時間が早いということで、端末がなかなか起動しないことによるストレスも軽減されるのではないのでしょうか。さらに、Chrome OSとは相性のよいGoogle Workspace for Educationは、学習にも校務にも大変有用で、様々なことができると聞いております。新端末では子どもたちの学習効果が高まり、先生や職員の皆様の負担が軽減されるシステムの採用も併せて要望したいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは通告の2番目、人の流れを生む「二地域居住」の促進についてお尋ねしたいと思います。都市と地方などに生活拠点を持つ二地域居住を促進する制度改正を盛り込んだ、改正広域的地域活性化基盤整備法が11月1日に施行されました。希望する人が二地域居住を始めやすくなるよう、市町村が促進計画を策定できる仕組みが新設され、住居や職場環境の整備に対して財政支援を行うことができるようになっております。新型コロナウイルス感染症対策として、リモートワーク、在宅ワークが推奨され、その後、自然環境が豊かな中で快適な暮らしを送りたいと、UIJターンをはじめ、地方へ住居を移した若者や子育て世帯も多かったようです。一地域への完全な移住とは違い、二つの地域に拠点を置くということで、現在の居住環境も維持しつつ、もう一つの居住の拠点で新たなことを始めることができるということで、地方での生活に憧れを持つ若者や子育て世帯を中心に、地方へ人の流れを創出・拡大し、地域の活性化を図ることができるのではないかと思慮いたしております。本市は、移住・定住に力を入れており、二地域居住等の促進に意欲のある地方公共団体等で組織する全国二地域居住促進官民連携プラットフォームの会員となっております。ちなみに熊本県も会員となっております。このプラットフォームは、官民が一体となって、二地域居住等の促進に係る様々な施策や事例等の情報の交換、共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言等を行うことにより、一層の二地域居住等の普及促進と機運の向上を図ることを目的としているものであります。

そこで、企画財政部長にお尋ねいたします。本市への人の流れをつくり出し、拡大させるためには、本制度を積極的に活用すべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律につきましては、人口構造の変化や社会生活圏の広域化等に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来や物資の流通を通じた地域の活性化を図るための基盤整備を行うことにより、地域社会の自立的な発展等へつなげることを目的に制定されております。今回の改正では、議員が御説明いただきましたけれども、コロナ禍を経てU I J ターンを含めた若者や子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズの高まりを背景とし、そのハードルとなります住まいや生業、これは仕事ですけれども、そしてコミュニティに対しての取組が盛り込まれているところになっております。

本制度では、市町村に関わる部分として、二地域居住を重点的に促進する区域の設定、基本的な方針の策定、二地域居住に係る拠点施設の整備や利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備などを盛り込む特定居住促進計画の作成が可能となっております。ただし、この計画は都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む、広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときに、宇土市の場合ですと熊本県が計画を作成した後に作成可能となっていることから、今後県の動向等を踏まえながら、本市における活用の有無について検討してまいりたいと考えているところです。

なお、本市では、関係人口の増加及び地域の活性化を図るため、今年度は特に移住・定住の取組を強化しているところですが、宇土市空き家バンクでは、登録物件補助金要綱を改正いたしまして、令和6年度から補助金申請者の定住要件を除外しております。これにより、二地域居住の住まいとして空き家の活用を促進できればと考えているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。御答弁いただきましたとおり、熊本県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときに、本市において特定住居促進計画の作成が可能となるということでございます。熊本県は先ほどのプラットフォームの会員でございますし、2022年度の熊本県への移住者は2,315人で、過去最多となっており、前向きに進んでいくものと考えております。熊本県の動向を注視していただき、本市での活用の有無ではなく、活用については是非御検討していただきたいと思います。本制度は二地域居住促進により、様々な取組を行うことができ、人の流れの創出や拡大につながるものと思慮いたします。特に、徳島県で行われているデュアルスクールという取組について、説明すると長くなりますのでいたしません。これは教育委員会が大きく関わってくることになります。是非参考にしていただいて、本市の小規模な小中学

校で取り入れ、活用することができれば、とてもすばらしい効果を生むのではないかと考えております。更には二地域居住の住まいとして、空き家の活用促進にもつながっていくと思いますので、是非前向きに研究、御検討いただきますことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

通告の３番目、防犯についてです。最近、闇バイトという言葉を書かない日がないほどテレビや新聞、インターネットでも取り上げられております。これは、匿名・流動型犯罪グループ、通称「トクリュウ」が行っており、SNSや求人サイトで集めた人を実行役にして、犯罪を繰り返す新しいタイプの犯罪集団であります。関東周辺の話と思っておりましたところ、熊本においても高校生がSNSから闇バイトに応募してしまい、途中で断ったため、金銭を要求され脅されるという事件も発生いたしております。１０代、２０代の若者は、コスパやタイパという言葉を書普通に使い、かけた費用や時間に対してどれだけのリターンがあるのかということが重要だと考える傾向があることや、社会経験の少なさなどから「短時間で高収入」や「楽に稼げる」といった言葉に心惹かれてしまうのかもしれない。では、闇バイトに手を染めてしまうのは若者だけかというと、そうではありません。シニア層でもスマホを持ち、SNSを利用する機会も増えており、SNSから闇バイトに応募し、特殊詐欺の受け子などをさせられてしまう事案もあるようです。トクリュウからすると、シニア層は若年層と比べて社会経験があり、指示どおりに実行するから使いやすいという理由で利用されているようです。全国的に被害が拡大しているトクリュウによる闇バイトについては、犯罪でありますので第一次的には警察で対処される問題であることは重々承知しておりますが、闇バイトは場所や年齢も関係なく被害に遭うおそれがあるため、市民の皆様がこういった犯罪に巻き込まれることがないように、本市としてはどのような注意喚起や対策を行っているのか、市民環境部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

最近SNS等を利用した、いわゆる闇バイトと言われる犯罪が毎日のように報道されており、大きな社会問題になっております。先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、直近では熊本県内の高校生が闇バイトへ応募し、その後、警察へ相談するケースも発生しております。

このような犯罪に巻き込まれないよう警察では、ホームページで動画を公開する等、闇バイトに応募しないように周知啓発を図っておられます。また、相談窓口として、肥後っ子サポートセンターの肥後っこテレホンや、警察相談ダイヤル＃９１１０を利用したテレホン窓口を開設し、相談受入態勢を充実されておられます。

本市におきましても、今後宇城警察署と連携を図り、市のホームページや広報紙等を活用

し、市民が犯罪に巻き込まれないように情報提供を行ってまいります。また、市に直接相談があった場合には、宇城警察署に相談をつなぐなどの対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。本日、宇土市公式ホームページの防犯に関するページを確認いたしましたところ、11月30日に、闇バイトへの注意喚起の情報が掲載されておりました。本当にありがとうございます。それまでは2023年4月に、クーリング・オフについての情報掲載がなされて以来、新しい情報掲載はなく、更新が止まっておりました。そこで、闇バイトの注意喚起情報を掲載してほしい旨をお伝えしておりましたが、ホームページの更新までは、なかなか手が回らないのかなと心配をしていたところでもございました。改めて、迅速な御対応本当にありがとうございました。今後、警察との連携を図りながら、市民の皆様が闇バイトのような犯罪に巻き込まれることがないように、広報やホームページ、SNSだけではなく、庁舎内や公民館などでのポスター掲示など、様々な方法で周知していただきますようよろしくお願いいたします。さて、私が行政書士になって間もない頃ですので、もう二十数年前のことですが、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺、今は電話でお金詐欺と言われておりますが、こういった詐欺が増えはじめ、マスコミ等で取り上げられるようになっておりました。実際、そのような電話がかかって来た方からの御相談を受けることも増えてきたことから、熊本県警察本部の方を講師にお招きして、オレオレ詐欺等に関する研修会を熊本県行政書士会において行ったことがございました。その当時は、「オレオレ詐欺の人間が電話口で家に行くぞと脅しても、実際家に来ることはありませんので大丈夫です。」と、県警の方はおっしゃっておられましたし、その当時は、実際に家にやって来ることもなかったようでございます。ところが現在は、闇バイトに応募した人を受け子として被害者宅へ行かせたり、ひどい場合ですと強盗の実行犯として向かわせ、被害者を死傷させるなどの危害を加え、金品を奪って逃走するなど、実際に家に来ることのほうが多くなっているようでございます。また、訪問営業や警察などを装って、直接、資産状況等を把握する下見をしてから、強盗や特殊詐欺などの犯行に及んでいるとの報道もなされております。本市においても本年、「市役所からですが、口座振替の件で来ました。」と、不審な高齢男性が訪問してきたことがあったようです。また、高齢女性一人暮らしの家に、いわゆる押し買いと思われる人物が、「不要な宝石や貴金属を買い取ります。」と突然訪問してきたそうです。たまたまそのお母さんの御様子を見に来ていた子どもさんがいらっしゃったときだったので、子どもさんが対応したそうですが、「とてもしつこく食い下がってきて、いろんなことを尋ねてなかなか帰らないので大変だった。母一人のときだったらどうなっていたことかと、また来ないか心配だ。」とおっしゃっておりました。本市においても事件とは

なっていないませんが、こういった下見とも言える事件へとつながりかねない高齢者の自宅への訪問という事例が、ほかにもあるのではないのでしょうか。

そこで、市民の皆様の生命、身体、財産を守るために、防犯カメラの設置台数を増やすことは、犯罪の抑止効果をより向上させるものと考えます。万が一、実際に犯罪が発生した場合には、市民の皆様の安全・安心な日常の暮らしを早く取り戻すために、防犯カメラは事件の早期解決に大変役に立つものと考えます。また、車両に設置されているドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用することも御検討できないのでしょうか。ドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用されている埼玉県久喜市は、久喜市と久喜警察署、幸手警察署の3者で締結した、ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動に関する協定に基づき、久喜市が事業所や市民の協力者を募り、車両などに見守り活動実施中のステッカーを貼って走行してもらい、地域の目を増やすことで犯罪防止につなげることを目的としているとのこと。市内で事件や事故が発生した場合は、協力者は警察にドライブレコーダーの記録を提出するというものようです。

そこで、市民環境部長にお尋ねいたします。防犯カメラの設置台数を増やすことやドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用することは、市民の皆様にとって有効な防犯対策になると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

近年発生する多様な犯罪を防ぐために、防犯カメラやドライブレコーダー等の設置は犯罪の抑止につながると考えております。

本市では、現在行政区が設置する防犯カメラについて補助を行っておりますが、本年6月議会において佐美三議員からの質問に回答していますとおり、現在、防犯カメラの設置補助上限額の増額を検討しているところです。これに併せまして、その補助金活用についても周知啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、市施設においては、必要に応じて防犯カメラを設置しており、市が所有する公用車についても、全車ドライブレコーダーを設置しております。

市の対応としましては、過去に警察の求めに応じて市施設のカメラ映像を提供したこともあり、また、市の公用車等に設置しているドライブレコーダーのデータも、警察から捜査要請があった場合には提供することとしております。

今回、ドライブレコーダーを動く防犯カメラとして、事業所や市民の協力を得て活用していくという御意見をいただいたことにつきましては、警察とこの情報を共有し、今後どのようなことができるか研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。市民の安全・安心のための防犯カメラが増えるよう、補助金上限額の増額及び補助金活用の周知をよろしくお願いいたします。また、ドライブレコーダーの活用につきましては、警察と情報を共有しながら、活用に向けての研究を前向きに進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、通告の4番目、増加する単身者の住まい確保についてお尋ねいたします。全国における単身世帯の割合は、2025年には40%に達し、その後も増加していくと見込まれています。そこで、本市における単身世帯数の直近5年間の推移をお聞きいたします。また併せて、現在、市営住宅に居住している単身世帯の数と割合について、建設部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

スクリーン及びタブレットを御覧ください。

まず、本市の直近5年間における各年1月1日時点の単身世帯数の推移についてですが、令和2年は4,953世帯で全世帯に占める割合は32.3%、令和3年は5,093世帯で同様に32.8%、令和4年は5,208世帯で同様に33.5%、令和5年は5,440世帯で同様に34.5%、令和6年は5,794世帯で同様に36.1%となっており、単身世帯数は年々増加しております。

次に、各年度末時点の市営住宅に居住している単身世帯数と割合についてですが、令和元年度は268世帯で全世帯に占める割合は42.3%、令和2年度は278世帯で同様に43.1%、令和3年度は281世帯で同様に44.2%、令和4年度は281世帯で同様に45.4%、令和5年度は293世帯で同様に48.0%となっており、単身世帯の数、割合は年々増加傾向にあります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。本市も全国同様、単身世帯数が増加しており、今後も様々な理由から幅広い年代の単身者が増えていくと考えられます。つまり本市においても、単身者用の住まいの確保が必要になってくるのではないかと思います。兵庫県伊丹市では、現在、入居していない3戸の一般世帯向け市営住宅の3DK又は3LDKの住戸を6戸に分け小型化し、単身者の住宅確保をするなどの支援を行っております。本市においても市営住宅の小型化により、単身者向けの住宅を確保することはできないでしょうか。また、入居条件に一定の制限がありますが、条件の見直しにより単身者が入居できるような支援を行うことはできないでしょうか。建設部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、多人数向けの住宅を小型化することにつきましては、市営住宅は、建築基準法及び宇土市営住宅等整備基準条例に基づき、防火、避難及び防犯面を考慮し、住宅の壁、柱等の構造耐力上、必要となる主要な部材を各住戸の間取りに合わせて建設されています。

そのため、単身者向けに間取りを小型化し住戸数を多くする場合、構造耐力を確保した中で、新たな玄関や台所、風呂等の配置は難しく、既存の間取りを改変することは困難であると考えております。

次に、単身者の市営住宅への入居についてですが、現在の市営住宅への入居者資格は、収入が一定基準以下であること、宇土市に住所又は勤務場所を有することなどのほか、同居する親族があることを定めており、同居する親族がいない単身者については、60歳以上の者や身体、心身に障がいがある者、生活保護受給者、配偶者から暴力被害を受けている者など、一定の制限を行っています。

単身者の入居者資格の見直しについては、単身者の入居者資格を緩和すると、そのほかの低額所得者の入居に影響が出てくるおそれがあるため、現状では、入居者資格の見直しは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。市営住宅の小型化による単身者向けの住宅確保は様々な基準等により困難である。また、単身者の入居条件の見直しも難しいとの御答弁であったかと思います。本日2番目に、二地域居住促進について企画財政部長にお尋ねをいたしました。その際に、「二地域居住の住まいとして空き家の活用を促進できればと考えております。」との御答弁をいただきました。二地域居住やお試し移住を考えている方にとって、その地域は自分の考えるライフスタイルに合うのかという点はかなり重要で、のちの移住等の意思決定に大きな影響をもたらすものだと思います。だから、まずは単身で暮らしてみて、様子を見たいと考えている方は多いと伺っております。しかし、その第一歩を踏み出すネックとなっているのが、住まいに係る費用だそうです。そこで、空き家や空き地を有効活用し、単身世帯を受け入れることができる市営住宅があるという環境づくりは、二地域居住を考える人の受け皿にもなりますし、これから増加する単身世帯への住宅支援にもなるのではないかと思いますので、今後御検討を是非ともお願いしたいと要望いたします。次の質問に移らせていただきます。

通告の5番目、児童虐待防止の取組についてお尋ねしたいと思います。こども家庭庁では、毎年11月はオレンジリボン運動、児童虐待防止推進月間となっており、オレンジリボン運

動の周知啓発を行っております。シンボルカラーのオレンジ色は、子どもたちの明るい未来を示す色として選ばれたとのこと。このオレンジリボン運動は、2004年に栃木県で当時3歳と4歳の兄弟2人が、同居している父親の友人から日常的に虐待を受け、橋の上から川へ投げられ溺れて亡くなったという、大変痛ましい事件がきっかけとなり始まりました。まだまだ認知度が低いオレンジリボン運動ですが、社会全体でこの運動への関心を高めていくことが、子どもたちへの虐待防止につながっていくと考えております。私の所属しております公明党熊本県本部では、先月11月3日、くまもと新都心プラザ前において、オレンジリボン児童虐待防止街頭演説会を開催いたしました。子どもたちへの虐待がない社会の実現を目指していこうとの決意を改めて強くした次第です。こども家庭庁の資料によりますと、令和4年度熊本県内の児童相談所への児童虐待相談対応件数は2,764件となっており、前年より412件増加しているとのこととあります。これは、児童虐待に対する県民の意識が高まったことにより、今まで見過ごされていたことが虐待ではないだろうかと連絡されるようになり、相談対応件数が増加したとも考えられるわけではありますが、そこで、本市における児童虐待相談件数は何件ございましたでしょうか。併せて、相談内容の件数についても健康福祉部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市における平成25年度から昨年度までの児童虐待相談対応の状況を、虐待の種別ごとにお示ししますので、モニター又はタブレットを御覧ください。1ページ目にグラフと2ページ目に表で示しております。

本市におきましては、平成27年度以降、毎年約40件から70件の相談を受けており、また現在、本市の子育て支援課において、虐待のおそれがあるなど、要保護児童として進行を管理し、ケースワークを行っている案件は67件でございます。

虐待の種別ごとでは、令和5年度では、相談のあった53件のうち、身体的虐待が10件、心理的虐待が29件、ネグレクト、いわゆる育児放棄が14件、性的虐待はゼロとなっております。

推移を見ますと、どの年も心理的虐待が多くを占めている状況ですが、平成27年度から件数が大幅に増加しているのは、平成26年1月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律の一部を改正する法律が施行され、児童が同居する家庭内での配偶者に対する暴力、主に子どもが見ている前での親同士のけんかなどが子どもの成長に悪影響を及ぼすものとして、子どもへの心理的虐待として取り扱うことになったことが要因となっております。さらに、マスコミによる悲惨な児童虐待の事件報道等により、一般の市民の児童虐待に対する意識が高まり、警察や児童相談所への通告などが増加したことも増加の一因と考えら

れます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。様々な要因はあるにせよ、児童虐待相談対応件数が増加しているという御答弁であったかと思います。本市は先月、こどもまんなか応援サポーター宣言セレモニーで、子どもたちが楽しく安心して生活できる社会を目指す宣言をいたしました。素晴らしいことです。子どもたちが楽しく安心して生活をするためには、児童虐待は絶対にあってはならないことですし、もしも、虐待されている子どもがいるならば、一刻も早くその状況から救い出し、問題を解決することが重要な責務であると思慮いたします。

そこで虐待防止に向けて、本市における要保護児童対策協議会などの取組状況や児童虐待防止月間の啓発状況について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

こども家庭庁が発行している子ども虐待対応の手引きによりますと、虐待に至るおそれのうち、保護者側のリスク要因として、望まない妊娠や若年の妊娠、産後うつ、育児不安など、子ども側のリスク要因として、乳児期の子ども、未熟児、障がい児、双子などの多胎児、養育環境のリスク要因として、経済的困難、親族や地域からの孤立、未婚を含むひとり親、子連れの新婚家庭など、そのほかの要因として、母子手帳の未交付、妊婦健診や乳幼児健診の未受診、関係機関からの支援の拒否などが挙げられております。

本市においても、児童虐待の未然防止に向けた取組として、先ほど申し上げました虐待の様々なリスク要因に対応するため、こども家庭センターにおいて、出産前から何らかの支援を必要とする、いわゆる特定妊婦の把握を行い、健康づくり課において、出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援、赤ちゃんが生まれた全てのお宅を保健師や看護師が訪問するこにちは赤ちゃん事業、乳幼児の健康診査をはじめ、産後ケア事業や健康・心理相談などを行っております。

各健診の未受診者に対しては、個別の家庭訪問や利用している保育園や幼稚園への調査を実施しており、安否確認、家庭での育児の状況を把握し、必要であれば個々に応じた支援につなぐよう努めているところです。

このような取組のほかに、児童センターやつどいの広場、また地域子育て支援センター2か所を開設しており、親子が気軽にゆっくり交流したり、育児の悩みを相談したりできる場所を提供しているところです。

また、平成18年に宇土市要保護児童対策及びDV対策地域協議会を設置し、児童相談所、

警察、学校などの関係機関と連携・対応を行っております。児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知徹底などにより、相談しやすい体制づくりを進めるとともに、定期的に実務者向けの研修会を実施し、関係機関の意識啓発と連携強化を図っているところです。

次に、児童虐待防止に向けた周知啓発につきましては、児童虐待防止月間である11月に本市のホームページに児童虐待防止について記事を掲載し、今年は市庁舎内のうと小路において、里親制度の啓発コーナーと併せて、こども家庭庁から提供される親子のための相談LINEや児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）のポスター掲示、また市内小中学校等にチラシ配布を行うなど周知啓発に努めております。

使用しましたチラシをモニターに表示しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。虐待に至る様々な要因に対応し、児童虐待防止に関する多様な取組がなされており、周知啓発も積極的に行われている状況であると理解いたしました。虐待により亡くなった子どもたちの事件が報道されるたびに、何とかできなかったのだろうかと思うと胸が締めつけられるように苦しくなります。全国で起った過去の事件を検証していくと、関係機関同士で責任の所在は自分のところにはないとの主張がなされ、本来一番に守られるべき子どもの命を救うことができなかったという、大変痛ましい結果になった事件もあったようです。本市にあってはそのような悲惨な事件が起きないように、小さなSOSを見逃さず、関係機関がしっかりと連携対応して、かけがえのない子どもたちを虐待という脅威から守る、人間味のある血の通った制度運営をしていただきますよう心から切にお願いを申し上げます。私も一市議会議員として、また、こどもまんなか応援サポーターの1人として、子どもたちが楽しく安心して生活できる宇土市を構築していくために尽力してまいりたいと思います。

今回は、GIGAスクール構想端末の更新についてなど、五つの項目について質問させていただきました。執行部におかれましては、誠実に御答弁いただきありがとうございます。以上で、私の質問は終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時40分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時33分休憩

午前11時39分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

4番、浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 皆様、こんにちは。会派、風、こどもまんなか応援サポーターの浦本晴美でございます。本日は一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。本日は、男女共同参画、文化財の保存と活用、図書館を核とした多目的施設、子どもの学習環境の平等について、4点を質問させていただきます。

それでは、質問席に移ります。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） それでは、早速質問に移ります。男女共同参画の推進について質問をいたします。現在、女性の社会進出が進み、結婚後も仕事を続ける女性の割合は大きく増加しています。そのような中で、女性が仕事と子育てを両立するには、労働環境の整備や保育サービスの充実、男性の家事・育児参加など、まさに社会全体で支える仕組みづくりが重要であるということは長く言い続けられていることですが、結婚を選択しない女性の中には、仕事プラス家事・育児の負担が増えることに不安を感じて、一歩踏み出せない人もいます。このような現実を目の前にして、昨年12月議会でも、男女共同参画の市民意識調査報告書の結果について質問をさせていただきました。その際、意識改革のため施策を進める上で基本となる広報啓発活動、講座の実施に関しては、さらに力を入れて取り組んでいくとの答弁をいただきましたが、どう見ましても本市において、男女共同参画に関する取組は依然少ないと感じています。

改めてお尋ねいたします。コロナ禍以降どのような事業に取り組んで来られたのでしょうか。山口総務部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

コロナ禍以降に、男女共同参画推進の主管課となる総務課において実施しました主な事業としましては、市広報紙及び市ホームページ等での啓発、また図書館における男女共同参画推進コーナーの設置、ハートフルフェスタ in うとにおいて、講演会の実施やロビーでのパネル展示等となります。

また、現在本市では、平成31年度に策定した第3次宇土市男女共同参画推進計画に基づき、全庁的に男女共同参画推進に取り組んでおり、計画の基本目標となる男女が自分らしさを発揮し、ともに自立し支えあう多様性に富んだ活力ある地域社会の実現を目指すために、86項目の具体的な施策を各部署で設定しております。

具体的な施策としましては、各種審議会・委員会等への女性の登用促進、男女平等の視点

に立った講座の実施等があり、推進に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 取組に関する御答弁ありがとうございます。おっしゃいますとおり、図書館には男女共同参画推進コーナーが設置され、毎年開催されているハートフルフェスタにおいても、講演のみならず、ロビーでの小中学生の標語やポスター等の人権に関する展示もあっております。しかし、そこに関心を持って足を運ぶ市民は、全体の何%でしょうか。ごく一部の市民にしか届いていないという現実があるのではないのでしょうか。コーナーを作りました、見に来てくださいというアプローチではなく、どうぞ知りました、学びましょうと、こちらから市民に近づいていくことが望まれると思います。また、具体的な施策として、各種審議会、委員会等への女性登用促進では、早速の成果が表れております。昨年の12月議会で男女共同参画の観点から、防災会議委員に女性を増やすべきとの提案をさせていただき、今年度から女性委員が増えております。先月開催されました花園地区での総合防災訓練において、婦人会の炊き出しの中に防災士の男性や行政区長さんが加わり、エプロン姿で奮闘されていました。「あんまり役には立ちませんが。」と、照れ笑いをされた男性区長さんがとても眩しく見えました。

次の質問に移ります。11月は男女共同参画月間だったことを受け、広報うと1ページを使って掲載されておりました。当該事業に関する情報発信など、広報ではどのくらいの頻度で扱ってられるのでしょうか。山口総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

男女共同参画に関する記事の広報紙への掲載につきましては、令和5年度の実績は、審議会委員の募集や研修の参加募集等を除いて、啓発に関する情報は、男女共同参画月間の11月に啓発記事を1回掲載したのみとなっております。

また、広報紙以外では、年間を通したホームページへの啓発記事の掲載や、国の男女共同参画週間である6月23日から6月29日までの間に、市庁舎内でデジタルサイネージを使用した啓発、また、ハートフルフェスタにおいて、チラシの配布やパネル展示による啓発を実施しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 広報うとは、市民全般が一番目にする情報ツールだと思います。この発信内容で十分と思われるでしょうか。一昨日の一般質問でも、今中議員がデジタル情報の充実をとおっしゃっていましたが、本市の情報がタイムリーに届くLINEと広報うと

の2本立てで、情報提供をお願いいたします。例えば、我が家の男女共同参画をテーマに市民の皆さんの投稿を紹介する、育児休暇を取得したパパの奮戦記などを掲載していくことで、自分事として受け止める人が増え、気づく人も出てくるのではないのでしょうか。個人が実践することで初めて社会は変わります。今回、質問をさせていただくに当たり、調べものをしております際に気づきましたけれども、他市では男女共同参画課など課として取り組んでいるところも多くあります。本市は課もなければ係もありませんでした。これはやる気、本気度を問われるものではないのでしょうか。

次の質問にまいります。男女共同参画推進に当たり、庁内での横の連携は行っておられますか。行っている場合、どのような内容で、どのような成果があっているのでしょうか。山口総務部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

男女共同参画推進における庁内の連携としましては、先ほど答弁しましたとおり、本市においては、第3次宇土市男女共同参画推進計画に基づき、全庁的に施策を進めており、それぞれの部署で、共通の認識を持って施策に取り組んでいることが挙げられます。

また、計画の推進に当たっては、全庁での連携を図るため、各部署から推薦された合計14人の職員を男女共同参画推進委員として任命し、取組を進めているところです。

男女共同参画推進委員には、各部署で男女共同参画を推進してもらうことをはじめ、計画を着実に推進していくため、毎年、推進委員会を開き各課の取組実績に意見をいただき、課題の解決につなげています。

そのほかの事例としましては、ハートフルフェスタの開催を総務課と生涯活動推進課の共同で開催するなど、庁内で連携した取組もございます。

連携の成果としましては、数値として大きな変化があったなど、目立った成果が出ているものは残念ながらございませんが、各課がそれぞれで所管する審議会等で女性委員を増やすようにしていることや、委員の意見から、市庁舎内に育児休業取得のポスターを掲示することになったことなど、少しずつではありますが、男女共同参画推進の意識が浸透しているものと考えております。

ここまで男女共同参画の取組状況や広報の頻度、また庁内連携について説明をしましたが、課題も多くあると考えております。

令和4年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、女性が職業を持ち続ける上での問題として、「育児休業や介護休業などを取りにくい雰囲気がある。」と回答した女性が56.1%、「育児休業や介護休業などの制度が不十分」と回答した女性が44.5%と、非常に高い割合となっております。

また、「女性が職業を持ち続けることに、家族の同意や協力が得られない。」との回答が、男性が15%だったのに対し、女性は28.1%と男女の差が大きく見られています。

家庭生活の面においては、家事等の分担の現状としまして、掃除や食事の支度、また洗濯等多数の項目で「主として妻又は女性パートナーの役割」との回答が6割を超えていることや、子育てに関しては、「出産や育児に対する男性の理解や協力が足りない。」と回答した女性が30.5%、「出産すると仕事を辞めなくてはならない。」と回答した女性が28.1%という結果も出ております。

このような結果からも、今後、男女共同参画推進にさらに力を入れて取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な御答弁ありがとうございました。現在、全庁連携で14名の男女共同参画推進委員の職員の方が取り組んでおられることが分かりました。2年前の市民意識調査では、いまだ家事は主として妻の役割という回答が6割を超えていて、男性に対して子育てや出産への理解や協力が足りないと回答した女性が30%だったとの報告ですが、令和の時代になりましてもこのような結果が出ているということ、なぜ変わらないのか、原因はどこにあるのか、この貴重な意識調査を推進委員会でもっと調査・研究をお願いいたします。

では、次の質問に移ります。最後の質問は少子化対策です。働く女性が、家事・育児の負担から結婚したくないと考えることが、少子化の原因の一つとなつていられると思われまふ。男女共同参画の推進は少子化対策にもつながるということで、国を挙げて必死に取り組んでおられます。働く女性が仕事も子育てもしたいという思いをかなえられる宇土市にするためには、どうすればよいのでしょうか。元松市長に伺います。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど総務部長から紹介がありましたが、令和4年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果におきましては、改善した点もございますけれども、家事や育児の負担が女性に偏っているという状況も依然として見られます。男女共同参画の意識が十分に浸透しているとは言えません。本当に力を入れていくべきだと感じております。宇土市の最近の取組に関して申し上げますと、特に震災からコロナと続いた混乱の時期があつたんですが、特にその時期において女性の登用促進をしようというのは、これはもう庁内の委員会とかでもありまして、相当進んできたと思っておりますが、それを除けば十分な施策は取り組めていないというのが実感でございます。その点について本当に申し訳なく思っております。

議員が先ほどから申されているとおり、出産・子育てが仕事へ影響すること、また、家庭生活の負担につながると思われることが、少子化が進む要因の一つになっているものと考えます。

次世代を担う子どもたちを安心して産み育てるための環境を整え、仕事と育児の両立促進を図ることは、本市の重要な課題であると認識しております。市内のいろんな企業さんと事業所で取り組んでもらえればいいのですが、まずは市役所から進めたいという思いがあって、特に市役所内ではいろんな動きを始めております。

多様な働き方を可能とする環境をつくるため、令和6年度から、子どもの養育や家族の介護等の理由がある職員を対象としました時差出勤を開始しております。出勤時間を1時間前倒しする、1時間早く帰る。出勤を1時間遅らせて、1時間後に帰るという取組でございます。そのほか、男性職員の育児休業取得を推進するため、管理監督職への制度説明を行って、男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備することや、本人には、必要性や自覚を十分に持ってもらうような説明を行って、育児休業の取得を強く進めております。

男性職員の育児休業の取得実績でございますが、令和5年度は取得可能となった職員10名のうち4名、令和6年度は10月末までに、3名の対象者のうち2名が取得しております。この制度は、出産の直後だけでなく、子の出生後3年間は取得可能な制度となっておりますので、取得していない職員に対しましては、引き続き取得の声かけを行っていきたいと思っております。先般、育児休業を取得した男性の職員と話す機会がありました。この職員は、3歳ぐらいの上の子がいて、奥様が第2子を出産したと。そこで育児休業を取るということになった職員でございます。感想を聞きました。子育ての苦勞がよく分かったということをおっしゃっていました。本当に大変でしたという話を、これは1人のお世話ですけども、そういう話をしていました。仕事のほうが楽でしたという話もしました。こんなですね、やはりお互いの苦勞が分かり合えるというのが、男性の育児休業の一つの成果といいますか、目的ではないかなと思います。そういう意味でも、この育児休業について仕事が忙しいのもありますけれども、少しでもいいから取って、本当に奥様の苦勞、家庭の苦勞、子どもたちの世話の大変さ、こういったところを実感してもらうことがそれからの家族の共同体制といいますか、男女共同参画にもつながってくるのかなと感じたところでございました。

今後、働く女性が仕事も子育てもしたいという思いをかなえられる宇土市にするためには、今、市が行っているような取組を市内の企業さんあたりに広げていくことが、市の大きな役割ではないかなと思っております。ただ、市内の企業に広げるといっても実は簡単ではないのですけども、昨年の12月定例会、1年前になりますが、浦本議員の一般質問でお答えしましたよかボス企業の登録の働き掛けについて、事業主の皆さんが集まる場での説明や広報での周知を行いました。残念ながら、この程度ではなかなか効果は出ておりませんで、登録

事業者数は増加しておりませんが、どうやったら伝わるかをしっかり考えながら、企業への周知、働き掛けを考えていきたいと思っております。男女共同参画の推進、ちょっと手が入っていないくて申し訳ないんですが、これからしっかりと特に市役所がモデルとなって進めていくということを考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧で熱意のある御答弁ありがとうございました。男性職員の方のリアルな感想もいただくことができました。時差出勤や男性の育児休業取得と工夫され、前進していることは大変うれしいことです。市長がおっしゃいましたように、2年前のアンケート調査で、女性に対しての家事・育児の負担感がまだまだ根強いということが分かりました。私に関わらせていただいております、週1回の夕食支援活動、まちなかキッチン「ぷらっと」では、若いママやパパとお話する機会があります。この活動は毎日仕事、育児・家事に追われながら、子育てを頑張っておられるママ、パパと、出産され育児休業中のママに対し、1週間に1回だけでも夕食づくりを忘れ、楽をしてもらおう、台所に立たない時間は、子どもたちと有意義な時間をつくってほしいとの思いで始まった活動です。利用者の方からは、「週1回でも夕食の心配をしないでいいことが、どれだけうれしいか。」、「水曜日は台所に立たなくてよいと思うだけですごくほっとします。」、「今日は水曜日だと思えば、わくわくします。」、「子どもに対して早くしなさいと、せかさなくてよくなった。」、「子どもの笑顔が増えた。」との声を聞いております。喜びの声にうれしい反面、女性の家庭での家事・育児の負担は、まだ減少していないのだなと感じるのです。また、パパが活躍している御家庭もあります。保育園のお迎えの帰りに、子どもさんと利用される姿も見られます。パパもママも同様、家事から解放される日が必要だなと感じております。また、男性の育児休業取得率も上がってきておりますね。うれしいことです。庁内のお手洗いにまいりましたら、啓発のポスターが貼られておりました。しかし、ちまたで耳にしますことは、「育児休業を取ってくれたのはいいけれども、子どもが増えただけ」、「何をしていたか分からずに、パチンコに行っているみたいです。」などという現場の声です。これはごく一部の家庭のことだと思います。出産後の女性の体はホルモンバランスが変化し、出産のダメージは相当なものになります。24時間態勢で赤ちゃんの世話をします。睡眠不足に陥りつつ、目の前の大切な命のために身を削って頑張ります。そこにどう寄り添っていくか。イメージしながら休暇を習得していただければと考えます。市長が育児休業の整備で、取得する本人には必要性や自覚を十分に持ってもらおうよう説明を行い、育児休業の取得を進めるとおっしゃってくださったこと。本当にそこが大事だと思っております。既に取得された先輩の体験談などをシェアし合って、ママが助かる、赤ちゃんが助かる育児休業であってほしいと切に

願います。そこで、パパとして成長をしていかれるんだと思います。

最後に、よかボス企業の登録については、他市では職員が企業、事業所に出向いて登録を進めているところもありますので、是非参考にしてください。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。文化財の保存と活用について。9月議会で中口議員が市指定文化財の現状と支援対策について質問をされておられますが、少し違った切り口で私からもお尋ねをいたします。資料を御覧ください。本市には、江戸時代から明治・大正時代にかけて作られた雨乞い太鼓26基が、宇土市大太鼓収蔵館に保管されています。先祖から受け継いだ大太鼓を後世に残していこうという市民の声が基となり、現在に至ると聞いております。先日、和歌山の友人を収蔵館に連れて行きましたところ、「有形文化財と言うから飾ってあるものを見学するだけかと思ったら、実際叩けるなんて。」と、大変驚き、感動していました。令和に入りましてからの大太鼓収蔵館の年間来館者数や施設の管理体制について、野口教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

平成3年に開館した宇土市大太鼓収蔵館は、国指定重要有形民俗文化財宇土の雨乞い大太鼓や関連資料を保管・公開している施設です。

過去5年間の来館者数は、令和元年度が4,224人、令和2年度が1,353人、令和3年度が1,553人、令和4年度が1,916人、令和5年度が2,453人となっております。

令和2年度以降、コロナ禍の影響で来館者が大幅に減少しておりましたが、現在はやや回復傾向にあります。

施設の管理につきましては、地元の宮庄区と業務委託契約を締結し、来館者への説明や清掃等の業務をお願いしております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。令和元年度は4千名を超える方が来場されていたのですね。コロナ禍を経て、利用者の数は少しずつ戻ってきていることが分かりました。また、地元宮庄の方が管理運営をされていることは大変ありがたいことです。先日来館した際は、太鼓指導をしてくださる方はお休みの日でした。しかし、太鼓の音が聞こえたということで駆けつけてくださいました。収蔵館を大切に守ってくださる姿は大変ありがたいと、収蔵館にもっともっと来てほしいと熱弁されました。また、観光物産協会がTSMC関連で熊本に在住する台湾の方を対象にした実証ツアーで、大太鼓収蔵館もルートの一つに入っていたことを大変うれしく思いました。まだ、市民の方でも来館されたことのない方

も多いのではないのでしょうか。こんなに魅力ある場所をもっとたくさんの人に知ってほしいと強く思います。

では、次の質問に移ります。今年の夏、市民会館にて開催されましたくまもと子ども芸術祭2024 in うとでは、子どもたちが宇土の歴史を知り、伝統芸能を伝えていく役割を立派に担ってくれていることに大変感動しました。写真を御覧ください。獅子舞保存会4年生以下の部、松山花棒踊り、松原地区と網田地区の雨乞い太鼓保存会のステージです。非常に躍動感があると思います。

質問に入ります。市内の小中学校では、雨乞い太鼓や獅子舞等の有形・無形民俗文化財の活用について、どのように取り組んでおられるか、野口教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

市内の小中学校における無形民俗文化財の学習や活用につきましては、主に総合的な学習の時間を活用した取組が行われております。

毎年、年度当初に文化課から校長会議の中で地域学習に伴う学芸員の派遣について説明を行い、各学校から依頼を受け付けております。

小学校では、各学校からの依頼に応じて文化課の学芸員が出向き、雨乞い大太鼓や県指定重要無形民俗文化財宇土の御獅子舞等の説明を行い、児童の調べ学習や理解を深めるためのサポートを行っております。

また、鶴城中学校では、郷土の伝統文化に触れる機会として伝統芸能コースが毎年設けられ、太鼓や宇土御獅子舞の指導者のもと、練習に取り組みられ、毎年10月に開催される学習文化発表会で披露されています。このうち、獅子舞につきましては、今年の西岡神宮秋季例大祭の獅子舞奉納に初めて出演し、舞を披露されています。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁から、小中学校の総合的な学習の取組をサポートしてくださっていることが分かりました。ありがとうございます。また、鶴城中においては、伝統芸能コースでの学びが学習文化発表会のステージ発表につながっているのですね。このようにして、学習の場からも次世代につながっていくということは大変ありがたいことです。地域、行政、教育が共に守り、次世代へつなげるという形が大事になってくるのではないのでしょうか。

そこで、次の質問に移ります。雨乞い大太鼓や獅子舞等の次世代への継承について、市ではどのような取組を行っておられるのでしょうか。野口教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

地域の伝統芸能の後継者不足が全国的な問題となっておりますが、市では、無形民俗文化財の保存会等と連携し、宇土の先人たちから受け継がれてきた伝統文化の継承や担い手の育成につなげるための取組を行っております。

太鼓につきましては、平成15年度から担い手育成を目的として、市主催の太鼓教室を毎年開講しております。講師は、宇土雨乞い大太鼓保存会青年部宇土天響太鼓に依頼し、これまで延べ700名を超える受講生が、宇土大太鼓フェスティバルや様々なイベント等で成果を披露しております。この受講生の中から、宇土天響太鼓や宇土高校和太鼓部の部員として活動を続ける方もおられます。

また、獅子舞につきましては、平成29年度から宇土御獅子舞保存会と文化課が連携し、鶴城中学校生徒への獅子舞指導に取り組んでおります。獅子舞を経験した生徒の中には、中学卒業後も保存会に加入し、獅子舞の舞い方として活動する現役の高校生もいます。

今年8月には、子どもたちによる主体的な芸術文化活動を通じて、伝統文化の次世代の担い手育成等を目指す、くまもと子ども芸術祭2024 in うとが宇土市民会館で開催され、多くの来場者でにぎわいました。この催しにも、地元の伝統芸能に取り組む多くの子どもたちが参加しております。

このような伝統芸能の保存と継承により、地域の歴史や文化の魅力が再認識され、次世代に引き継がれるとともに、地域活性化につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 脈々と受け継がれていることが分かる御答弁ありがとうございます。

雨乞い大太鼓、獅子舞、花棒踊りなどを継承していくために保存会という組織があるということ、行政頼みにしていないということが大変素晴らしいことではないでしょうか。大変地域力を感じます。行政のサポートがあって、保存会も安心して活動ができると思います。太鼓に関しましては、資料を御覧ください。これは、昨年度の大太鼓フェスティバルの宇土高校太鼓部と、太鼓芸能集団「紬衣」の演奏の様子です。そして今年10月に開催されました大太鼓フェスティバルは、なんと39回目。39年も続いていることにまずもって感動をしました。写真は、宇土天響太鼓と最後の餅投げの様子です。今年から宇土市役所駐車場に場所を移し、終了時間17時まで観客が絶えませんでした。子ども連れのファミリーもお孫さんとお越しの高齢者の方も、お孫さんがステージに立たれているという方はとてもうれしそうに話しかけてくださいました。話が少しそれますが、私は10月にある講演会に参加し、まちづくりのヒントを持ち帰りました。それは、私たちのまちの魅力について考えるということでした。その講師が投げかけたのは、「あなたのまちはどんなまちですか。」というこ

とでした。その講師は、子育てのまちとして人口増に成果を上げた明石市の前市長です。宇土は何のまちなのか、〇〇のまち宇土、〇の中に入る単語をいろいろ考えていましたが、なかなか答えは出ませんでした。しかし、この大太鼓フェスティバルで令和の若い人たちが太鼓を叩き、楽しそうにリズムを取り、表現する姿、演者の躍動感と太鼓の音が私たちの体を揺らすパフォーマンス、これを見たとき、しかもそれは雨乞い太鼓と創作太鼓のコラボレーションです。太鼓はなぜこんなに若い人たちに脈々と継承されているのだろうか。本日質問の答弁をいただきまして、その答えが分かりました。ひょっとして宇土は太鼓のまちなのではないかと、胸を矢で射抜かれたような気持ちがしました。是非、皆さんも宇土は何のまちかということをお話し合うことをお勧めします。私も今後市民ワークショップなどで、市民の方に投げかけていきたいと思います。この太鼓たちは、当時の村々が豊作を祈る雨乞いや虫追いなどの行事のために所有されたもので、古くは350年前の先人たちがけやきの木をくり抜いて製作されたものです。江戸時代に神仏への祈りのために作られたものが、令和の時代に新たな形で生かされていることは、市内7校区で雨乞い太鼓に関わった御先祖様方も大変お喜びであろうと思います。これからも保存会を盛り上げ、地域、教育、行政が連携することで、市民にもっともっと浸透していくことを願って、次の質問に移ります。

図書館を核とした多目的施設についてです。「新しい図書館建設はどこまで進んでいますか。」など、市民の皆さんからよく聞かれます。6月、7月にかけて行われた市民アンケートの調査の際は、「アンケートを出しましたよ、考えを全部書き込みました。楽しみにしています。」などの声から、市民の関心度は高いということを肌で感じています。このアンケートで寄せられた意見や要望はどのようなものがあつたのでしょうか。また、市民の意見を施設整備に反映させていくため、当初、市民とのワークショップを開催する予定であつたと思いますが、どうなっているのでしょうか。野口教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

施設整備に関するアンケートは、新しい施設を学生、子育て世代やシニア世代、スポーツ施設利用者など、幅広い世代や幅広い目的の人々が集い、交流することができる施設とすべく、施設整備に関する市民の意見を集めるため、本年6月下旬から7月末まで実施しました。調査項目は、図書館、運動公園の利用状況や図書館、新施設整備への要望など10項目で、回答数は1,024件でした。

図書館への意見では、学習室や読書室、個人読書スペースの充実を求める回答が多く、さらに子育て世代が安全に、快適に、楽しく過ごすことができるように、授乳室や子ども用トイレの設置を求める回答が多く寄せられました。

交流施設への意見では、施設内でゆっくりと過ごすためにもカフェスペースの設置や軽食

販売の実施など、飲食ができるようにしてほしいという要望や、遊具の整備等を求める回答も多く寄せられました。

周辺の環境整備への意見では、調整池周辺に再整備するジョギングコースに十分な照明を整備することや、敷地出入口付近の安全性の確保を求める回答がありました。

今後、市民ワークショップを開催して、さらに市民の皆様の意見をお聞きする予定としています。

今回のアンケートでは、ハード面やソフト面で幅広い意見や要望が寄せられました。これらの意見や要望は、市が整備する施設への期待の表れだと捉えています。

新しい施設が市民の皆様に愛され、より多く利用してもらえる施設となることを目指して、市民の皆様の意見、要望をできる限り反映できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な御回答ありがとうございました。この質問をさせていただいたことには、二つの理由があります。一つは、ボランティア団体ひまわり会の存在です。このひまわり会は長きにわたり、図書館運営を支えてきたボランティア団体ですが、今回図書館建設が持ち上がってからこれまで、ひまわり会に対し、「今後の計画や方針など、全く示されもしなかったということが残念だった。」という声を耳にしたのです。図書館を長く支え、毎年の図書館研修に参加され、どこの誰よりも他市町村の図書館のことを御存じの団体です。私は、ボランティアで応援してくれる貴重な存在をもっと大事にするべきではないかと思いました。もう一つは、9月に文教厚生常任委員会の視察で、北海道の石狩市民図書館を訪問したことです。平成12年6月にオープンした施設です。芝生の公園と白壁の図書館が一体となった造り、本を借りに行くだけの場所ではない雰囲気を持っていました。資料を御覧ください。建設に当たってのコンセプトは、「図書館の中に街を作る」です。聞いただけでわくわくしました。正面玄関を入るとすぐに目に入るのは、採れ立て野菜、花などの販売コーナー、さすが北海道です。玉ねぎ、じゃがいもの量が半端ではありませんでした。隣は小さなカフェとなっていました。責任者の方が「ここは市立図書館ではなく、市民の声で建てられた市民図書館です。」とおっしゃいました。館内には、まちづくりに関するブースが一部屋設置されているなど、市民の声ででき上がったことが感じられる図書館でした。今回、市民の皆さんは、どんな図書館か、多目的施設ができ上がるのだろうと大変楽しみにしておられます。是非、アンケートの調査結果及び市民とのワークショップを大切に考えていただき、市民の声が活かされた図書館となることを期待しております。市民が笑顔で訪れる図書館となっていくことを願いつつ、次の質問に移ります。

最後の質問になります。子どもの学習環境の平等についてです。現在、小規模学校の現場

で起きていることですが、社会見学を計画され、見学先を1か所追加したいと考えられたが、追加料金がなくて断念したという残念なお話です。物価・人件費の高騰により、貸切バスの料金も上がりました。児童生徒らの社会見学という貴重な学習機会において、学びを諦めなければならなかったということに、非常に残念な気持ちです。

質問に入ります。大規模校と小規模校では社会科見学や修学旅行において、一人当たりの費用はどのくらい違うのでしょうか。また、学校の規模で学習環境に差が付いてはいけないと考えますが、市として何か支援は考えておられるのか、野口教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、大規模校と小規模校における社会科見学や修学旅行での一人当たりの費用の違いについてお答えします。

一部の行程や宿泊場所等が異なりますので一概に比較することはできませんが、小学校では、社会科見学が約1千円、修学旅行が約8千円、中学校では、修学旅行が約1万1千円の一人当たりの費用に差がございます。

大規模校と小規模校で費用に差が生じる主な要因としましては、貸切バスや添乗員の同行費用において、児童生徒数が少ない小規模校では一人当たりの費用が割高になる傾向にあります。

そのため、中学校区が同じ緑川小学校と網津小学校では、社会科見学や修学旅行を合同で行い、網田小学校と網田中学校においても集団宿泊教室を合同で行うなど、できるだけ児童生徒の費用負担を軽減するための工夫がなされております。

近年、燃料費やバス運転手の人件費が高騰し、修学旅行等の経費が年々増加傾向にあることは十分認識しているところであり、経済的な理由によりお困りの保護者に対しては、就学援助制度により修学旅行費等の助成があるものの、それ以外の世帯に対しては、公的な助成制度は設けていない状況であります。

全国的には、修学旅行に係るバス借上料等に補助金を交付している自治体もございますので、教育委員会としましては、先進事例の調査分析等を行い、就学する学校によって保護者の経済的な負担による格差ができるだけ生じないように、引き続き研究を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な回答ありがとうございました。今回、貸切バスに関して、業者の方に尋ねてみましたところ、以前より高くなっていることが分かりました。バス会社から出発場所までの往復も加算されるとなると、中心部から遠い学校はそこから負担が始まります。以前のように、マイクロバス日帰り貸切で六万何千円というような、ざっとした料金

体系ではなくなってきました。そのような状況の中において、先生方が見学先と料金に苦慮されていることが想像できます。宇土の中央に住んでいても、西に住んでいても、同じ本市の子どもです。こどもどまんなかの宇土市です。同じ教育を受けることは権利です。市内のどこに住んでも同じ教育がなされることを期待します。どうぞ積極的に調査・分析していただき、建設的な検討をお願いいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

これより質疑を行います。

ここで提出議案に対する質疑について申し上げます。質疑は一括質疑とし、質疑の回数は会議規則第56条の規定により1回となります。また、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができませんので御注意ください。

それでは、質疑の発言通告があっておりますので、これを許可します。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） こんにちは。議案質疑の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。質疑をする前に一言申し上げます。本議会での議案質疑は実に30年ぶりらしく、宇土市議会において馴染みがなかったというふうに思います。しかし、れっきとした議員の権利であり、他議会では常態的に行われております。基本的に一般質問は議案以外のことを、所属常任委員会で所管の議案については、これまでも活発に行われておりますが、所属委員会以外の議案については、この議案質疑としてただすということで、今回私も初めてでございますけれども、宇土市議会会議規則に従い、議案質疑を行わせていただきます。

2点ございます。1点目、七つの質問をさせていただきます。1点目は、議案第94号、指定管理者の選定について。宇土市唯一の道の駅、そして網田の経済活性化、地域の活力の拠点ともいうべき宇土マリーナ物産館業務の指定管理の選定の件です。

1点目、審査はどのようなスケジュールでどのような構成で行われたのか。2点目、指定管理者に求められた条件について。3点目、審査員はしっかり資料を確認したのか。何をもってしっかりと確認されたと言えるのか。また、審査員は現地のことをどれだけ調べて審査されたのか。4点目、審査会で選定された企業に対する審査員の評価はどのようなものであったか。5点目、物産館はこれまで数回指定管理者の選定を行っていると思いますが、前回、前々回の審査員の構成はどうなっていたか。6点目、今回の審査会での審査員に、これまでと変動があればその理由について。7点目、物産館と関わりの深い出荷組合や生産者、行政区長、関係団体など、地元網田の関係者からヒアリングやアンケートなどは実施したのか。以上を、経済部長に質問します。

そして2点目、議案第96号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。

こちらは1点の質問です。商工費として計上されている宇土マリーナ施設の修繕費1,408万円の内容について、経済部長にお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

議案第94号、指定管理者の選定について。まず、審査スケジュール及び選定委員会の構成についてですが、令和6年9月26日に指定管理者選定委員会内で、選定委員に対し、施設概要、毎年指定管理者が行っている利用者アンケート概要、物産館の運営業務、審査についての御説明等を行い、令和6年10月10日にプレゼンテーション及びヒアリングを開催し、株式会社グッドスタッフを指定管理候補者として選定しております。

また、選定委員会の構成につきましては、宇土市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、7人以内をもって組織するとなっており、副市長、企画財政部長、当該施設の所管課が属する経済部長の庁内委員3名と、外部委員として、学識経験者として税理士1名、施設利用者等として、地元から網田校区婦人会、網田地区行政区長会から1名ずつの計3名、合計6名で構成し審査を行っております。

次に、指定管理者に求められた条件につきましては、宇土マリーナ物産館指定管理者募集要項において応募資格を定めております。具体的には、八つの資格条件を定めており、一つ目が、一般競争入札の参加者の資格に関する地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。二つ目が、熊本県内に事業所を有すること。三つ目が、物産館に類似する施設、関連する業務の管理運営の実績があること。四つ目が、労働者災害補償保険に加入していること。五つ目が、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。六つ目が、会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所又は電子記録債券法第2条第2項に規定する電子債券記録機関の取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。七つ目が、暴力団又はその構成員の統制のもとにないこと。八つ目が、消費税の適格請求書保持等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けている又は指定管理期間開始までに登録を受ける予定であることでございます。

次に、選定委員の詳細な資料確認及び現地の確認につきましては、まず、第1回目の令和6年9月26日の指定管理者選定委員会において、指定管理者制度及び選定委員会の役割並びに施設の概要、それまでの施設利用者アンケートの抜粋、審査基準及び申請書類等につきまして説明を行い、応募された計画書を選定委員にお配りし、約2週間かけてしっかりと内容確認を行っていただき、質問事項等をお考えいただくようお願いしております。

それを踏まえた上で、令和6年10月10日のプレゼンテーション及びヒアリングとなり

ますが、当日は、税理士である選定委員から各応募者の経営状態の説明と、網田校区婦人会及び網田地区行政区長会の各委員からも多くの御質問をいただいたことから、選定委員の方々にはしっかりと申請書類の内容確認を行った上で、審査に臨んでいただいたものと考えております。

また、選定委員の現地確認につきましては、選定委員の方々による現地の調査・確認を必須とはしていませんが、経営状態を確認していただく税理士の選定委員を除き、地域に精通しておられる方を選定委員として選んでおりますので、施設の状況を把握し理解された上で審査していただいたものと認識しております。

次に、選定された企業に対する選定委員の評価につきましては、まず初めに審査基準の御説明を申し上げます。審査基準につきましては、宇土マリーナ物産館指定管理者募集要項において審査基準と配点を示しており、具体的には五つの選定基準とその基準に応じた七つの評価項目、そして評価の着眼点及び配点を示しております。これらの審査基準に基づき、令和6年10月10日の指定管理者選定委員会において、申請書類やプレゼンテーションの内容を踏まえた上で、評価を行っておられます。その結果として、今回選定された株式会社グッドスタッフは、宇土マリーナ物産館と同様の物産館や道の駅を複数運営し、豊富な運営実績をお持ちであり、選定委員からも人材確保、出荷協議会や地元漁協などとの地域連携による利用者増加を図るための事業計画等が総合的に評価され、指定管理候補者として選定されたところでございます。

次に、前回、前々回の選定委員の構成につきましては、前回、令和元年度は、副市長、企画部長、経済部長の庁内委員3名、学識経験者として税理士1名、施設利用者等として、地元の物産館出荷協議会、網田地区振興会から1名ずつの合計6名であります。

前々回、平成26年度は、副市長、企画部長、経済部長の庁内委員3名、学識経験者として税理士1名、金融機関1名、施設利用者等として、地元の網田地区嘱託会から1名の合計6名であります。

次に、変動の理由につきましては、基本的に選定委員会の構成は、庁内委員として副市長、指定管理制度の担当部の部長、施設の所管課が属する部の部長の3名、外部委員として学識経験者として税理士1名、地元の方2名の3名、合わせて6名で構成されており、特に地元の方につきましては、公平かつ適正に審査いただける方をお願いしております。

委員の人選の基本的方針として、評価を公平なものとするため、物産館と直接的な利害関係がない方及び女性選定委員を優先して就任していただいております。

次に、関係団体等からのアンケート調査等の実施状況につきましては、選定委員会の中で、毎年指定管理者が行っている利用者アンケートの概要を利用者の声として委員に対し御説明しておりますが、改めてのアンケート調査等は行っておりません。

次に、議案第96号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）の商工費として計上されている宇土マリーナ施設の修繕費1,408万円の内容につきましては、船を上げ下げするための30トンテルハクレーンの経年劣化に伴う2トンチェーンブロックの取替え、並びに補修の費用となります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終了します。

以上で、質疑及び一般質問を終結いたします。

—————○—————

日程第2 常任委員会に付託（議案第86号から議案第100号まで）

○議長（野口修一君） 日程第2、市長提出議案第86号から議案第100号までの15件について、配布の令和6年12月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（野口修一君） 日程第3、請願・陳情については、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、6日文教厚生常任委員会、9日総務市民常任委員会、10日経済建設常任委員会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、16日月曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

午後0時43分散会

令和6年12月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第 86号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 87号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第 96号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について

経済建設常任委員会

- 議案第 86号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 88号 宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 議案第 95号 宇土市道路線の認定について
- 議案第 96号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第 99号 令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第100号 令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第 90号 宇土市大太鼓収蔵館条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 宇土市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 議案第 96号 令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第 97号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 98号 令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和 6 年 1 2 月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

＊請願＊

受理 番号	受 理 年月日	請 願 の 件 名	請願者の住所・氏名	付 託 委員会	紹介議員
令和 6 年 2	R 6 . 11 . 11	建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を国に求める請願書	宇土市松山町3048-75 熊本建設じん肺アスベスト被害者と家族の会 請願代表者 小崎 洋介	文教厚生	福田慧一
令和 6 年 3	R 6 . 11 . 21	教員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書採択の請願	宇城市松橋町松橋414-1 宇土市単位教職員組合 委員長 荻 洋一	文教厚生	藤井慶峰 浦本晴美

第 5 号

1 2 月 1 6 日 (月)

令和6年12月宇土市議会定例会会議録 第5号

12月16日（月）午前10時27分開議

1. 議事日程

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

（質疑・討論）

日程第2 各常任委員長報告

1. 総務市民常任委員長報告

2. 経済建設常任委員長報告

3. 文教厚生常任委員長報告

（質疑・討論・採決）

日程第3 請願・陳情について

（質疑・討論・採決）

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

（採決）

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

（質疑・討論）

日程第2 各常任委員長報告

1. 総務市民常任委員長報告

2. 経済建設常任委員長報告

3. 文教厚生常任委員長報告

（質疑・討論・採決）

日程第3 請願・陳情について

（質疑・討論・採決）

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

（採決）

（追加日程）

日程第5 発議第5号 宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 発議第6号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見

書

日程第7 発議第7号 教員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書

日程第8 議会改革特別委員会の設置及び付託について

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 檜 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君
15番 藤 井 慶 峰 君	16番 山 村 保 夫 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 前 田 一 孝 君	総 務 部 長 山 口 裕 一 君
企画財政部長 光 井 正 吾 君	市民環境部長 小 山 郁 郎 君
健康福祉部長 岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長 加 藤 敬一郎 君
建 設 部 長 草 野 一 人 君	秘書政策課長 渡 邊 聡 君
総 務 課 長 上 木 淳 司 君	危機管理課長 内 田 雅 之 君
企 画 課 長 三 浦 仁 美 さん	まちづくり推進課長 中 山 好 美 さん
財 政 課 長 北 谷 太 示 君	

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長 田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長 春 木 教 明 君
議 事 係 参 事 村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事 中 山 裕 輝 君

午前10時27分開議

-----○-----

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1　地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（野口修一君）　日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、宮原雄一君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君）　おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

まず、先般行いました要望活動について御報告いたします。

11月6日に、国土交通省九州地方整備局及び八代河川国道事務所、また11月7日には、熊本県選出の国会議員及び国土交通省の本省に、熊本天草幹線道路の早期全線開通と整備に伴う所要の予算の確保を強くお願いしてまいりました。

福岡の九州地方整備局では、新保道路調査官をはじめ幹部職員と、八代河川国道事務所では飯島事務所長をはじめ幹部職員と面会し、整備に関する要望及び意見交換を行いました。

また、東京での要望活動では4人の国会議員に面会し、要望及び意見交換を行いました。その後の国土交通省本省訪問の際は、事務次官など多くの方に直接、早期の開通や予算拡充の要望を伝えることができました。今後の事業促進につながる大変意義のある要望活動であったことを、まず御報告いたします。

続きまして、去る12月2日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本・宇土道路、宇土道路、宇土三角道路における用地進捗率、事業進捗率につきましては、前回の報告から変更はあっておりません。また、契約締結がなされた業務で、入札に伴う公告が行われた業務等がございますので、御報告させていただきます。

まず、熊本・宇土道路について御報告申し上げます。

令和6年度事業の調査設計では、令和6年度熊本天草幹線道路測量（その7）業務で入札に伴う公告がなされております。これは、道路設計を行うための基礎資料として測量を行うものとなっております。なお、この後御報告します宇土道路、宇土三角道路にも同じ業務がございますが、主に宇土三角道路の測量を行うものとなっております。

次に、宇土道路について御報告申し上げます。

令和５年度繰越事業の工事で、熊本５７号城塚地区改良２０期工事の工期の延長がなされております。

令和６年度事業の調査設計では、先ほど熊本・宇土道路で御報告した令和６年度熊本天草幹線道路測量（その７）業務で入札に伴う公告がなされております。

令和６年度事業の工事では、熊本５７号上網田地区改良１２期外工事の契約締結がなされております。また、上網田地区の水路付け替えに伴うボックス工事を行う熊本５７号上網田地区５号函渠工事、網津地区の里道のボックス工事を行う熊本５７号網津地区４号函渠１期工事、長浜地区の地盤改良工事を行う熊本５７号長浜地区改良３期工事及び割井川橋の橋脚設置工事を行う熊本５７号割井川橋Ｐ１橋脚設置工事につきましては、入札に伴う公告がなされております。

さらに、ＪＲへの委託工事として、三角線緑川・住吉間５ｋ６２０ｍ付近跨線橋新設工事の契約締結がなされております。

次に、宇土三角道路について御報告申し上げます。

令和６年度事業の調査設計では、先ほど熊本・宇土道路及び宇土道路で御報告した令和６年度熊本天草幹線道路測量（その７）業務で入札に伴う公告がなされております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で、委員から「熊本・宇土道路の事業進捗率は約３６％とのことだが、熊本市側、橋、宇土市側という区分けでいけば、どのような配分か。また、事業量を熊本市側、橋、宇土市側に区分けした場合、その割合はそれぞれ何％か。」との質疑があったため、執行部から「国土交通省に確認したところ、熊本市側、宇土市側のいずれにも該当する業務などがあり、地域ごとの個別の進捗率を出すことは困難である。国土交通省としても、事業別の進捗のみしか把握していない。」との報告がありました。

今回の委員会では、委員から「既に高規格道路が通っている地域があるが、もともとあった道路沿いの店などは、軒並みなくなっている。今後に危機感を募らせているところだが、高規格道路開通後のまちづくりを考えるに当たって、これまでの委員会は、執行部の説明部署も少しずつ変わってきているようだが、どのような状況か。」との質疑があり、執行部から「以前は、企画課が総合的に説明を行っていたが、現在は、道路建設を中心に土木課が説明を行っており、数年前から地元となる網津支所・網田支所が入っている。」との答弁がありました。

これに関連して、委員から「高規格道路が開通すると、もともとあった道路の車通りがなくなるのは目に見えている。これから策定される都市計画区域マスタープランにも、インター周辺の土地利用の方向性を示し、市としてのグランドデザインを策定すべきである。」との意見がありました。また、別の委員から「現在の土木課中心の説明部署のほか、高規格

道路開通後のまちづくりを協議・検討できるよう、適切な説明部署の出席を委員会として今後要望したい。」との意見もありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第２ 各常任委員長報告

○議長（野口修一君） 日程第２、去る１２月５日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第８６号から議案第１００号までの１５件及び請願・陳情につき、審査の経過と結果についてそれぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、中口俊宏君

○総務市民常任委員長（中口俊宏君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る１２月９日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果につきまして報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、条例関係２議案、予算関係１議案、その他１議案の合計４議案であります。

まず、議案第８６号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。これは、刑法等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第８７号、宇土市部設置条例の一部を改正する条例について。これは、市組織の見直しに伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第９２号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一

部変更について。これは、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

議会費では、職員給として83万円を増額するものであります。

総務費では、防災広場整備事業として672万6千円を増額するものであります。

衛生費では、宇城広域連合負担金（環境再生センター費）として192万1千円を増額するものであります。

消防費では、常備消防費として334万円を減額するものであります。

また、網田レトロ館整備事業など2事業につきましては、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、地域おこし協力隊に要する経費など3事業に係る経費につきましては、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告いたします。

まず、議案第96号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。網田レトロ館整備事業について、委員から「耐震改修工事の工期延長により繰越明許費の設定が行われているが、工事費にはどのくらいかかるのか。」との質疑があり、執行部から「市が行う工事費としては約4,300万円であるが、駅ホームに係る部分はJRの直接工事となるため、負担金を支払うことになる。この分を合わせると約4,700万円となる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「全て市の一般財源となるのか。」との質疑があり、執行部から「元利償還金の80%の交付税措置がある有利な辺地債を財源として活用する。」との答弁がありました。

次に、地域おこし協力隊について、委員から「まちづくり推進課では新たに3人の募集を予定されているようだが、どのような業務を担ってもらうのか。」との質疑があり、執行部から「空き家バンク制度の運用業務、定住・移住の促進業務及び宇土市の認知度を高める情報発信と交流人口・関係人口の増加に関する業務を予定している。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「採用に当たっては、業務に必要なノウハウを持った適任者を選考していただきたい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、走潟地区かわまちづくり計画について、委員から「計画では、緑川旧河道に国が基盤整備をし、宇土市が施設整備を行うとのことだが、施設整備に係る経費のうち市の持ち出しはどのくらいになるのか。また、国の補助はあるのか。」との質疑があり、

執行部から「令和7年度の設計に向けて地区の皆さんに意見をいただいている段階であり、具体的な金額はまだ分からない。財源についてもこれから調整していく状況である。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「国の支援を受けて、一般財源を最小限に抑えている自治体の例もあるようである。これは、市の発展に大きく寄与する施設と思うので、しっかり知恵を出し合って進めてもらいたい。」との意見がありました。

次に、台南市との国際交流について、委員から「湯徳章氏の縁で交流が進んでいくことはいいことだと思うが、交流を進めるのであれば、当然、市民の同氏に対する知識も高めていく必要があると思う。」との意見があり、執行部から「まずは子どもたちに湯徳章氏を知ってもらうため、絵本などの準備を進めている。機運を高め、市民全体へ広がっていくような取組も必要と考えている。」との答弁がありました。

次に、政党間で議論されている103万円の壁について、委員から「宇土市への影響額は幾らになるのか。」との質疑があり、執行部から「仮に基礎控除が75万円分引き上がった場合の試算では、個人市民税が約6億円の減収となる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「減った分の財源はどうするのか。」との質疑があり、執行部から「減収分の補填をどうするか等については、まだ示されていないが、地方財源に影響を及ぼすことがないように、全国市長会を通じて国へ慎重な議論を行うよう申入れを行っている。」との答弁がありました。

それに関連して、別の委員から「税収が減り、交付税措置がないことも考えられるが、予算編成においてはどのような対応を考えているのか。」との質疑があり、執行部から「今のところ、来年度予算はそれを考慮せずに編成している。万が一、来年度に実施され影響が出るとなれば、財政調整基金で減収分の穴を埋めるしかなく、2年目以降に緊急的な財政対策を考えざるを得ない。」との答弁がありました。

次に、行政主導の土地開発について、委員から「今検討されているところの面積はどのくらいになるのか。また、現在の地目は。」との質疑があり、執行部から「ウキウキロード沿線が5.5ヘクタール、宇土シティモール北側が7.6ヘクタール、緑川工業団地南側が4.7ヘクタール、都市計画道路北段原線沿線が5.9ヘクタールで、全て農地である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「農地から宅地に変われば固定資産税が約100倍にもなり、市が自由に使える自主財源の確保につながるため頑張ってもらいたい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、佐美三洋君

○経済建設常任委員長（佐美三 洋君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る１２月１０日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係３議案、予算関係３議案、その他２議案の合計８議案であります。

まず、議案第８６号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。これは、刑法等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第８８号、宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について。これは、条例の適用条件を見直すため、条例を改正するものであります。

次に、議案第８９号、宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について。これは、道路敷等占用料の額等を見直す必要があるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第９４号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。対象となる施設は、宇土マリーナ物産館で、指定管理候補者は株式会社グッドスタッフ、指定の期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までであります。

次に、議案第９５号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第９６号、令和６年度宇土市一般会計補正予算（第４号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、水産物供給機能保全事業として１，０３５万４千円、高潮対策事業として１，２５０万１千円を増額するものであります。

次に、商工費では、マリーナ施設管理経費として１，４０８万円を増額するものであります。

次に、土木費では、公営住宅維持管理経費として６４４万円を増額するものであります。

そのほか、水産物供給基盤機能保全事業などの１４事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っております。また、地域おこし協力隊に要する経費などの２事業については、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第99号、令和6年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。補正額は、収益的支出について850万円を増額するもので、補正後の総額は7億10万4千円であります。これは、水道施設修繕費の増額補正となっております。

次に、議案第100号、令和6年度宇土市下水道事業会計補正予算（第2号）について。補正額は、収益的支出について390万円を増額するもので、補正後の総額は10億6,804万3千円であります。これは、処理場施設修繕費の増額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第89号、宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について。委員から「電柱の占用料が値下げされるようだが、民有地における占用料との比較は行っているか。」との質疑があり、執行部から「比較は行っていない。県の占用料に合わせ見直しを行っている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「占用の対象となるのは、主に電柱を所有する電力会社であるが、電気料金が高騰する中、占用料を下げる必要はないのではないか。」との意見がありました。

次に、議案第94号、指定管理者の指定について。委員から「宇土マリーナ物産館の指定管理者に対して、運営上の提案などは行っているのか。」との質疑があり、執行部から「月に1度、指定管理者から売上げやイベントなどに関する報告を受けており、その際に意見交換を行っている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「様々な声を聞くので、定期的に物産館に足を運んで状況を把握するとともに、運用に問題があれば改善するよう指導してもらいたい。」との意見がありました。

次に、議案第96号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。住吉地区埋立整備事業について、委員から「来年度の事業内容は」との質疑があり、執行部から「来年度は設計業務を行う予定である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「事前に地元等への説明を行い、しっかり意見を聞いた上で事業を進めてほしい。」との意見がありました。それに対して、別の委員から「当該埋立予定地で国道沿いに設置している波消しブロックについては、撤去しないまま埋め立てることはもったいない。現状、国道沿いで越波する箇所がまだ複数あることから、再利用できるよう関係機関と調整してほしい。」との意見がありました。

次に、商工観光課所管の地域おこし協力隊について、委員から「どのような業務を任せる予定か。」との質疑があり、執行部から「観光業務において、積極的に外に出て地域の魅力を発掘し、SNSなどを中心に情報発信を行っていくことや、観光物産協会の今後について、共に検討していくことなどを考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「別の課においても情報発信業務を担う地域おこし協力隊が配属されるようだが、それぞ

れの課で情報発信を行う必要があるのか。」との質疑があり、執行部から「商工観光課では観光PR、まちづくり推進課では移住・定住の推進と、それぞれ特化する目的や内容が異なる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「まず観光において宇土市に興味を持ってもらい、移住・定住につなげるためにそれぞれの情報を共有し、部をまたいで連携ができるように心がけてほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外について、道路の白線について、委員から「白線が消えかかっている箇所の引き直しの状況は」との質疑があり、執行部から「市全域の確認を行い、まずは、交通量が多い箇所から重点的に引いている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「通学路など、優先順位を決めて整備に当たってほしい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第89号及び第94号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、園田茂君

○文教厚生常任委員長（園田 茂君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月6日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係2議案、予算関係3議案、その他1議案の合計6議案と請願2件であります。

まず、議案第90号、宇土市大太鼓收藏館条例等の一部を改正する条例について。これは、文化財公開施設の入館料を見直し、入館料収入及び入館者数の増加を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第91号、宇土市公民館条例の一部を改正する条例について。これは、公民館の使用料を見直し、公民館利用者の利便性向上を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第93号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。対象となる施設は、宇土市養護老人ホーム芝光苑で、指定管理候補者は社会福祉法人宇土市社会福祉事業団、指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までで

あります。

次に、議案第96号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、生活保護扶助費として9,100万円を増額するものであります。

次に、衛生費では、出産・子育て応援事業として818万円を増額するものであります。

次に、教育費では、学校施設管理経費（施設・小学校）として1,159万1千円を増額するものであります。

また、重心医療経費など6事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っており、地域おこし協力隊に要する経費など7事業に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第97号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。当委員会所管のものとしましては、特定健康診査等業務委託など2事業に要する経費について債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第98号、令和6年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は328万8千円を増額するもので、補正後の総額は39億6,875万6千円であります。これは、国県支出金過年度返還金の増額及び宇城広域連合負担金の減額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第90号、宇土市大太鼓收藏館条例等の一部を改正する条例について。大太鼓收藏館、網田焼の里資料館及び旧高月邸の入館料について、委員から「以前の料金は幾らだったのか。」との質疑があり、執行部から「大太鼓收藏館及び旧高月邸は100円から200円に改正し、網田焼の里資料館については200円のままとし、料金の統一を行った。併せて65歳以上の高齢者と中学生以下は無料とした。」との答弁がありました。

次に、議案第93号、指定管理者の指定について。養護老人ホーム芝光苑について、委員から「5年間で指定管理の期間としているが、芝光苑はかなり古い施設である。建て替えを見越しているのか。」との質疑があり、執行部から「建て替えは財政的に厳しく、民営化を目指していたが、候補の法人の辞退により一旦白紙となっている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「今後、民営化の可能性はまだあるのか。」との質疑があり、執行部から「物価高騰の影響があり、候補の法人の辞退に至ったが、再度いろいろな可能性を検討したいと考えているため、民営化の余地はある。」との答弁がありました。

次に、議案第96号、令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。生活保護の扶助費について、委員から「生活保護の受給者はどれくらいか。」との質疑があり、執行

部から「令和6年10月末現在で、344世帯、409人である。」との答弁がありました。これに関連して、別の委員から「都市部では外国人の不正受給が問題となっているが、宇土市ではどのような状況か。」との質疑があり、執行部から「現在、外国籍の方の受給はなく、申請者もいない。」との答弁がありました。

次に、議案第97号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。委員から「歯周病などは、大腸がんなどほかの重大な病気をもたらす一因となることが分かってきているが、集団健診の項目に歯科健診は入っているか。」との質疑があり、執行部から「現時点では入っておらず、検討をしたことはある。その際は健診の時間配分の関係で実施に至らなかったが、重要性は認識しているので今後も継続して検討したい。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、委員から「給食の残食はどのように処分しているのか。」との質疑があり、執行部から「宇城クリーンセンターへ搬入し処理している。」との答弁がありました。これに対して、委員から「残食を堆肥など、何かに生かすことはできないか。」との質疑があり、執行部から「熊本市に食品廃棄物を用いてメタン発酵化させ、肥料等を作る民間施設が建設中と聞いた。今後の検討課題と考えている。」との答弁がありました。また、別の委員から「各学校で発生する残食は、それぞれ量や割合が異なると思う。学校としっかり対策を話し合ってほしい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして御報告申し上げます。

令和6年請願第2号「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を国に求める請願書」及び令和6年請願第3号「教員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書採択の請願」については、全会一致で採択いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 提案されている議案の中で2議案に反対をいたします。

議案第89号、宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例についてであります。これは九州電力等が市道や私有地に立てている電柱や地下に設けている電線について、例えば電柱では、1本当たり630円を620円に県の占用料に合わせるとのことで、値下げするものであります。九州電力では、民有地電柱の田で電柱1本当たり1,870円、宅地で1,500円の占用料を支払っております。円安により輸入物資が大幅に値上がりしていますが、九州電力はその値上がり分を電気料金に転嫁し、電気料金が値上がりをし、利益を上げております。こうした企業に対して、値下げではなく民有地並みに占用料を見直すべきではないかとの立場から、反対をいたします。

次に、議案第94号、指定管理者の指定についてであります。宇土マリーナ物産館を株式会社グッドスタッフに指定するものですが、株式会社は利益を出すことを目的としており、そのため従業員の給料も安くなっております。こうした株式会社を指定管理者に指定するのではなく、地元の出荷組合、漁協、JA等と協力をし、こうした団体から指定管理者を出すように支援すべきとの立場から反対をいたし、討論を終わります。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） 議案第94号、指定管理者の指定について反対の立場から討論をいたします。

反対討論ということで出ささせていただいておりますけれども、反対といいますか、賛成はできないといった思いでございます。先日の議案質疑において、今回の審査において出荷業組合の代表者が審査員に加わっていないということと、組合員や地元民にアンケートやヒアリングは行われていないということが分かりました。候補者の中から公正・公平に選ばれるべきである観点から、審査における既存業者の宇土マリーナ物産館での実績を考慮されていないという点は理解できますが、そうであれば、この5年間の実績をある程度理解している者が審査に入らなければ、仮に当該事業者が選定される場合、例えば、その業者の評価が悪かった場合、たとえ次の5年間のプレゼンテーションの評価が高かったとしても、物産館のその後の指定管理業者として期待値は低く、結果、似つかわしくないと考えます。したがって、既存業者が選定される場合のことも考慮し、審査においてこれまでの運営をある程度知り得る者が審査に入るか、審査前に市や第三者団体からの評価が公開されるべきだったと考えます。しかしながら、審査においても審査前においても、今回はそのような手法は取られず、地域の団体の代表者が審査員に採用されたとはいえ、その代表者が既存業者の運営はどうであったかほとんど認知がなく、そのほかの審査員にも同様のことが言えます。

365日中、350日以上物産館に出入りする組合員が審査に入らず、また意見も聞かず、

365日中、数回若しくは全く訪れていない方々で審査されたというのは、はなはだ疑問でございします。つまり、そもそも宇土マリーナ物産館の目的の一つである出荷業組合の利益向上を満たすために、出荷業組合から意見聴取なされていなかったり、今回のみ代表者を審査員から外されたことが問題であったと考えます。断っておきますが、審査自体は適正に行われたと思っております。審査員の審査にリスペクトをしたいと思っています。先ほどから申しましたとおり、審査の過程において疑義があることから、再審査をされることを望みます。

以上のことが理由により、宇土市の経済の拠点、活性化の拠点、網田の経済シンボルの一丁目一番地である物産館の発展を強く望む地元の網田の私には、この議案には賛成できません。ヒアリングはされていないということで、今回、出荷業組合や地元民の一部に現指定管理業者の評価を伺いました。良い評価として、他拠点交流など積極的に行われていて、出荷業組合の学びやコミュニケーションにつながっているということを伺いました。悪い評価としては、令和4年度事業報告に虚偽記載がある。地元民や組合員がたびたび要望していたことが遂行されていない。労基違反と疑われる勤務体制である。道の駅物産館であるのに、たびたび中国産の野菜が仕入れられていたり、出荷業組合の生産物が陳列できないぐらいの仕入品で埋め尽くされ、会議でもたびたび意見が上がるものの改善されていない。委員会補足説明で追加された資料によりますと、この5年間で18名の雇用に対し、12名の離職と離職率が高く、その離職者に伺えば、その理由の大半が劣悪な勤務体制を挙げられている点、以上がございました。

最後に、この数年間、朝一から夜まで献身的に働き、出荷業組合員からも信頼がすごく厚かった従業員が、3月で退職すると伺いました。大変残念であるということをお伝えして、討論を終わります。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号から議案第88号までの3件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第88号までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 89 号、宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 90 号から議案第 93 号までの 4 件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号から議案第 93 号までの 4 件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 94 号、指定管理者の指定について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第 94 号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 95 号から議案第 100 号までの 6 件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号から議案第100号までの6件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 請願・陳情について

○議長（野口修一君） 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。令和6年請願第2号、建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を国に求める請願書について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この請願に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、令和6年請願第2号については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

令和6年請願第3号、教員定数の改善並びに義務教育費財源の拡充に関する意見書採択の請願について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この請願に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定

することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、令和6年請願第3号については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長(野口修一君) 日程第4、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件及び所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査及び調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、議員提出として発議第5号から発議第7号、また、議会改革特別委員会の設置及び付託について、以上4件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 発議第5号 宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(野口修一君) 日程第5、発議第5号、宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第5号、宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和6年12月16日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、檜崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第5号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第5号、宇土市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 発議第6号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見

書

○議長（野口修一君） 日程第6、発議第6号、建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第6号、建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。令和6年12月16日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、檜崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第6号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第6号、建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 発議第7号 教員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書

○議長（野口修一君） 日程第7、発議第7号、教員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第7号、教員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。令和6年12月16日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、檜崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様
以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第7号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第7号、教員定数の改善及び義務教育費財源の拡充に関する意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(野口修一君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、発議第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議会改革特別委員会の設置及び付託について

○議長(野口修一君) 日程第8、議会改革特別委員会の設置及び付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、委員会条例第6条の規定により、9名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、議会改革に関する事項を付託するとともに、閉会中の継続審査とし、調査期間は調査終了するまでといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(野口修一君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、9名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託するとともに、閉会中の継続審査とし、調査期間は調査が終了するまでと決定いたしました。

次に、ただいま設置されました、議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、2番、杉本寛君、4番、浦本晴美さん、5番、佐美三洋君、7番、今中真之助君、12番、檜崎政治君、14番、中口俊宏君、15番、藤井慶峰君、16番、山村保夫君、18番、福田慧一君、以上9名を指名いたします。

ただいま選任されました委員の諸君は、御会合の上、正副委員長を互選し、議長へ御報告願います。

この際、暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時34分休憩

午前11時38分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会改革特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に15番、藤井慶峰君、副委員長に12番、檜崎政治君が選出されましたので、御報告をいたします。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年12月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時38分閉会

○議長（野口修一君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に招集されました今定例会は、議員各位及び執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりました。初議会でいろいろ不手際もありましたが、皆様の御協力によりスムーズな運営ができたことを感謝申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案のとおり御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様方からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、本市出身の前田優さんが代表選出されましたハンドボール日本代表おりひめジャパンが、11月30日から開催されましたアジア選手権に出場され、優勝というすばらしい成績を残されております。アジア選手権には、前田選手もキーパーとして出場され、勝利に貢献されました。前田選手の今後の更なる活躍を応援してまいりたいと思います。

次に、今月7日に博多駅において開催しましたミニ物産展について御報告をさせていただきます。

「九州のどまんなか宇土市」のPR活動として、市観光物産協会と連携し、博多駅構内のイベントスペースにて、物産販売や本市の紹介を行いました。

当日は、駅利用のたくさんの方々に足を止めていただき、本市を知っていただくことができ、大変うれしく感じているところでございます。

今後も、多くの方々に本市の魅力を知っていただけるような取組を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にも御協力いただきますようお願い申し上げます。

いよいよ今年も残すところ2週間余りとなりました。議員の皆様におかれましては、何か

とお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

これから日に日に寒さが厳しくなっております。どうか、健康管理に十分留意され、御家族揃って健やかに新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げます。

結びに、本年も市政の運営に対しまして、多大なる御理解と御協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野口修一君） これをもって終了いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前 11 時 41 分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 野 口 修 一

宇土市議会議員 小 崎 憲 一

宇土市議会議員 柴 田 正 樹